

第三章

呪縛 らい予防法の



予防法反対のため出発する長島代表

(1953 年、愛生自治会蔵)

らい予防法の呪縛 戦後、日本国憲法で基本的人権が保障され、またプロミンの導入により化学治療の道が拓かれたにもかかわらず、隔離政策がなぜ継続したのかはハンセン病問題の核心である。本章では、一九五三年（昭和二八）に制定され、一度も改正されることなく一九九六年（平成八）に廃止された、「らい予防法」の制定・改正・廃止や隔離政策の是非をめぐる動向についての資料を収録した。ただし、らい予防法の諸規定は政策内容はもとより、入所者の療養生活や啓発活動そのものに多岐にわたるかたちで現われている。例えば、社会復帰は退所規定が存在しない予防法との整合性が問われる課題でもあった。本章収録資料以外でも本書全体を通じて予防法についてのさまざまな論点が含まれていることをお断りしておきたい。

らい予防法そのものについていえば、見直しの契機は幾度となくあったものの、国の検証会議の最終報告書も示しているように、そこには改廃へと容易に踏み込み難い、複雑な事情が入り組んでいた。ハンセン病は治癒する病となり、社会復帰を果たす者も現れた一方で、偏見は容易に克服されず、かたや入所者の粘り強い運動の結果、療養所内の処遇改善が進みつつあった。その過程で、ハンセン病問題の解決とは患

者ないし回復者としての特別な措置を要するべきものか、それとも市民と平等な制度のもとで解決されるべきものか、など目指すべき目標と、その方法や道筋をめぐって入所者・職員・官僚など当事者間に深刻な亀裂が生じていた。本章の重苦しい記録はその一端である。だが、二〇〇一年（平成一三）の国家賠償請求訴訟熊本地方裁判所判決が明解に指摘したように、治療法が確立した以上、隔離政策の継続は法の下の平等に違反することは明らかであった。

癩予防法の改正運動 第一節1では、らい予防法が制定されるまでの両園の動向についての資料を集めた。戦後民主主義は療養所のなかにも着実に影響を与え、光明園では一九四六年（昭和二一）に、愛生園では翌年五月に敬和会という自治組織が再建された。愛生園自治会文教部が同年七月に主催した園内意見交換会は、直接的には物資の不足が続く療養所の現状をどう打開するかを論じることになったが、入所者・職員の真剣な議論のなかには民主主義についての理解もうかがわれて興味深い（資料一六七）。一方、愛生園・光明園は大島青松園とともに一九四八年（昭和二三）十月以降、職員や入所者の待遇改善などを求めて三園協議会を開催し、四年間で七回の会合を行って相互交流を深めた。とりわけ、昭

和二十四年度予算でのプロミン獲得闘争の成功は、全国的な患者運動の必要性と有効性を実感させ、一九五一年（昭和二六）一月に全国国立癲癲療養所患者協議会（全癲患協、翌年全患協と改称、以下全患協と略す）が結成された。瀬戸内三園協議会は、当初参加を見合わせたものの、同年五月に加入を申し出て発展的に解消した。

全患協は、発足直後は書面会合の形式で議論を重ねていたが、一九五二年（昭和二七）五月に多磨全生園において初の支部長会議を開催した。患者運動のための一時帰省を認めないように呼びかけた全生園長からの依頼や、出席への慎重な意見もあつて各園内で交渉が行われた結果、瀬戸内三園からの出席はなかった。この会議では、一九〇七年（明治四〇）に制定され、一九三一年（昭和六）に「癲予防法」と改正されて苛酷な被害をもたらしていた隔離根拠法の改正が目指されることになった。改正上の主たる論点は予防法を保護法的な性格を持つものとする、入所患者の生活保護金を定める、家族の生活を保障する、懲戒検束規程を廃止する、強制収容条項を削除する、退院・一時帰省を盛り込む、秘密保持を徹底する、などである。

一方、入所者の求める運動とは別に、国会や行政も癲予防

法の再検討を開始しており、とりわけ一九五一年（昭和二六）十一月の光田健輔（長島愛生園）・宮崎松記（菊池恵楓園）・林芳信（多磨全生園）という三名の国立療養所長による参議院厚生委員会での証言は大きな影響を与えた。この場で光田は徹底的な隔離や断種の正当化、逃走罪の新設などを要求し（資料一六八）、この証言内容が第一回全患協支部長会議を通じて長島愛生園入所者に知らされるや、入所者に大変な衝撃を与えた。また、翌年三月には厚生省が国立療養所長・庶務課長会議において運営方針についての意見を求めており、光明園もプロミン導入後の療養所を処遇面・医療面においてどう改善すべきかについての提案を行っている（資料一六九）。

全患協の予防法改正方針を受けて、愛生園では自治会である敬和会の常務委員長・田中文雄らにより検討会議が開催され、国會議員・厚生省など関係者の来訪を要請して入所者との会見の場で意見交換を行っていた。しかし、自治会はこうした意見交換を得てもただちに予防法が改正されるという確証を得られずにいた。むしろ田中は、光田が予防法改正に大きな影響力を持つことを逆手に取り、光田の国会証言を入所者の望む方向に修正させることが運動を有利に進めるとし

て、光田の責任を追及することに急である全患協の方針には懐疑的であった（資料一七二）。

一方、このような全患協の予防法改正運動に協力したのが社会党左派代議士の長谷川保であった。長谷川は全患協の要求事項を受けてハンゼン氏病法（草案）を作成し、議員提出による法改正を目指した（『近現代日本ハンセン病問題資料集成』収録、以下『集成』と略す）。しかし、この動きに対抗するため厚生省は政府提出による法改正準備を急いだ。その内容は療養所内で医療と福祉を行うことを明記したものの、都道府県知事による強制入所や外出制限などを設けるなど旧法以上に厳しい隔離原則を持つものであって、法案が提出されると全患協はらい予防法闘争と呼ばれる激しい反対闘争を展開することになるのである。

らい予防法案の提出 一九五三年（昭和二八）三月十四日に提出されたらい予防法案は、いわゆるバカヤロー解散によつて即日廃案となったが、六月三十日特別国会に再度提出された。全患協は各支部に対して、多磨全生園への代表者の派遣を呼びかけ、これに応じた各園の代表者らは、国会や厚生省での座り込みなどの激しい反対闘争を連日展開した。また、法案を廃案に追い込むため、作業拒否を含む実力行使を

各支部に要請し、決起集会や作業ストライキ、デモ行進などが多くの支部で行われた。しかし、激しい反対運動にもかかわらず、八月六日法案は原案のまま可決成立した。ただし、患者家族の生活保護など九項目にわたる付帯決議は、その後の処遇改善要求での足がかりとなるものであった。

愛生園では予防法改正促進特別委員会が園に対して厳しい交渉を重ねたものの、全患協の求める実力行使に踏み切って園と徹底的に対立することは避けようとしていた。しかし、穏健な方針はやがて入所者の青年達の厳しい突き上げを受けることになり、ついに六月二十日愛生園は総決起大会を開催して実力行使に踏み切った。だが、予防法が成立したことで、愛生園内で光田園長の責任を追及する声が高まり、光田園長辞職要求対策委員会が結成されて活動を開始した。一方で、これに反発する人々が二十日会や同志会といった組織を結成して対策委員会のメンバーの追放を要求して両者は激しく対立し、園内の情勢は不穏なものになった。この対立は自治会をも二分したため、執行部は事態を収拾することが困難となり、十一月十二日に敬和会は機能を停止した。入所者の一部は自治会再建同盟を結成して事態の收拾を呼びかけたものの不調に終わり、中国医務局長との懇談（十一月十三日、『集成』

収録）や対立する関係者の六者会談が行われた。また、全患協も予防法成立を受けた運動方針の再検討を進めており、敬和会の機能停止を深く憂慮し援助を申し出た（資料一九四）。一九五四年（昭和二九）一月二十七日、園当局は園内一〇団体の解散と、機能停止時の敬和会役員が再建敬和会の役員を辞退することなどを骨子とする和解勧告案（『邑久町史』史料編（下）収録）を示した。これが二月三日に賛成八九〇票反対二五五票で採択されたことによつて役員選挙が実施され、四月二日ようやく敬和会は再建された。しかし、一連の経過を振り返る入所者の所感には深い苦悩がうかがえる（資料一九一〜二）。

光明園では、予防法改正促進委員会の設置を求めた全患協本部の要請に対して、一九五二年（昭和二七）九月下旬の常務員会で自治会と別個の組織を設けず、予防法改正運動に関しては常務員会と評議員会による合同審議会を行うことを決定した。法案提出後、全患協本部はたびたび邑久支部に対して運動に連なることを要求したものの、ついに合同審議会は作業拒否などの実力行使は行わず、本部への代表員派遣も行わなかった。自治会は予防法案に賛成していたのではなく、実力を行行使して職員と激突するよりも、文書による穏健な反

対運動を行うという道を選んだ（資料一九五）。しかし、こうした合同審議会の方針に対して、青年団や入所者の中からは広く一般会員の主張を聴取する場を設けよとか、実力行使を含む強力な運動を求める声が高まった。だが、長島支部・大島支部が作業ストに突入した六月二十日の合同審議会においても、実力行使を行わないことが決定された。六月二十五日には入所者五百名を集めて予防法改正に関する懇談会が行われたが、運動方針が転換されることはなく、各方面への文書発送が行われた。また、この間に光明園職員も厚生省への要請を行ったように（資料一九六）、入所者・職員の連携がはかられていたことも光明園の運動の特徴であろう。

らい予防法の改正運動 第二節では、予防法施行後の制度整備や行政・職員・入所者それぞれの立場からの予防法見直しをめぐる動向や、隔離政策の現状や療養所の将来をどう評価し展望するかがうかがえる資料を収録した。新しい予防法にもとづく厚生省の各種通達は『集成』収録資料を参照していただきたい。

新しい予防法は司法手続きを経ず入所者に監禁・減食などの懲戒処分を与えするという施設長の懲戒検束権を廃止しており、これを受けて一九五五年（昭和三〇）長島対岸にも入所

者の反対を無視して留置場が設置された（資料二〇〇〜二）。牛窓警察署は厚生省と検討した結果であることを述べたが、もっぱら療養所入所者専用として設置されたことは明らかに、両園から反対運動が起こされた。その使用状況について詳細は不明である。この留置所設置の翌年にはローマ会議において、ハンセン病が治療しうるとして「らいに感染した患者には、どのような、特別規定をも、設けず、結核など他の伝染病の患者と同様に、取り扱うこと。従って、すべての差別法は廃止さるべきこと」と指摘したように、日本の隔離政策は国際的な動向からも離れていった。

また、一九五六年には光明園職員の森幹郎が症状別の療養所再編の必要性を訴えて「濫救惰眠」を防ぐべきとする論考を発表し、入所者との間に厳しい論争を巻き起こした（その経過は『証言・ハンセン病』（二〇〇一年）などを参照のこと）。翌年（昭和三二）八月に光明園長の神宮良一が亡くなり、後任の定まらないまま、同月光田健輔の園長退官が発表されると、両園の合併が取りざたされ、これを望まない光明園入所者は国立療養所課に後任園長の補充を求めた（資料二〇二）。このころ、退官する光田を顕彰する銅像の建立が愛生園自治会内で検討されたものの、それは入所者の光田評

価をめぐる対立を再燃させた（資料二〇七）。一方、療養所の将来構想を考える際、療養所事務長らが参加した、らい研究協議会案（資料二〇四）のように療養所の再編がしばしば検討され、隣接する愛生園・光明園は統合の対象と見なされる場合もあった。なお、医師の立場からの予防法の見直しは、一九七六年（昭和五一）に全国療養所所長連盟が外来診療の導入などを柱とするらい予防法改正草案を作成したものの、それ以降は法についての構想がまとめられることはなく、施設の現状を踏まえた医療改善などが要求されるに過ぎなかった（資料二〇五）。

厚生省では一九六三年（昭和三八）に小西宏結核予防課長が治療技術の向上を踏まえて法の改正に意欲を示したものの（資料二〇三）、省内の理解は得られず、その後は既成事実を徐々に積み重ねつつ処遇の改善を図る方針に転じていった。厚生省にとって絶対隔離政策への反対給付を訴えることが、財政当局から処遇改善予算を獲得するうえでも効果的であったのである。

入所者は、処遇や医療の改善などを求めて運動をするなかで予防法の改正もしばしば提起された。一九六一年（昭和三八）、全患協はらい予防法改正案研究委員会を立ち上げ各

支部での検討をふまえて、一九六三年（昭和三八）九月にらい予防法改正要請書を厚生大臣に提出した。これは一九項目からなるもので、以後の改正運動の基本文書となった。当時、全患協事務局は愛生園に置かれており、取りまとめに携わった加賀田一が『「小島の春」は今』（二〇〇〇年）のなかでその経過についても触れている。全患協の動向を受けて、岡山県議会は一九六四年（昭和三九）三月十九日にらい予防法の見直しを求める意見書を内閣総理大臣・厚生大臣・衆参両院議長に提出した。

その後全患協は一九七五年（昭和五〇）に「将来の療養所のありかた研究会」を組織し、医療の充実などとあわせて予防法の問題にも言及したが、一九八四年（昭和五九）になって再び予防法改正運動に着手し、らい予防法問題検討委員会を各支部に設置した。この際の愛生園らい予防法研究委員会報告書（一九六三年六月）、および光明園らい予防法研究委員会答申（一九七六年十月）は『邑久町史』史料編（下）に収録している。だが、高齢化社会を迎え、行政改革が叫ばれる渦中で予防法改正を訴えれば、療養所は解体され運動の成果を失いかねないとする危機感から、改正に向けた方針は容易に集約されなかった。本部は小委員会で試案を作成し、さ

らに支部で検討を重ねた結果、一九八八年（昭和六三）には二年後に予防法改正運動を開始することを決定した。さらに全患協は、一九九一年（平成三）の第三九回支部長会議において異例の採決による意志統一を図って、改正運動を進めることを決定し、らい予防法改正要請書を厚生大臣に提出した。翌年からはらい予防法改正対策特別委員会が設置された。このような改正運動の盛り上がりを受けて、職員の労働組合である全日本国立医療労働組合（全医労）も、療養所を地域に開放される医療施設へと転換するという構想を掲げ（資料二〇六）、予防法の改正を求めるに至った。

一方、厚生省では一九八三年（昭和五八）以降、らい予防事業対策調査検討委員会を開催しており、同検討委員会で一九九二年（平成二）に予防法についての検討が開始された。この座長を務めていたのが、厚生省医務局長も務めた大谷藤郎であり、大谷は一九九四年（平成六）全患協の予防法専門委員会で、予防法を改正せず廃止した上で、療養所の現状を維持する新法の制定を目指すべきとする大谷見解を発表し、法改正を目指していた全患協の運動は重大な岐路に立たされることとなったのである。

第一節 らい予防法の制定

1 癩予防法改正運動

一六七 園内意見交換会

(愛生園蔵「入園者教育関係綴(社会教育関係綴)」昭和22年)

第一回意見交換会の速記録をお届け致します。

尚、本記録は一部しか作成してありませんから、御回覧後は松寿寮迄御返し下さる様お願申し上げます。

八月一日

常ム委員会 印

愛生園長 光田健輔殿

速記録

昭和二十二年七月十日午後七時五十五分より開催された文教部主催第一回園内意見交換会の速記要約は左の通りであります。

参加者の概数：入園者百三十名程度、職員十二、三名―田尻医官他―

司会者として津川文教部長挨拶。「本交換会の期する所は入園者と松寿寮との腹蔵無き意見の交換である。食糧危機の折

柄、欠配は覚悟せねばならない。そこで園内の生産を増加させることが必要である。そのために生産の問題を検討し、他あらゆる皆様の建設的御意見を伺いたい。そして明るい園内施策を期したのである。そして今晚の交換会には次のことを守つて頂きたい。一つの質問には一つの答えをすること。

発言は自由ですが必ず挙手すること。もう一つは破壊的な言動、人身攻撃的な発言は慎むで貰いたい。民主々義精神の基調は相互の人格を尊重し合うことであります。これからなされます皆様の御意見に対しましては、園内施策の上に反映させて行きたいと考えます。」

総代：現在、^(ママ)億円の赤字、^(ママ)万石の食糧不足であります。自分

達が信任した政府ですら国民に二十日間の欠配来るを予告している。園内では入園者に松寿寮が責任を転化^嫁しているとの

声があるが、それは誤解である。私達は確信ある成案をし、責任を持つて臨んでいる。しかし、そうした成案はあくまでも総意を結集して打開してゆく道をとつてゐる。執行部としての松寿寮と入園者とは常に一体でなければならない。(以下、三十字程度速記不充分的為削除)尚我々は欠配に対してはも万全の措置をとりつゝある。とにかく全入園者が一体とならねばならない。こう云う意味でも今晚は活潑な質問・意見

を望みます。

〔前島憲吾〕^{〔頭注〕} 前島：総代は欠配に対して万全の措置をとる云^{〔と欠〕}

うが其の具体的内容は如何。

総代：我々には欠配に対処する直接的な施策は出来ぬ。我々の特殊性に鑑み当局を通じて積極的に善処して頂き、園内に於ては殖産方面に全力を傾ける。

〔栗下信策〕^{〔頭注〕} 栗下：報国農園の供出量を少くしたのは何故か。

小松原部長：根本原因は不作。

栗下：昨年の生産量と今年との比率は如何。

小松原部長：六割です。

〔一字削除〕^{〔頭注〕} 司会者：栗下さんが云うのは引下げるに至つた経過もでせう■。

栗下：そうです。こうした欠配が来ると云う食糧危機に対して何故みんな引下げずに出し合おうとせぬのか。

小松原部長：今年は六割の不作であるが、一坪に対して四百匁の供出量は高率のものでは決してない。昨年でも豊作だからと云つて四百匁以上の供出はしてはいない。しかし、評議員懇談会は生産量に比較して高率のものであると云う見解から考慮する必要を求めて来たのである。

〔一字訂正〕^{〔頭注〕} 栗下：遠^{〔頭注〕}豆の供出量のことともそう云う考えから

か。

栗下：供出量を一率にしたのは何故か。^{〔律〕}

小松原部長：特別供出者のは別だが大体不作であつたから一率にした。^{〔律〕}

小松原部長：豌豆は今年最初の試みであつたから。そして非常に不作であつたから。

栗下：現在食糧配給量は全部放出しているのか。

原田部長：特配の麦は今中止されている。今迄の特配と六月一日よりの特配で二合八匁の配食をしている。

栗下：園長に食糧問題の上で責任を持てと云うのは間違つている。

原田部長：園長に責任を持たせる考えはない。

栗下：我々自身が喰いのばしをせずに、どこから出て来るのか。

総代：園長に責任を持てと云うのではない。万全の努力をとつて頂くよう約束した訳だ。それでも出来なかった場合には二合五匁でやつてゆく。

〔堀川宗二〕^{〔頭注〕} 堀川：現在道義心が頹廢しているが、これは衣食住の問題からくると思う。当局に訴える前に、持つものが持たざるものに分ち与える気持が必要だ。農区問題に於ても

農区を縮少してまで不便な所を耕作すべきか。報国農園を作っているがために園作業に力を傾けることが出来ない。報国農園には十三の力が出る。そうすれば三の力が作業にマイナスする（以下二十字程度速記不充分ノ為削除）ですから健康者を農区に集約的に力を傾けて増産したらよいと思う。

〔頭注〕「衣笠台吉」衣笠…一致協力することが大切だ。今こそ自己反省する時だと思う。

司会者…堀川さんに対する意見は如何ですか。

栗下…同感。

司会者…松寿寮のお考えは。

総代…一般の方の御意見をもう少し…。

…参加者の発言無し…

総代…執行部としては同感です。堀川氏の御意見は施策の上にも生かしてゆきたい。

堀川…現状の品評会は遺憾だ。舎園の平等がなされていない。地理的にも各処に点在している。これは労力の上にも損失だ。近辺の舎園の平等を図って頂きたい。そうしたならば良心的にも供出するだろう。そして自由農園へも供出量を定める。

司会者…近辺と云うと？

堀川…舎の附近を舎園とすることです。

〔頭注〕「吉田正衛」吉田…舎園整理に当つては同情と理解が必要で
す。堀川さんの云うようにうまくはいかない。口ではうまく
云うが、いざとなるとすぐ利己感情を出して来る。

衣笠…堀川さんの意見に賛成です。

堀川…全個人農園を舎園として平等に分配せよ。

〔頭注〕「藤田政義」藤田…堀川さんの意見は到底不可能だ。健康の
程度はそれぞれ違うから、平等にするのは無理です。

栗下…堀川さんの意見に賛成です。

小笠原部長…自由・舎園の問題は長い懸案だが皆様の御意見
に従つて最良の案を以て善処したい。

堀川…賛同するのは役員のみだ。投票でそのことを決めよ。

各自が自分の健康の許す範囲に於て生産すればよい。

栗下…革正は断呼としてやれ。

衣笠…総代を中心としてやること、口先はやめて不言実行を
以てやつていこうではないか。

〔頭注〕「二字削除」田尻医官…栗下君は良いことは誰がなんと云つ
ても断行すればよいと云つた。衣笠君も総代を中心として不
言実行でやれと云つたが、一つのこ■とが如何に良いことで
あつても、多数者の意見がそうでなかつたら多数者の意見に
従うべきだ。一人の指導者を中心としてやつてゆくことは今

迄の日本が犯した道がそれであつた。大勢のものゝ公正な意見に従つて行動せねばならない。十分に意見を發表し討議し、そしてゆくべき道を決める。尚煽動者に対しては各自がその煽動に乗らぬだけの常識を持たねばならない。こうした機会に皆さんは十分自分の意見を述べて、あとでこう云えば良かったとか愚痴をこぼすようなことがあつてはいけない。

司会者：田尻先生の発言は私達に対する忠告として受取つていゝのですね。

田尻医官：はい。

司会者：女性の方々もどうぞ活潑な御意見を…。

吉田：松寿寮は施策に対して、よく認識させる必要がある。

〔頭注〕

「二字訂正」宮川分館長：私は今がもつともデモクラシーをはき違える危険時代だと思う。公正な多数者の意見に従はなくてはならない。云うべき席上に於ては云つて貰いたい。田

尻先生の意見には賛成です。現在は各自が反省することが一番大切です。全体主義と民主主義とは紙一重だとも云える。

こうした時機によい指導者が必要だと思ひます。今夕のこの機会にみんなの意見を活潑^にに發表して頂きたい。

総代：とにかく現在は民主主義の声によつて、むづかしいがやりよい時もある。とにかく協同的な利益のために、個人を

中心とせず社会を中心としてやつてゆくべきだと考える。

〔頭注〕

「菊池健二」菊池：万一欠配したら、それに対する準備があるか。私は現在入園者が持つてゐる芋類等を買上げては如何。総代：関係者とも研究中である。万全の措置と云う言葉もそう云つた具体策が入つてゐる。私は先づこうした状態にあつては入園者全部の正しい認識をまつより外に、突破する策はないと思う。

藤田：欠配について、もう少し具体的に説明願ひたい。又、

先月の食糧営団との懇談会の内容についても發表されたい。

〔頭注〕

「四字訂正」原田部長：責任者として、園長先生は非常に御配慮下さつて居られるから、恐らくは欠配になつても二十日間なにも食せぬと云ふことにはな^らないと思う。

私共はこの食糧危機に対して正しい認識を持つて対処せねばならない。

〔頭注〕

「三字訂正」尚四月一日から停止されていた加配麦も園長先生外職員の御努力で六月一日から再び配給して貰つています。これは今は無いから新麦が出てから受取ることになつています。であるから一ヶ月分喰いのばしてゐる訳です。私は今から十五日間程度の備えをいつもして置かねばならないと考えてゐる。この加配麦は是非共喰いのばして二十日間欠配

以後のことも少しでも用意せねばならない。そう云う点からしても園内生産品を増加させ、この食糧危機を突破する一助たらしめるべく努力が必要である。

総代：とにかく現在は園内生産品を増加させて、加配麦と配給食糧を食いのばすことに努力することが一番大切な事である。

宮川分館長：たとえ岡山県が生産県だと云つても、今日の状態では甘いことは望めない。国民である以上、共に苦しみ共に楽しむと云う精神が肝要です。

〔頭注〕喜多義三 北田：園内通用票を回収したら如何。

会計部長：それについては当局とも交渉考慮中です。

吉田：毎月の報恩貯金五銭の収納については、時間的空費についてでも再考する必要ありと思うが如何。

…一、二名同感という声有り…

吉田：三ヶ月に一回とか中間的なところをとつて進めばよい。

会計部長：現在に即してやつて行きたい。

総代：この報恩の精神と趣旨を生かして行きたい。

十時事務官

トドキ職員：園内通用票を維持してゆくべきか否か。その得失を伺いたい。

藤田：参考意見。トドキ先生から得の方を説明して頂き、損失を事務所の方から説明願います。

田尻医官：私はその当事者ではないが、園内通票を設けた理由を述べて見たいと思う。

一、現金を使用すると外部と流通させる恐れと消毒不完全となる。また手間がとれてくる。二、現金を所持させると逃走する恐れがある。以上のような理由によるものではないかと思う。こうしたインフレ時代には通票を作るにも相当困難であるが、とにかく社会に対しては良心的に各自が自覚して欲しい。しかし、園内通票でゆくべきだと考える。

総代：生活補助金^{マコ}支払の時でも三万円増札した。これは七万円程度の園内通票が分館に回収されているのは常に二万円程度で、五万円がみんなの手許にある訳だ。そうしたら一人当り百円所持するとしたら園内通票十二万円必要となる。こう考えていつたら、現金制にした方が通票を作ることも不要だし、便利とする説があるが、もしこれを全面的に許可したならば、持たざるものゝ生活は^が窮迫することは明かである。園長先生もこの問題は■入園者がよく考えて善処したらよい。しかし園金制度を維持してゆく方が自分はよいと信じている旨、述べられていた。私達は愛生園の美点たる貧富の差なき

療養所の伝統を守つてゆくのが、結局我々全体の幸福である
うと考える。こう云う意味からしても、園金制度を廃止する
考えはない。飽迄も園内経済を安定させるためにも統制的に
やつていきたい。

「原田部長の現金使用者に対する言葉として「不逞の輩」
なる言有り。これについて応酬が有つたが、この間の記
録不充分であつたため削除」

原田部長：結局お互いの経済の均衡を破ると云うことは、相
互扶助の精神に反するのである、故に私はそうした人々を不
逞の輩と云つただけです。

——同感くゝなる声有り——

総代：相互扶助の精神によつて問題を解決する。

前島：今後この通票対策を如何するか。

総代：早くそれは決定せねばならぬ問題ですが、大体先程申
した精神により、十五、六万円増札して頂き、園内通票一本
槍でゆく。

宮川分館長：最善の方向としては園内通票制が望ましい。貧
富の差無き美点を維持してゆくことがお互いの幸福だと私も
信ずる。

〔頭注〕
「池内敬明」池内：園内に滋養品くらいは売店で売つて貰い

たい。園内生産の滋養品は病室にやるのは当然です。然し少
しぐらいは自分で自分の疾患に滋養をつけたい。

原田部長：そうしたものは特注の形式で購入すればよい。
〔頭注〕
「二字訂正」■駒田部長：現在特注も受付けていますから申
込んで下さい。滋養品のこともこちらで考究中です。

宮川分館長：現在村に於て消費組合設立を準備している。一
口百円。入園者の方は、慰安会で入るようにしたい。この月
の十五日には委員会が開かれる予定で、こちらからはトドキ・
塚本先生と私が出席することになっています。

宮川先生退席。

総代：保管金も願書制にし、当座預金制も考えています。

菊池：死亡者に対して、もう少し散髪するなどもう少し改善
したらどうか。

常国部長：同感です。考えてみます。

〔頭注〕
「本田勝武」本田：金星にラヂオがない。至急取付けて貰い
たい。

総代：よく分つています。今後は重点的にやつてゆきます。

本田：全部長の所にあると云うことは…。

総代：連絡上絶対に必要です。

吉田：慰問の場合、不自由の者のために舞台中継をしたら如

何。特に配慮して頂きたい。

津川部長：いつも内容がわからず、時間的にも準備することが出来なかつた。

総代：線がなかつた。唯心配するのはマイクを通したゝめに観客が来ないと云うことです。

吉田：実演にふれなければ興味が無いのだから、来ることは間違いない。またそのくらいのことは自覚していると思ひます。

〔頭注〕池田繁夫「池田：私は住友上に補助看護しているものだが、蚊帳がなくて困っている。

常国部長：考えます。

池田：湯灌するときのことも、もう少し改善して貰いたい。常国部長：そのことは病室総代からも聞いている。努力します。

池田：外科材料について医局でももう少し出来ませんか。

田尻医官：個人々のことはいろいろ求めもあるだろうが、今一等ガーゼが非常に少ない。二等ガーゼは絶対と云つて云い〔ママ〕くらい入手困難です。こう云う状態ではどうしようもない。もう少し我慢して頂きたい。

堀川：不自由者はほんとうに外科治療が一番悩みの種だ。

常国部長：看護長にお頼みしたが、もう少し我慢して呉れることだつた。

栗下：この前、肥桶を修繕に出したが、やつて呉れない。もう少し責任を以て仕事をして貰いたい。〔ママ〕

司会者：全般的な意見にして下さい。

佐々木部長：個人的に修繕を出す場合が非常に多い。だからどうしてもそう云う風になつてゆく。これからはそう云うものを取締つてゆく方針です。

栗下：不正はいくらでもあるでせう。腕のあるものは出来るが、ないものは出来ない。

司会者：作業計画性について説明して頂きたい。

佐々木部長：今迄の園内の行き方はあまりに無計画的であつた。園内の労力との調整もとらずにやつたことが失敗の因を作っている。今後は事業企画〔作〕に対しては慎重にやつてゆく。

本年一杯でも今迄手をつけた仕事は終はらない。家屋の修繕も考慮せねばならない現状である。はつきり云つたら恩賜道場の存在価値についても疑はざるを得ない。あの労力は大きなものである。

栗下：責任ある人がそんなことを云うべきではない。責任がなさすぎる。私は退場します。―場内騒然。栗下氏の態度に

ついて批難の声有り―

田尻医官：意見は意見とてあまり感情的にならんように。

栗下君の場合もあれば意見である。この問題は打切つて進んだ方が良い。

司会者：作業部長の発言はその必要的見地から強調し過ぎたと思う。

田尻医官：栗下君は尊敬せよと云つたのだと思う。

司会者：作業部長の言葉を栗下さんは誤解している。

総代：全入園者も皇太后御下賜金で作つたものなのだから、その尊いお気持ちを体さねばならない。

池田：現在の畳の裏返しをすれば非常に経済的だと思うが…。

佐々木部長：考えています。

菊池：園内作業能率の低下に対処するなにかを考えねばならない。松寿寮の方針は如何ですか。

司会者：現在就業者は何名ですか。

佐々木部長：約七百名。内男四百三十名、女二百六十名程度。

総代：労働力(働)を現在移動すればどこかに穴があく。ですから可及的速かに園内作業改革案を得て、皆様の御批判を願いたいと思つてゐる。

吉田：私は能率向上のために待遇改善が先決だと思う。

菊池：それは金銭の上か、それとも物によつてか。

吉田：どちらにかたよる必要はない。

総代：改革案作成の根本方針は、①労務の再配置について、②整理部門は思い切つて整理する、③殖産部・看護部を中心に身分保証制及び報奨制、これに精神面に於て啓蒙運動を行う考えてゐる。要するにこの際全入園者が利己主義を打破して、社会人としての自覚に立ち、明朗なる療養所を作りたいと考えます。

司会者：ではこの辺で今晚の意見交換会を終わりたいと存じます。有難う御座いました。

十一時八分開会

以上在文責記者

一六八 光田園長の参議院厚生委員会証言〔抄〕

〔参議院厚生委員会会議録〕昭和26年

光田健輔

未收容患者が二千人残つてゐると厚生省の統計はいつておられますが、詮索すると余計にあるかも知れません。その残つてゐる患者を早く收容しなければなりませんけれども、

これに応じない者がたくさんあります。そのような者に強制的に、このらい患者を収容するというのが、今のところではなはだそのようなところまで至っていないのであります。この点については特に法律の改正というようなことも必要でありましょう。強権を発動させるということではなければ何年経つても、同じことを繰り返すようなことになって、家庭内伝染は決してやまない。手錠でもはめてから捕まえて強制的に入ればいいのですけれども、ちよつと知識階級になりますと何とかかんとか逃げるのです。そのような者はどうしても収容しなければならんという、強制のもう少し強い法律にして頂かんと駄目だと思ひます。

治療も必要であります、私どもまずその幼児の感染を防ぐためらい家族のステルザチョンということも勧めてやらす方がよろしいと思ひます。らいの予防のため優生手術ということは、保健所あたりにもう少し、しつかりやつてもらいたいと考えております。

それで患者の逃走ということですね。これは何ぼ入れてもですね。その網の目をくぐつて逃走するのでございますから、私どもは、逃走しないようにですね、長島というところは海の中であつて、どこへでも船でゆかねばならんようにしてい

る。ところが船を買収しまして、今では千円、二千元ほど漁夫にやつて向こうへ逃げてゆくようなわけです。そういうものはですね、逃走罪という一つの体刑を科するかですね。そういうようなことができればほかの患者の警戒にもなるのであるし、今度は刑務所もできたのでありますから、逃走罪というような罰則が一つほしいのであります。これは一人を防いで多数の逃走者を改心させるというようなことになるのですから、それができぬものでしょうか。

病名をハンセン氏病と日本で変えるということについては、子供みたいな話ではないかと、私どもは考えるのであります。

それから一つ予防上から申しておくのは、所の中に民主主義を誤解して、患者が相互に自分の党をふやすということで争つているところがありますし、それは遺憾なことで患者が互いにいがみ合つていようなことになっております。これは患者の心得違いでありまして、そのためにその従業員が落着いて仕事ができない。結局は患者の不幸になって参ります。もう少し法を改正して闘争の防止ということにしなければ、不心得な分子が院内の治安を乱しますから、十分法の改正すべきところはして頂きたいと、以上でございます。

一六九 療養所長・庶務課長会議の質疑事項

(光明園蔵「庶務関係例規」昭和27年)

療第四七号「園長、庶務・医務課長ほか五名回覧印あり」

昭和二十七年三月六日

国立療養所課長

医務出張所長・国立療養所長殿

国立療養所長・庶務課長会議について

昭和二十七年度の国立療養所運営に関し、四月下旬以降ブロック毎に標記会議を開催する予定であるから、左記事項留意の上、各議題について意見又は質疑事項があれば三月末日までに当課宛提出されたい。管理課・整備課・人事課・会計課関係の議題は未定であるが、貴所において意見・質疑等があれば、併せて提出されたい。なお、提出の際はできる限り各議題をそれぐ別葉とされたい。

記

国立療養所課関係の予定議題は次の通りである。

- 一、国立療養所の運営指針及び療養規律について
- 二、入所患者の詮衡方針^{〔ママ〕}について
- 三、診療費及び医療社会事業について
- 四、退所の調整について（作業療法・アフターケア問題を

含む）

五、診療内容の向上について

（国立療養所の診療方針、外科療法、化学療法、医療技術者の教育、医務課の業務基準等を含む）

備考 本年度においては医務課長会議を開催する予定ではあるが、医務課長会議に附議すべきと思われる事項についても、網羅して報告のこと

六、看護について

（養成方針、看護管理の最低基準、附添看護の問題、総婦長制度等を含む）

七、給食について

（残飯問題、温食について、給食設備の改善方法、食糧購入の合理化等を含む）

八、薬局管理について（薬局業務基準、薬品の管理等を含む）

九、昭和二十七年度予算について（予算概要、予算執行方針の改善、予算令達方針等を含む）

一〇、統計について（医療統計、経営統計を含む）

一一、患者団体について（生協、自治会等の問題を含む）

一二、注意事項（施設内の特別会計、火災、盗難、健康管理等を含む）

昭和27年3月31日起案、4月2日施行、光収第一五八号

園長[㊟]、庶務課長[㊟]、主任[㊟]

案

園長

医務局国立療養所課長宛

所課長会議における意見・質疑事項について

三月六日付療第四七号に於ける「国立療養所長・庶務課長会議について」の御通牒により本園より別紙意見及び質疑事項提出致しますから、よろしく御願申上げます。

意見及質疑事項 (庶務課)

国立療養所の運営方針について

一、国立療養所中、殊に癩の療養所は御承知の如く戦後のプロミンを始めとする新らしき化学療法により患者の疾病面における軽快は顕著にして、患者も遠からず全治に至る希望を抱き始めてゐる。従つて在来不治と自ら諦めてゐた疾病よりする虚無的心理は、自己再建への建設的意欲へと高[㊟]まり、疾病の治療と併せて、その期間中自己の精神的充実と出所後の社会復帰への準備としての教養と技術の習得を

求める声が年年と大きくなりつゝある。更に将来の癩療養所は治療並に研究の進歩と一体となつて、職員・入園者を問はず、その教養性の向上が欠く可からざるものになり、これなくしては決して将来健全且つ充分なる療養所運営は不可能であると思はれる。以上の点で戦後に於ける癩の療養所は戦前と質的に大きい変化を来してゐる。これに対し、現在のところ職員にその如き指導者として特になく、又指導者を迎へる官制にもなつておらず、患者はこの方面に於て全く放置されてゐるといつてよい。これ癩療養所の現在最も大きな盲点とされてゐる。これを放置すれば将来全国の癩療養所に於て幾多の好ましからざる問題及び事件が起ることゝ思はれる。昨年の所課長会議に於ても大体同様の主旨を意見として出したが、単に実施するには予算がないといふ理由のみにて認められなかつた。これに対し、当局の御意嚮を端的に承りたい。

二、一に關聯し、具体的に云つて、患者の精神面に於ける治療者として文部省より適当なる人を出向の形式にして、療養所に招置[㊟]する意嚮ありや。又文部省と限らず、人格識見ある者を顧問として官制化し招置[㊟]する意嚮ありや。

三、患者の自治的生活のあらゆる面に更に即人・即物的指導・

相談をなさしめ、患者と療養所の運営の有機的緊密性を図る等の為、癩療養所に補導係を強化拡充した補導課を設け、医務・庶務の二課と共に、三課聯立制度をするがよいと思はれる。

〔欄外注記〕

「昭二七・三・二七提出木ノ下殿」

国立療養所長・庶務課長会議に對しての意見

(医務課)

一、診療内容向上について

癩療養所は他の療養所と異り、半永久的療養生活を営む一社会であるので、一般治療の外に防疫・保健指導等の社会に於ける保健所の業務に準じた業務を特に行ふ必要がある。是れが従来は医務課の内科等に於て隨時適宜に行はれて来た。又一方、近來の化学療法の発達に伴つて癩治療の曙光も見え出したので、従來の如く唯単に來訪する患者を各科に分れて癩の部分病状を對症的に治療するに止まらず、綜合的に全体的に全身病として癩そのものを直接対象として取扱ふ要が起つて來た。

右の見地から医務課内には是等の業務を行ふ一科を設ける要がある。

光明園に於ては保健科と名付けて健康相談日及治療指導日

を設けてゐる。健康相談日に於ては一般健康相談を隨時訪れる患者との間に行ひ、治療指導日に於ては患者を地区別に呼出して積極的に治療指導を行つてゐる。

右の業務が従來積極的に行はれなかつたのは、癩療養所に於ても癩の治療に對しては半ば絶望し、消極的姑息的に部分症状を對症的に行つてゐたのによる。

右の意見は來るべき医務課長會議に於て提案する考である。

一七〇 光明園提出の入所患者規律案

(光明園蔵「庶務關係例規」昭和27年)

昭和二十七年八月二十六日起案、光発第二八五号

案

園長

厚生省医務局療養所課長宛

本年度癩所課長會議に於ける依頼資料提出について
標記について左記の通り別紙送附致します。

記

一、邑久光明園組織機構図

二部

一、国立療養所入所患者療養規律案前文

二部

- 一、前項本文一般入園者の分 二部
- 一、前項本文重病棟入室患者の分 二部
- 一、国立療養所運営指針案 二部
- 一、国立療養所患者懲戒検束規定 二部

国立療養所邑久光明園

国立療養所入所患者療養規律案

国立療養所は国民全体の健康な生活をたもつために平等の精神に基き癪におかされた人々に対して科学的な医療生活のを行い、正しい療養生活のしかたを指導し、患者の衣食住生活を保障し、一方患者の補導・教養の向上を図つて、その精神的苦痛や虚無感を除き、充実した精神生活を送らせると共に、医療の向上を図り一般社会に癪のふへることを防ぐ目的で国が設けた施設であります。

癪は仲々治り難い病気です。治るとしても非常に長期間辛抱し、恒に同病者寄り合つて少しでもお互ひの心身の悩みを慰め合はねばなりません。然も、療養所はひとりひとりの療養と生活を同病者の集団の中でなしとげ、療養所をお互ひの生活の理想的な場所としていくところです。

そこで一人一人か少くともこれだけは守らなければならない規律がその人の療養のためにも、又同病者のためにも必要になります。それがこの患者療養規律です。

規律といえ、ともすれば他からおしつけられたものゝように思われますが、それをまじめに守ることによつて、はじめ療養の目的を達することが出来るといふことをよく理解し、自分から進んで実行しようとすれば、かえつて自分のための約束ともなり、それを実行することを喜びともなるものです。

癪は軽いもの、重いもの、すゝみかたのおそいもの、はやいものなど人によつてちがうもので、又自分の感じと実際の病状とはいちじるしくちがうものです。

自分でその症状をひとりぎめして勝手な動きをするのはまぐとにあぶない事です。

かるがろしく喜こんだり、むやみに悲しんだりすることなく、あくまでも医師の指導の下にまよわず療養に努めなければ、療養所に入つた目的もせつかくの努力も水の泡となりましよう。それははやく言えば自分の生命を自分から粗末にするようなものです。

病状は一人一人みなおなじでなく、年令も性格も境遇なども

いろいろありますが、病状も重く生活も苦しい人人を含めた全体の入所者のために、正しく楽しい療養の環境を造り上げるように全部の患者が努めなければなりません。

ゆえに体力のある者がその体力にまかせて規律をみだし、資力ある者がその資力にまかせてぜいたくやむだづかいをすることもつゝしまねばなりません。もし療養態度の悪い人が集団の中にあると、そのためにひいて他の人^{〔入〕}所者のまじめな療養をさまたげることにもなるのです。いうまでもなく、この規律は患者の療養のために設けられたものですが、国立療養所は国のものであつて、いわゞ国民全体にかわつて国が経営するものですから、いろいろな法律規則に基いた管理の上からも、この規律が必要であるといふことはよく理解すべきです。

国立療養所邑久光明園

国立療養所入所患者療養規律案

療養専念の義務

1 患者は療養所の指示と指導とを守り療養に専念すること
入所の目的は一般社会からの伝染予防です。治癒のための手段を施し、途を授け、それを実践させるところが療

養所であり、それを実践することです。ゆえに療養生活に入る者は、専らその療養所の指示や指導の通りに療養に精進しなければなりません。それが入所者の最も正しい道であり、同時に家族及一般社会に対する責務でもあります。そして又この責務を履行することは療養所といふ集団生活の秩序を維持する所以であつて、入所者一般に対する重要な徳義です。

療養日課

2 患者は療養日課を守り、規律正しい生活をする事。
療養の効果を挙げるには、規律正しい生活が第一です。その基準を定めたものが療養日課です。ゆえに自覚症状や独自の判断でこれを破れば、療養の効果は当然失われます。

薬品の使用

3 患者は療養所から与えられた薬品の外、医師からの指示又は許可されない薬品を所持又は使用しないこと。

禁酒

4 患者は飲酒せぬこと
飲酒は療養上有害であり、又他の入所患者の療養を妨げることありますから廃止すること。

入浴

5 患者は身体を清潔に保たねばならないから、努めて入浴すること

物品の消毒

6 患者の所持品で療養所から指定されたものは消毒を受けなければ所外に持たさないこと

風紀

7 患者は風紀をみだすような言動をしないこと

慰安娯楽

8 患者間の慰安で特に長時間に亘り療養生活に支障を来す様なものは慎むこと

面会時間

9 患者は係員の指示に従ひ所定の面会場所で面会すること
共同生活

10 患者は常に共同生活の道義を重んじ、互に療養生活を完うするように努め、恒に相愛互助の精神に則り、病状に
応じた看護等に協力すること

清潔整頓

11 患者は療養生活に^{所内の清}潔保持に協力すること

所持品の制限

12 患者は療養生活に不適正な物品を所有、若しくは保管してはならない

物品の持込・持出

13 患者の物品の持込と持出しには療養所の承認と消毒を受けること

官有物の取扱

14 患者は官有物の取扱を丁寧にし、みだりに移動したり変更しないこと

火気取扱

15 患者は火気の取扱に注意し、定められた場所以外では絶対に使用しないこと

文書・図画の謄写印行、頒布、掲出

16 患者が所内において文書・図画等の謄写印行したり、又は頒布、若しくは提出しようとするときには、療養所の許可を受けること

署名・投票・団体加入勧説資金募集等

17 所内において多数の人に対して署名や投票を求め又は団体の加入勧説、若しくは資金募集等を行おうとするときは、すべて療養所の許可を受けること

団体

18 団体が所内に事務所又は居室を置こうとするときは、すべて療養所の許可を受けること

物品販売の禁止

19 患者は所内で定められた範囲外の物品販売をしないこと。物品の販売は所定の場所においてすること

会合・集会

20 患者の所内における会合・集会等は許可された規約規定の範囲内に於て認められる。但し大会開催の場合は園長の許可を受けること

立入禁止区域

21 患者は所内の立入禁止区域に立入らないこと

非常災害

22 患者は火災等非常の災害が発生した場合には、療養所の指示に従つて行動すること

動物の飼育

23 患者はみだりに動物を飼育しないこと

耕作

24 患者は所より許可された場所地以外でみだりに耕作園芸等を行わないこと

草木風致の愛護

25 患者は所内の樹木・花卉を損じ風致を害するようなことをしないこと

面会人の宿泊

26 患者は面会見舞等のために来所した健康者を面会人宿泊所以外に宿泊させてはならない

電話の使用

27 患者はみだりに療養所外に電話をしないこと

一七一 光明園での運動方針

(光明自治会蔵「予防法改正運動 邑久支部資料」昭和27年)

前略

癩予防法改正委員会設置に就いて再三再四督促状を頂き、本部に対し種々御迷惑をおかけ致しました事を申訳なく存じて居ります。

聞く処に依りますと八園の賛成を得て十月一日を以って促進委員会発足の趣き、本園としても支部長会議採択の線で進んで頂いて別に異議はありませんが、この件に就いて別個に委員会を結成する事に反対を表明して来た訳であります。然し十園の中八園までが賛成されたものに従はないと云ふ訳にも参りませんから、何うぞ善処方願します。当園と致しまし

ては特別委員会は設置せず、従来の様に全癩患協の名に於てやって頂きたかった事は今尚変りはありません。

保ゴ法的性格を持ったものへの改正請願は本園としても勿論大賛成ですが、只其の手段に同意出来なかった次第です。

本園には常ム委・評ギ員・寮長の機関あつて本部よりの協ギ事項は凡て常ム・評ギの合同審ギの上採決していますので(ギ長 総代、副ギ長 評ギ員長) それと別個に特別委員会を設ける事は当園として運営上困りますので今回の件に於いても従来の形式で進む心算ですから左様御諒承願ひます。

全生に於ては常任委員として五氏が本件に當つて下さいます由、誠に御苦勞に存じて居ります。何うぞ健康に留意されまして本問題解決に御奮斗下さいます様、切に願ひ申上ます。尚、支部委員氏名通知する様との事ですが、前記の方法で進む訳ですから省略させて頂きます。

先略なから御解答まで。

十月二日

邑久光明園支部長 千島染太郎

協ギ会部長 湯川恒美様

一七二 運動方針につき田中文雄書簡

(愛生自治会蔵「浅田正二氏旧蔵史料 書簡」昭和27年)

冠省 外ム内ムと総理の兼任みたいな所へ促進委の長と来ては、たまらぬ位のいそがしい日々だ。早く情報を送るつもりが、も少しまとめてからと思つて、ついくおくれる。順序を追つて報告しよう。

六日午後一時から予定の報告説明会は僕の再三の入念な放送に加えるに、担当毎に各部長を廻らして出席を督励したのに、定刻には三十名位で一時半に到つて開会。約二百人位のもの。勿論全舎に中継。プログラムは秋山氏を司会者に、僕から、
一、全癩患協の改正案起草の経緯と内容の説明、此れは現行の条文を朗読して改正意見を附して行つた。一、促進委結成の経緯と経過報告。一、光田園長との二日の懇談の真意補足の説明の概要報告と今後の方針(一、真意の補足説明を園長の名と責任に於て参・衆院の関係者に届けて(本省関係者にも)証言だけで与えてゐるだろう印象を大きく修正して貰ふ事。二、光田園長に上京して貰つて要路関係者に真意を敷衍して貰ふ事。三、関係当局者を出来るだけ多く本園に招き、直接我々の改正希望を陳情するチャンスをつくつて貰ふ事。四、速かに所長会議の召集方を本省に要請して、患者の改正希望

意見に沿つて努力・協力を懇請すべき事。五、改正の件で将来本部に行く必要がある場合、帰省の形式でも諒解して患者の運動に好意的な協力をして貰ふ事の五つの項目を説明して、質問を受けたが、之と云ふものなく、参考意見を聞いたが之も余り発言なく、例によつて森田・山中・柴田の三人がつまらぬ質問とも意見ともつかぬ事を一言位づゝ言つただけで、軽く説明してやつた。中に、牟田氏の如き「病気の祖父、その子の健康な父、そしてその子が病氣になつた例を自分は知つてゐるから、癩家族でも希望して園に手術を求めて来たら、やつてやる様に何故改正案中に規定しないか？」なんて云ふ奇問が出た位で、四時十分前に散会した。此の事實は一般にそれとなく聞いても「一切機関の行き方に絶対信頼して、白紙委任の証左だ」との事。たしかに、そう考へるのが九分九厘までの会員の意志だね。八日の午後二時から、たまく開会中の評議員会を促進委に切り替えて、一、二君を代表として確認通知するの件。二、証言説明の速記の検斗とその要約の報告とその承任^{〔認〕}（要約は送つた筈）。三、第二次園長との懇談会では第一回と全様に促進委員だけの発言に止める事を審議決定した。此れは六日にラヂヲでも一般の参考意見を聞き度いから大勢集まつてくれと云つたのに前記の如く、だか

ら、敢えて一般にも云はすの要なしと決したわけ。その時日は最高委に一任となつてゐる。今の所促進委はこの様でとまつてゐる。と云ふのは九日は本稽古日で大島から六十名来たし、十日は浪曲慰問等で会堂使用出来ず、十一、十二の両日は芝居で又使用不可能。今のところ十三日以降出来るだけ早くと思つてゐる。

此の間、既に送つた様に聖城予防課長からは的確に返書が来たし、昨日は衆院の厚生委員会専門委員^{〔門〕}の引地亮太郎氏から返書あり。今日又谷口弥三郎氏自身からも返書来り、別封^同の如き全文である。以上と尾村氏の本園での話と総合したら、本部からの情報は全くのデタラメであると考へる。然も、再三の照会に対して、やつと今日^昨議長の名でその返事と覚しき^{〔思〕}ものが来たが、諸兄も知つての如きもので、無責任な自己判断をそのまゝ友園に流して、今尚中央に在つて照会の便宜に富み乍ら、当方で既に取つたる程度の措置もなしあらずとは如何なるわけか。次の国会提出必至等と虚報を流し、尚その上、証言に沿つた内容だ等と云ふから必要以上に証言した園長に対する増悪感情^{〔憎〕}をあほり、意味ない焦燥の気もみをさせるの結果を派生せしめた事は充分両兄から注意を申入れてほしいと思ふ。尾村氏の講演速記〔藤野編〕集成〔戦後編二卷六六頁掲載〕

をプリントにしてゐるから、本部と両兄に明日中に発送する。尚、引地・谷口・聖城の三氏からの返事も加えて本部から各友園にも送達して、あの情報が軽そつな誤つた判断によつたものである事を釈明する様にしてほしいものだ。何か、本部が恵楓にあやつられたみたいで遺憾だよ。今頃尚「聖城氏が返事をよこすかどうか？」等と云つてゐる様ではなつてゐない。

善意の過失ならともかく、真疑^偽の照会に対してその努力をする事さえ怠つてゐた如き感あり、何か虚報を取えて流したかとさへあやしまれ、予防法改正の如き重大なる問題は、策を講じて友園を殊更にシゲキするが如きは寧ろ逆効果である。拙速はとるべきでない。誠実さが一切を全くせしめるものだ。外部に対しても逆効果であると共に、園内に対しても却つて「なんだ本部の奴等いゝ加減な無責任な情報を流して信用ならむぞ、何か他の意図があつてゐるはないか？」と云つた情勢を馴致するだけである。昨九日は大島から、三木・永野両氏、光明より千島・県・上林・水野の四氏を招き、午後一時から四時まで、秋山・佐々木・僕とで懇談した。初め僕から経過と情報を皆報告して二園の意向を聞いたが、光明・大島ともに最近の本部の動き方に相当の批判（否定的）があり、証言

問題を必要以上に重視しようとする行き方に皆反対だ。光明の場合、最初の恵楓事件に対する意見書が要約されて流され、真意があやまり伝えられる恐れあり、遺憾だと憤慨してゐた。愛生が無関心であると云つてゐるみたいに取りられるから困ると云ふ話だつた。神宮園長も、「自分が証言を求められたら光田先生と全様の事を云ふであらう。何故なら施設所長としての面と社会保健衛生に対する面とがあるのだから、その点を理解してほしい」と言つた由、野島園長も「自分は園長としては強制収容は反対であり、徴戒^懲検束も不要と思ふ。然し政府としてはそう云ふ様な事もなくてはならぬと思ふ。必要だらう」と云つた由、表現の仕方が巧みなだけで、同じ事だ。「政府としては必要だと思ふと云ふ事は、即ち、自分の政府の役人としての責任からは、時にその様な規定がなくては困る」と云ふ事を云つたものだらう、と三木氏に云つたら肯いてゐた。（徒らに感情的になつて「光田園長退任せしめよ」等と云ふが如きは愚劣な言辞だ。患者と全く同じ考へでなかつたら、やめろと云つてゐたのでは、そんな患者の言ひたいほうだいになる園長なんて此の世に有るものか。改正運動の本筋へ集注すべき時間とエネルギーを患者と施設との蝸牛角上の斗争に費やさしめるが如き進め方は大きく本部をして反

省せしめなければならぬ」と二園代表の面に期せずして同じ事を云つてゐる。

光明では評執合同会議で従来の如き態度方法をとる場合、脱退も考へるべきだと云ふ意見も出てゐるとまで云つてゐた。

全生でロコツな光田園長攻撃を聞く由、そんな場合井然として正論を持して、よく教えてやつてくれ。改正の本旨が、些かでもさまたげられる如き馬鹿な方法は厳に戒むべきだと。

光明も青松も「証言の如きは夫々の当該園内でよく話し合ひ^{〔えカ〕}ば判る事で、本部や他からけしかけるみたいな連絡をする等はもつての外だ」との意向だ。何処までもいゝ加減な判断で

あんな軽そつな情報を出した真意をしつかと追求されたい。

此の頃又議長名で連絡が来るが、時に湯川の名で同じ様な性質の連絡が来てゐたらう。あの事もはつきり統一しろと云つてくれ。園内では議長名でないものは公文書と看做さぬ等の意見もある程だ。例の二十二日の件是非確認する方法を講じてほしい。何とか遠曲^{〔婉〕}に聞いて、かくす様ならいよくもつて喰えぬ奴だと思ふ。之は大切な要務の中でも或る意味では最たるものだ。「滞在中、果して確証が掴めるかどうか……」等とはどうした事だ。情にほだされてばかりゐては困るよ。山田の手紙は未だ来てゐない。皆に宜しく云つてくれ。今日

三時頃に入江が来た。夕食を事ム所で共にして種々話した。久振りで友人もゐる事だし、ゆつくりとして行けと言つておいた。収容所に泊めてゐる。代表と云ふわけでもないから、個人としての来園だから強いてライトハウスまでは考へてゐない。その代りアツトホームに氣樂に過して貰ふつもりだ。情報をデタラメな判断で流した点は呉々も当方からの反証になる。数々の資料を全文のせて訂正する様に要望してくれ。昨日の三園の懇談でも出たが、署名を事後承諾で勝手に使ふ事も厳に注意をする事。食費増額請願に勝手な、そして馬鹿な九〇円六十銭かゝつたとか、物件ヒから流用したとか云ふ数字を用えた等は迷惑至極、あまつさえ「貴園は予算の運用を知られぬらしい」等と不法乱脈なやり方を当然の如く云ふに到つては言語道断、将来の物件ヒ計上に暗影を投づるものだ。と二園とも憤慨してゐる。此の事は嚴重な抗議をして今後の軽そつを戒めるべきである。尚、速記録と要約文とに中間説明をつけて友園にも送る。(但し園長の確認を得て。)又尾村氏の速記も友園に送つておくつもり。大体に於て今となつては「やいぐ」と馬鹿にしてゐる。十日の委員会でもすんだら、も早あとは書面で充分だ」と云つた考へ方が常ム委員会の意向だ(今日一寸部長会をやつた)。

今やつと芝田露積の結婚式から戻つて十時頃から書いたのが十二時二十分になつたよ。二兄とも奥方は元気だ。「後顧の憂ひなく任ムを全ふする様に伝えてくれ」と云つた表情。フッフッフ。

委員会では是非、光田園長への感情的な抗議に対してはその事の愚を知らしめ、運動を本■筋へ着実に向けてほしい。尤も法の改正に対しては我々も積極的に一層努力する事は当然としてゐる。光田園長にも可能の限り我々の希望にそつた努力をして貰ふべく、努力して貰ふ様に^{めて}て行く。たゞ「愛生が態度をはつきりしてほしい」とか云ふのは何の意味か。これ程態度をはつきりしてゐるではないか。よし、もしそれが光田園長に退任を迫つてゐると云ふに到つては馬鹿らしくて話にならないと思ふ。宮崎氏は患者との懇談の真意説明を確認して、此の様な証言の補足を現実にしてゐると言ふのか、尾村氏のあの朝の話だと大分違ふ。参院の証言と補足とは違ふとか、ごまかしだとか云ふ者もあらむ。そんな事は意味なし。之をはつきり園長の名と責任で不備を補ふものとして出す事により、実質的には大きな影響修正にもならむ。それが我々の希望案成就と云ふ本目的の為に有効な事であり、我々の線に近よらせる第一動だと云ふべきだ。一応之で措く。

「千万人と雖も」の気概と自信を以て健斗されむ事を祈る。余り馬鹿くしい事を云ふ時には言つても判らなければ「ノーコメント」だよ。

本部が熊本にあほられて、ねぼけて布団から飛び出したみたいで、足が大地についてゐないよ。富士川の水鳥の羽音におどろきふためいたみたいと云ふのは善意の場合の考へ方だ。他に意図する所があつたとしたら、重要視せねばならない。

十月十日夜

田中文雄

岡見・浅田両兄

森田に來た湯川の手紙の目的はなにか？恵楓で加納余り動かず、全生で加賀見動かず、やりにくいか、愛生ならその点まとまりよくやれるだらうから、しつかりやれ等とは何の事か。此の事に類した事は光明でも促進委に不賛成と云つてやつたら支部長外に妙な切りくづしでも意図してか、あつちこつちに私信の形かでよこした由、それを見せられて千島君も憤慨してゐた。此の様なやり方は何者がやるのか、はつきりと追求して貰ひ度い。かゝるやり方に対してははつきりと釈明がないと不信任の意志表示も免れまいと思ふ。(今一時だよ)

〔添付書簡、入園者事務所罫紙〕

拝復 御壮健の由御喜び申し上げます。

御申越の癩予防法の改正については目下のところ衆議院は勿論、参議院及び厚生省に於ても立案の予定は御座居ません。若しデマの根源がありとすれば嘗て厚生省に於て癩予防法改正の要否について研究調査した者があつたとのことでしたが、その結果立案しないことに成つたのですから、これが間違つて新しい事件の如く伝へられたのではないかと存じます。

御自愛の程御祈り申し上げます。

七日

敬具

引地亮太郎

田中文男様^{〔雄〕}

〔添付書簡2、入園者事務所罫紙〕

九月三十日附の御手紙拝見いたしました。

次国会に癩予防法改正案提出されんとの情報がありました由、未だ政府から直接聞いてはおりません。又癩に関する小委員会に於ても提出するや否やは決定して居りません。

何れ国会が始まれば或はそれ等の点に就いても色々話が出る事と思つています。

先は右御返事まで。

十月八日

谷口弥三郎

草々不一

田中文雄様

一七三 神宮園長の意見につき報告

〔光明自治会蔵「予防法改正運動 邑久支部資料」昭和27年〕

謹啓

いよく秋晴の好季節、本部皆様に者益々御健やかにて各種事務処理に多忙な日をお過ごしのことと遠察、感謝致します。さて今回所長会議に於ける園長の意見知らせの電報に接しましたので簡単に大略御返事申上ます。

去る十四日午後一時ヨリ五時マデ職員（園長・庶務課長・医務課長他各場主任）と常ム・評ギ会の懇談会を行ひました時、重要議案として目下喧伝されてゐる癩予防法改正に就いて園長の意見を逐条的にお伺ひしましたので、其の砌の神宮園長の言葉を記して見ませう。

一強制収容に就いて

これは限度問題と思ふ。近時收容する迄保健所より何度患者を訪れるか解らぬらしい。地方民からは再三投書が来る。病氣がある程度落付いている者ならばまだしも、相当醜くなつて菌伝播の虞多分にある者でも中々勧誘に応じない。こうなれば社会的に見て何うかと思はれる。尚、無理に連れて来られた人でもこんな病院だったら早く来れば良かったと云ふ人が多い。園を知らぬ人達は依然として其の様な感じを持つてゐる。園内の事情を広く社会に知らしめる必要がある。強制と云ふ字句は余りきつく当るかも知れぬが、斯うした処置も無論必要と思ふ。

一 徴戒^懲検束に就いて

こんなものは無い方が結構だが、平和安寧を保つ意味で必要と思ふ。

施設場所によつて意見に大きな差がある様にも考へられる。

一 優生手術に就いて

家族にまでも及ぼす要は無い。然し園内に於ては断種を行つて貰ひ度い。

一 検診に就いて

自分達が各県へ検診に行った場合、保健所員を一名(道案

内)と出来るだけ目立たぬ様行つてゐる。癩家族だけを一齐検診する事はいけない。或る県に於いてはトラホーム検診と銘打つて全民を診察してゐる県もあるが、こうした処置が望ましい。

一 残留家族の生活援護に就いて

入園をすゝめても家族の生計を憂へて拒む方も多数ある様に思はれるので、後の生活援助は当然と考へる。自分の入園後家計に心配が無くなれば強制的に勧誘せなくともよい様になると思ふ。

一 所長會議に臨む際の意志に就いて

今度の改正案に就いて皆様の氣にしてゐられる事は充分解つてゐる。近く所長會議が行はれるだらうが、自分としては出来るだけ皆様の意に副ふ様な意見を述べたい。

以上概略ですが園長の癩予防法改正に就いての意見であります。別に懇談会の席で速記も致して居りませんので要点のみ書取つた訳ですから此の点悪しからず御賢察願ひます。

先づ取急ぎ御返書まで

十月廿日

邑久光明園支部長 千島染太郎

事ム局部長 湯川恒美様

一七四 参議院厚生委員長との懇談

(愛生園蔵「患者紛争事件記録」昭和27年)

〔表紙〕

藤森参議院厚生委員長の癩予防
法改正問題に対する見解要旨

長島愛生園集録

参議院厚生委員長と入園者代表(癩予防法改正促進委員会)
との懇談会記録

昭和二十七年十一月二十一日(金) 后二・四五

於長島愛生園

光田園長 只今議会開催中御多忙な時間を、要望に応えて代
表の方が来園された事は誠に感謝に堪えぬ次第でありま
す。それで藤森先生は参議院厚生委員長、草間先生は内務
省時代から癩には関係が深く、比島・パリ―等国際連合等
に行かれたり、多年癩を研究されている方で、予防法改正
には関係の深い方であります。今夜は県知事との会合、明
日は東京に帰られるので、こゝ一・二時間の間にお発ちにな
る様な次第でありますので、皆さんの要望をお伝えして
御意見をよくきいて下さい。

藤森委員長 只今御紹介に預りました藤森であります。一昨
年来園致しましたので、皆さんの中には御存知の方もある
と思います。癩予防法は古い法律のまゝ置かれているので
改正しなければならぬのであります。結核については結
核予防法、精神病には精神衛生法があり、二つは片付いた
が、残るのはライのみである。ライ予防法は古い不完全な
ものであるが、熱心な先生方や従事者、協賛の方々によつ
て研究されても来たもので、ライに関しては他の法律より
も日本が世界に誇り得るものである。しかし古い法律であ
るので、今後色々改正せねばならない。単純に扱われない
広範囲な問題なので、精神病や結核以上に慎重に改正せね
ばならない。参議院厚生委員会では小委員会を設け、鋭意
研究して来たのであるが、その途上立法化の基礎資料とし
て学者・園長等の意見を国会に於いてきいた。その記録の
中に言葉の用い方で或いはきつく響いたのではないかと云
う様な事を私は後できづいた。園長先生を前において恐縮
であるが、吾々政治家は言葉に気を付けるが、園長先生の
如き学者はその点余り留意しないので、腹の中では善いと思
つて発言しても、その反対に取られる事もある。学者は
本来その様な性質を持っているのが当然である。その中で、

強制収容の点につき此の言葉はよくないと云うので、これを完全収容と改めたいと思う。この意味は、条件をそなえて療園を整備し、気持よく入所出来る様にしたいと云う考を私の案として参議院小委員会に於いて表現のしかたを提案した。本園よりも相当熱心な手紙を頂いたが、多忙の為返書を出さなかったが、「近日行つて話をするから」とハガキを出しておいた。一昨日東京を発つて、昨日は姫路に泊り、本日当園に來たのである。皆さんの要望をきいて、六時迄に岡山に帰り度いと考えており、私の考えている事、知っている事を回答致し度く、時間を有効に使い度いと思う。私は厚生委員長個人の立場で來ているので、厚生委員会より派遣されたものではないから、ザックバランにお互いに協力して遠慮なく話し合い度い。私は医者であるから最近皆さんに關係ある問題にタッチするが、予防法改正問題が政治運動に連つて行く様に考えられるのであるが、此のライ予防法改正の問題は政治問題等によつては解決出来ず、人類愛的立場から考えねばならず、私は幸い医者であると云う事から真実に皆さんと話し合い、協力すると云う事にしたい。私は田中文男先生（岡山医大）に師事し、先生がライに関する論文を作られる時分、私はその助手をして

いたので、ライに就いては相當な関心を持つてゐる。

岡見（副総代） 本日は御多忙中の両先生をお迎えし、入園者一同心から感謝申し上げ歓迎致すべき処であります。予防法の問題解決につき歓迎会を略して直ちに懇談会に入つた次第であります。一昨年、田中総代と私と二人で先生にお目にかゝりお話しをしたことを思い出すと心懐しい次第であり、本日は先生のお元氣なお姿を見て、こゝに古話出来る事を喜ぶと共に、大變心強く感ずる次第であります。ライ予防法改正について厚生委員会等盛んに云われていますが、仲々改正の線が出て來ないのであります。昨年園長先生の証言、即ち参議院厚生委員会に於ける三園長証言内容速記録が或る方面より入り、此の線で改悪されるのではないかと不安におのゝいたのであります。この点からしてもライ予防法改悪絶対反対をしなければならないとの観点から、私達は此の九月より全癩患協の組織下、全国的に運動を展開してゐるのであります。参議院厚生委員会では小委員会を設け、特別にライ問題を研究して頂いてゐる事は有難い事でありまして、吾々が直接陳情する事が絶対出来ないものでありますので、今日直接御來園下されて、私達の陳情をきいて頂けると云う事は感謝に堪えぬ次第であり

ます。昨日電報を頂き、その手筈を整えている次第であり、此の度の国会には是非吾々の要求にそつた改正案を提案して頂き度いと思います。

園長と入園者とは同一線上で改正出来ようとしておりますので、これは嬉しい事柄であると思います。私達の率直な意見をきいて頂き度いと思います。

以下、入園者と一問一答

岡見 吾々の方で計画を作っていますが、吾々の請願書がお手許に届いていると思いますが：

藤森委員長 えゝ見ました。請願書の中の主なる問題は強制収容の問題、懲戒検束規程の問題であると思います。

岡見 請願書中の問題を項目的に、例えば改正立法について、或いは強制収容について等の御意見を伺い度く存じます。

森田 それよりも先生の方で不審な点、質問したい点を話して頂いた方がよく、それに対して私達が説明したり質問致し度いと思いますが：

藤森委員長 よろしい、それがいゝと思います。請願書の中で特に話し合い度い点は、第一条に「患者を^{タライ}盥廻しする云々」は現行法では避ける事が出来ない。又届出を怠ると云う事も出来ない。盥廻しをすると云う事は、診断が容易でない

と云う事を意味している。ライ患者と云う疑問を持っても、決定的診断を下す事は出来ない。医師であつても特定の医師でない者は之を診断する事が困難である。次に第三条に強制収容の問題であるが、強制という文句が悪い。この点に問題があると私は見るのである。（従事者の）気持としては出来るだけ沢山入れたい、強制してゝも入れたいと云う事から強制と云う文字に表われたのであらうと思う。療園をよくし、皆さんが喜んで安心して入所出来る様にし、主人公が入所する時に留守家族の生活を安定させる。此の様に不安な事を除いて秘密の保持も含めて安心して入所出来る所謂話し合いの結果入所すると云う事で、強制収容をなくする事が出来る。之を完全収容と私は名づけ、此の方針で行きたいと思う。生活保護法について（分館長に）入園者には保護を受けている者は当然ないと思いますが：

分館長 えゝ本人にはありません。家族が問題になるのです。藤森委員長 勿論家族だけであると思うが、之は考えなければならぬ。生活保護を受けようと思えば、どうしても府県市町村に連絡しなければならぬ。秘密保持の点から云いますと、責任者が市町村長であり、之を扱う民生委員に若干の責任問題があるが、それにしても市町村長が責任者

であるので、非常に困難である。これについて諸君のお考えになっておられる新しい意見を承り度いと思います。次に国庫負担の問題である。食生活に始まり、何から何迄関連して来ているが、現在の状態では皆さんに充分ではないかも知れませんが、これは国自らがやっているの、国家の経済財政状態を考え、皆さん方にだけ満足させ国自体が苦しいと云う様でなく、そのスレ／＼の線の外を行かなければならない。どちらも辛抱し合って行かなければならない。スレ／＼と云う事は微妙な問題であり、大蔵省はもうけにならない事には仲々金を出さない。厚生省としてはライ予防法に就いては相当多数の予算を組んではあるが…。国庫負担と云うものは仲々容易ではないが、私達としても種々努力はしている。現在社会保障制度と云うことは口には云われておるが、これは国民の内情をよく知っている政府が出現しない限り完全には行い得ない問題である。以上、大綱みであるが私の云い度い事を述べたのである。

岡見 現在法の中に抱き合わせとして、懲戒検束規程があるが、これに就いての御意見如何。

藤森委員長 懲戒検束規程は一方から見れば権力である。しかし、最大多数の人の最大の幸福の為に一部の人が平和を

乱し、生活を不安に感じさせるならば、その人を救うべきか、大きな幸福を守るべきかを考えると、その一部の人を除かねばならず、これは使い方によっては伝家の宝刀とも云うべきもので、良くも悪くもなり、要は人を得たらよいと思う。懲戒検束規程の存在は必要であり、当然である。これの運用が園長先生の手にある事は少しも悪くない。光田園長は熱心な純粋なる人類愛で今迄やって来られた人であり、私を無視した態度で今迄働いて来られた人である。その優れた人がその運用を司どられて当然であると私は思う。たま／＼文化勲章を受けられた事もうなづかれる。皆さんを救おうと思う方が園長であり、その人が伝家の宝刀を持たれた事に不安を感じるのはむしろ冒涇するのではないかと私は思う。

岡見 (一同に対し) 先生のこの御意見に対して質問があったら…。

辻野 結論としては、吾々の請願した線に就き、以上お話しになった事は先生方は納得出来ないと云われるのか。

藤森委員長 いや、納得出来ないと云うより、例えばこの懲戒検束規程は残して置く事が皆さんの為ではないかと考えるのである。

秋山 吾々の心からの念願は、早急に予防法を改正して頂き度いと云う事であり、これに就いて色々方法があるのではないであろうか。例えば政府自身の行う場合、若し政府が行わない場合は議員提出の方法による場合等があるが、この点に就き国会としてはどの様に考えられるか。

藤森委員長 前国会としては吾々は小委員会を作ったのであるが、本国会に於いては此の点疑問である。今迄は素人の人が委員長であつたが、今回医師である私が委員長となつたので、私の手許で専門的^門に案を作つた方がよいと云う声もあり、来る二十四日これが決まる事になっている。今後益々研究して行く積りである。早くと云われたが之は無理である。次国会に提出するのにはまだ調査も不完全であるし、技術的にも不可能である。議員提案に就いては、改正するには相当の予算が必要であるから、この裏付けして後議員提案をしなければならぬ。議員立法をやる以上、空文にならぬ様充分なる予算の裏付けが必要である。提案のみ早急には行かない。次国会は無理である。どうしても予算の面があるから、もう少し慎重に考えてもらい度い。

岡見 改正に着手しているかどうか、いわゆる本腰を入れて国会に早急に提出する意志があるのかどうか。

藤森委員長 政府はこれを直ちに改正しようとの意志はないが、何れ改正しなければならぬので、委員会で証言を求めたりして、政府を鞭撻するよりも、むしろ吾々が研究をしている現状である。基礎がはつきりしたら改正するであろう。

岡見 予算に関係のない部門に就いての一部改正に就いては。

藤森委員長 予算に関係ない部門の改正は楽である。いわゆる小手先だけの行政措置の改正だけなら楽であるが、根本的に改正する事は困難である。

宇佐美 直接意見を陳情する事は吾々には出来ないので、参議院厚生委員会より派遣視察団を出して吾々の意見をきいて頂き度いと思う。

藤森委員長 私は個人の立場で来たのであるが、参議院厚生委員会としても少からず派遣視察して意見をきいている。声が大きいからと云つて大きい力が動くと云うのではない。多数の請願・陳情書を集めて委員一同でこれを研究している。

森田 国会議案提出の件に就き、患者の総意を結集した請願書に基くのか、又三園長の意見と吾々の意見とが一致した

ら改正の一步を見たと言えらう。又予算の裏付けがなければ改正出来ないと云うが、もつと強力に推し進めて頂き度い。私は十五年も入っているが、ライ患者の人間解放を念願してやまない。どうか国会に吾々の声を呼びかけてやってほしい。

藤森委員長 人間解放は同感であるが、辛抱し合う事が必要である。権利と義務とを同時に持ち合わせねばならない。現在民主々義を忘れて権利だけを主張するデモクラシイがあるが、互助・妥協の線を持つてもらい度い。

森田 義務と云う事を先生は云われたが、これに就いて実情を説明すると、先生は強制収容を完全収容と説明されたが、現在私達は強制収容されているのである。当園では不祥事件はないが、某園の如く事実上強制収容している処もあって、職員がいくら収容しても、収容の数字だけは上つても、裏からどんく逃走して結果に於いては何にもならないことになっている。療園を改善し、軽症の内に自発的に入所させ、殆んど軽快治癒したら退園させてやれば、世間もライに関する認識を新たにし、軽症の患者は治つて出られると知るから、此の啓蒙運動をお互にやって行こう。更に生活が保証されるならば、職員や保健所の手を煩わさなくて

も、軽症の内に収容すれば先生の云われる完全収容が出来ると思う。

藤森委員長 名前は挙げないが、某県では殆んど完全と云う位までの手段をつくして収容した事がある。末端の此の事業にたづさわる人に余程の注意をしないと事故を起す原因となるから、患者が得心の行く迄これら従事者が努力しなければならぬのである。

渡辺 改正法案は予算がないから出来ないと言われたが、具体的にそれを説明してほしい。例えば国庫負担の外に…。

藤森委員長 一例を挙げると、家族保障制度即ち生活保護法の問題に就いても各種法律と照合して始めて保障案が立法する様になるのである。

辻野 次期国会提出は無理であると云われるが、どの程度に無理であるのか。これは今迄政府も先生方も相当研究して来られた筈であるが…。

藤森委員長 まだく初步的段階にあるので、基本的調査が充分行われていない。必要な基礎資料を得る為に、一例として三園長の証言を求めたのである。これに就いても研究調査をしなければならない。

辻野 吾々は一日も早く改正してもらい度いと思い、その為

にはどのような手段も選ばぬと思っている位である。まだ研究中と云われるのは納得出来ないが、早く議員提案をやつて呉れ。

藤森委員長 自分は責任上簡単なこれだけの調査では立案実施する事は考えられない。結核予防法改正には三年の期間要したのであり、この為に相当数の資料蒐集の為、小図書館程度になったのである。しかし、この結核予防法とてまだまだ不完全で、たゞ国策として取上げた点、不十分ではあるが満足した。一国の首相が、施政方針に国策として取上げたのはこれが初めてである事を充分知るべきである。

青木 現在患者を発見した場合、県衛生部からの送致によって市町村の保健所を通じて収容されるが、その際家族検診が行われる。此の様な時、医師の責任と義務とに於いて最寄の療養所に連絡して秘密の洩れる事を防止してもらいたい、これに就いて先生の御意見を伺い度い。

藤森委員長 これは難しい問題である。甲の医師に診てもらつて不明な場合、乙の医師に行く。この転々とした事から発する問題であろうと思うが、患者としての体験から、これをどうしたら良いかこちらが伺い度い。

青木 これは私の個人意見であるが、診断の結果、ライ病或

いは疑似ライ病と診られた場合、県或いは保健所^{〔へ〕}への連絡なくして、至急直接に療養所に連絡をとり、その医師に決定的診断を行つてもらうと云う事が良いと思う。

藤森委員長 これは又更に難しい問題であるが、それでは私が医師として貴方を診察し、どうもライではないかとの疑問を持った場合、直接貴方に「ライ病らしいから愛生園に行つて診てもらえ」と云つたらよいか、それとも医師が療養所^{〔へ〕}へ連絡するのがよいか、或いは他の医師に意見を求めるとか云う時、その人の不安はどれが一番大きいかを考える。惑わざるを得ない。

青木 私は、はっきりした診断を求める為には療養所の医師^{〔へ〕}への連絡が一番良いのではないかと考える。

藤森委員長 一般人は誰でもライである事を宣告されるのは非常に厭な事であり、これらの人の心理状態がどの様なものであろうかを考えざるを得ない。

辻野 先生の疑問の点は、ライに関する国民の知識の啓蒙を計ることによって補われるのではないであらうか。

藤森委員長 然り、社会一般の医師がライに就いて知識をもてばよいが、ライの医者は現在極めて少い状態である。医師の中にはライを研究しようとする人が殆んどなく、減少

の傾向にある。

辻野 昔からライ医学者は非常に封建的、旧式である。ライに關係する医師の偉大なるヒューマニティーは理解出来るが、現在ではライに關する病毒傳播を誇大視した様に云われており、本当の事が云われていないのである。

藤森委員長 眞実の事を發表すると云う事は今後に於いても必要な事である。

秋山 完全収容について再び質問する。

藤森委員長 快よく入所させる事、納得させる事、これに秘密保持と医師の問題と云う条件が必要なのであると私は考へる。

秋山 懲戒検束規程に就き、施設長の処置が當を得ていない事がある。過去と違い患者が自治体を強化した今日、懲戒検束規程は絶対不必要であり、これがなくても自治体的平和的にやれるから完全に徹底してほしい。

藤森委員長 勿論、自治的平和的にやれる時、この規程は自然消滅であるが、自治体が如何に完全であつても多数の中の一人でも破目を外す事があれば、その不審は除かねばならないと思う。

岡見 懲戒検束規程が如何に悪用されたかは、過去の実例に

枚挙せるにいとまがない。吾々は法の下に平等であるならば、一般社会並に刑法によつて取扱つて頂き度く、懲戒検束規程は不必要である。悪用をおそれるから、絶対に廃止してもらいたい。

藤森委員長 法律は作られたら、これを守らねばならない。それに逸脱した時、罰則がある訳で、多数の者の幸福を破壊する時にも罰則がある。全部が全部善人であると云う事は常識的に考えられず、一人の悪人の為の法律が必要である。全然考えないと云う事は疑問に思つてゐるのである。

渡辺 入園者を罰する場合、懲戒検束規程によらず、一般刑法及び輕犯罪法によつて取扱われない。

藤森委員長 療養生活に於いて、それから逸脱した時には、療養規則の強要がある事は当然であると考える。

山中 参議院厚生委員長藤森先生及び草間先生御兩人に質問致します。先程より懲戒検束規程につき色々微細にわたりまして御説明が御座いましたが、現行の懲戒検束規程には、例えば第一条に所内の静肅を乱した時、第二条に職員命令に服従しない時と云う二つの条項があるのであります。これを忠実に履行致します時、体操も出来ず、唱歌も歌えず、更に職員に「この仕事をして呉れ」と云う如く労

務の提供を求められた時や使い走りに至る迄、これを断る事も出来なくなるのであります。御承知のように特別法は普通に優先すると云う原則があります様に、軽犯罪法に優先するものでありまして、極めて抽象的な法であります為、人を得るとか得ないとかの問題は極めて不安なものであります。この法律と云うものは数十年前のものでありまして、人格高邁なる至宝と云われる光田園長先生が何時迄現職にとゞまっておられるかも知れず、又高令御老体の事を考えると、先刻云われました偉大なる人格者光田園長が悪用される事はないにしても、その後任者が何処迄光田先生の御意志を継ぐものであるかと云う事は、吾々にとりまして大きな不安これに過ぐるものではありません。

藤森委員長 懲戒検束規程を現行のまゝ置くと云う事は考えていない。規程が存在すると云う必要性があるとの意味である。存在させるのならそれとして、内容の改正等は別であるが、必要・不必要の本質をといっているのである。規程に関する本質的なものをこゝに置くかどうかを考えているのであり、改悪するのであるのかとの皆さんの説明が見られるが、絶対そんな事はない。時間がないから短く云うが、政府が改悪しようとしても絶対に改悪案は蹴飛ばすから、

決して良くはなっても悪くはならないので安心して下さい。

川端 本来懲戒検束規程は逃走者を罰する事を目的とする規程であつた為だと考えられるのであり、現在ライ患者も人間であると云う事から、逃走がなくなった今日再考してもraithたい。

藤森委員長 貴方の御心配は御無用であると思う。

辻野 今の問題で園長に懲戒検束規程を持たせて置く事は必要ないと云う事がお判りだと思う。吾々の手で団結して吾々を守って行き度いので、絶対廃止してもらいたい。

藤森委員長 懲戒検束規程の不必要な事態を望んでいるが、万人一様でないと云う事からその存在を必要だと云っているのである。

森田 熊本の菊池恵楓園の集団脱走事件、昭和十一年の愛生園内の集団ハンガーストライキの際に於いて、それに従わない病友を^{〔殴〕}枢つても懲戒検束規程にかゝらなかった。此の様な事実でも規程を必要と認めないのであるが…。

藤森委員長 その当時の事件に就いては既に知っている。

園長 本日は御多忙中をわざわざ、吾々の為に御来園下され、懇談の席に於いて今後予防法に就いて改悪しないと云う線

を御明示下された事は病友一同心より感謝申上げる次第であります。一日も早く吾々の希望する線に副つて改正するべく御努力を御願致します。本日は大変有難う御座いました。

藤森委員長 お互によく研究し合つて、改悪しないと云う事を重ねて申上げてお別れ致します。

(以上)

一七五 改正運動に対する光明支部の危惧

(光明自治会蔵「予防法改正運動 邑久支部資料」昭和27年)

啓

寒寂の砌、患協事務局並びに常任委員御一同様には益々御清栄に御健闘のこと存じ、心強く且つ亦感謝致しております。先に御依頼致しました請願書十部落掌、早速より効果的な活用に資する考えであります。当所にては主として近畿一円の大学、新聞社、その他言論機関の側面的努力と本問題に対する一般国民の世論と理解の喚起につとめております。ライ療養所対政府との対決だけで解決を急ぐには余りにも政府当局の誠意が欠けております。又一方的な運動で有形無形の様々な障礙なり蹉跌が生じる恐れがあります。要は一般大衆の強力

な支持がなければ駄目で、投書活動にしましても政府の関係要路者のみに力を集注することも一種の上滑り的な活動となり根幹に触れ、又我々の請願に就ての心理の機微に触れた解決が見られないのではないかと言ふ疑念が生れます。つまり政府に於いても最も単純な割り切り方と、同時に技術的な解決措置が採られるのではないかと言ふ感じがします。時期的な焦燥を廃し、精力的又冷静な大局・態勢の判断と緊張が必要であると考えます。本部に於ける運動状況の報告書は一通漏らさず町内放送の特別なタイムに放送致し、入園者有志の活潑な質問にも応えて居ります。現在の常任委員会の決議事項に取り立て、異議を唱えるやうな案件もなく、諸面の協力には充分に為し得ますが、焦眉の急を要するやうな矢つぎ早な投書活動の方法なり無稽に近い誇張的な書面運動は一考する必要があると考えます。殊に(事務局発第四八三号)質問主意書再度提出之件につきましてはその感を深く致しました。勿論この質問主意書の内容の総てを否認する訳ではありませんが、第11項目の(…各地のライ療養所内に作業抛棄等の動きがあるやに聞くが…)一節は効果的な、又妥当な質問だとはうべなへません。反つてかかる質問を提出して本問題に対する患者自体の熱意(誠実味)分別と言ふものを様々に曲解

され得る恐れが多分にあります。よく再考して吟味されるべき項目であると存じます。患協は組合活動の或る種の言論闘争、或ひは実力行使を裏付けるやうな威嚇的言辞を悪戯らに用ふべきではありません。又、各支部派遣員（連絡代表）の多摩に於ける滞在活動も当園の見解では全く怪し気な感じが致します。と言つても各派遣員の並々ならぬ御労苦と御奮闘の成果に対して疑ひを差しはさみ、その行動の一切を否定する訳ではありません。しかし多摩の本部の各園の支部代表が集つて組織的な運動、象徴的な活動を始める以前に、我々のなすべき仕事は多々あつた筈だと考えます。一園の園長の旧泰然たる癩問題の見解も改らないうちに全国の全園挙げての集中的活動なんて危険な話であります。

正面切つての本部に於ける御尽力は最も大切なことでありますが、それが一種の虚勢に終ることは不愉快です。各支部に於ける地道な側面活動にも大いに期待と信頼をかけていたいただきたいと思ひます。強力な一園の意志に他園が引きづられてゆくといふことは毛頭考えられません、やゝもすると滞在支部派遣員の意志尊重の立場から、又一園の個性的な意見の迫力から、全国癩療養所の真実のある希望条件とは懸隔のある決議に流れてゆく傾向もあるのではないかと案ぜられま

す。勿論、連絡書面によつて各支部に附議されてはいますが、それとても各園には各園内に於ける町内運営の多忙な仕事に忙殺されており、一々意見書を送付する余裕がありません。之れは誠意・不誠意の問題ではありません。各支部の事情と性格の相違から統一活動は種々困難な点があります。これは各支部の一つの問題に対する熱意で解決のつくことであります。当支部の場合は、規模の小さな点で新生支部等と同様、派遣員を送らなかつたことについて色々と批判され、又誤解もされてゐた模様であります。

当支部としましては患協の規約に則つて行動をとり、思惟し続けて参りました。御都合主義的に規約内容が解釈されたり、又一園の立地条件なり一執行部なり評議員会の在り方（各園によつて自治制・園制の相違あり）によつて歩調の揃はぬ活動の行はれることは不満であります。

全ライ患協発会当初の最も自然な療養所を高め愛する健全な療養人としての位相に立ち還る必要はないでせうか。一園を愛するごとく十園を愛することが全ライ患協の唯一のモットーでなければならぬと思つております。当支部は真に総ての点に於いて非活動的で刺戟のない支部かも知れません。しかし「掛声は必ずしも力そのものである」とは考へられませ

ん。着実な行き方も又ひそかな誠実も冷たい客観も一つ協力であると信じていただき度く思ひます。先に見えました親善派遣員、又その後に見えました連絡員の派遣も当支部に与えられました一つの影響は、親善融和の意味においては素晴らしいプラスになりましたが、予防法改正運動に關聯するお仕事の効果としましては完全なマイナスであります。爾後も種々至難な宿題の解決、問題の処理に鋭意努力することを喜んでお誓ひ申し上げます。

追伸

一、研究所の問題、職員定員之件、その他未解決の請願項目等について質問主意書提出の準備をされてゐるさうですが、現在当支部では希望項目はありません。

二、第四回書面会議提案議題ありません。(既報)

三、園内十大ニュース原稿送付遅延深くお詫び致します。目下当支部にても一般募集の型式でその統計の準備を致しております。遅れましたがお送り致します。

四、当園は現在昭和廿七年度夫婦舎の移動整備、各種附属設備の工事に毎日繁雑な事務に忙殺されております。

五、海南博士に書斎を贈る会へ当園では在籍入園者一名拾円の抛金として九千三百二十円送金済。

六、本書簡は私個人の主観によって綴ったものではありません。飽く迄執行部・評議員会の意志を反映させ、率いて入園者全員の総意として進言致しました。要領を得ませんが、そのやうにお汲みとり下さい。

：取り急いでおりますので悪筆をもって洵に失礼致しました。お恕下さい。

常任委員の皆様へ宜しく、多幸の御越年を遙かにお祈り申し上げます。

十二月十四日

邑久支部代表 千島染太郎 印

全癩患協議長 加賀美君彦殿

一七六 加藤参院議員の会見記録

(光明自治会蔵「予防法改正運動 邑久支部資料」昭和27年)

全ライ患協議長 加賀美君彦殿

新春の寿福を祈り上げます。

一月六日午後一時参議員加藤武徳氏来園、午後二時より患者代表と懇談会を行う。加藤議員来園の主旨は参議院厚生委の依頼を受け、地元議員として岡山県下の二園即ち長島愛生・邑久光明両園の実情を視察、併せてライ予防法改正についての要望を直接患者代表に会見して詳細に聴問、研究するため

とのことである。

主な発言内容

一、現行ライ予防法は、現下のライ行政に適合しない非民主的な法律であること認める。一日も速やかに改正される必要がある。

一、法律の改正と言うものには技術的にも、また調査研究的にもチャンスがなければならない。ライ予防法も過去において二回か三回改正される機会に恵まれたが、いづれも結実を見るに至らなかった。併し、この度展開せられた十園^{を作つた}の患者諸君の改正促進運動は確かに大きなチャンスである。政府にも国会にもこのチャンスをとらえる熱意はある。

一、参議院内の諸氏はライ関係の諸問題に暗い人達ばかりである。しかしライ予防法改正問題は実に大切な問題であるので、充分勉強して患者の方々の意に副うべき方向に努力する。

一、全生園において知ることと、また全ライ患協の支部としての愛生・光明両園において知ることを本問題に対する一面の勉強になると思う。しかし此の度の改正促進運動が飽く迄全国ライ療養所の強い団結によって為されている実態を知ることが出来た。私達には本問題に今一曾^層の熱意を

傾けて善処する責任がある。

一、ライ予防法改正に関する請願書十五項目に就ては逐条的に研究を重ね善処する。また強制入所、懲戒検束規定、困窮家族の生活保障、職業補導、アフターケア施設の設置等の諸問題を慎重に考慮する。

一、全ライ患協における初期（三施設長証言問題以降）の運動方法には過去のこと乍ら一つの疑惑がないでもなかった。つまり、特定された或る政党人にもみアピールして輿論である自由党人には本問題についての理解がなかった事実があり、私個人としても真に残念であった。現在は超党派的に実現に努力出来るように図らひ本問題解決のために嬉しく思っている。

一、私はいま現行法の悪用事例について調査している。

一、政府においても、また国会内においても出来る限り般い範囲に亘り本問題に就ての知識と理解を展げるべく努力する。

一、文化教養と予算計上を初め、その他の諸請願にふれても充分努力する。

閉会午後三時、出席 庶務課長、同係長他職員二名、入園者側 執行部、評議員全員

右参考のために爾後も地元代議士に懸命に働きかけます。本部の折角の御奮闘を念じます。

一月七日

邑久支部 千島染太郎

2 愛生園の動向

一七七 生活文化研究会の癲院綱領草案

(岡山市立中央図書館蔵光田文庫)

「友愛への道―癲院綱領 草案―」昭和28年

癲療養所は、久しい間近代医学の陽の当らぬ片隅であり、人間飼いか殺しの場所でしかありませんでした。しかし、敗戦後プロミンその他の新薬の出現、療養生活全般の改善、患者自身の民主的自覚の高まり、そこから必然的に生れたものは療養所のあたらしい変革であります。戦前、患者の死亡率は一〇%内外であつたのが、戦時中は激増して二五%にまで上昇したのです。それが一九五二年度に於ては一・六%に激減しました。かつて、入所患者の発病後の寿命は十年八ヶ月といわれていたが(朝日衛生講座の太田正雄博士)、現在では数年乃至十数年延長しているであらうことは疑^{〔な〕}いない事実であります。

また一方には菌を認めない全治者を出すに至り、社会復帰の可能性が生れ「死の待合室」といわれた癲療養所も、今や療養する場所、病気を治す病院になりつつあります。やがて癲にまつわる古い因襲と偏見も解消する時が来るでしょう。だが癲の解放は患者自身がやらなければ誰もやつてはくれない。と云うのは解放を最も切実に要求しているのは私たち患者とその家族であるからです。かつて草津特別病室事件、プロミン獲得斗争、いま斗れている癲予防法改正運動等の重大な問題は勿論のこと、日常の治療、住宅、食糧に至るまで病^{〔ママ〕}軀ををしての団結と創意と努力と犠牲の上にあがなわれたものであります。

幸い、私達のかたわらには良心的な多くの職員がいます。だがまだ解放のために積極的に働いて呉れる人は少ないのです。黙つていては何も出来ない。新しく入所したばかりの人は平和に療養さえすればいゝと考えるかも知れない。だが黙つていては治療も療養指導もして呉れないのが現実です。仮に善意があつても人手は足らない。私達は内に団結を固くして、良心的な職員の積極的な協力を得て、一日も早く、癲を不当な偏見から解放し、生きるため、安心して療養するため、社会に復帰して健康で幸福な生活を営むため、自から努力する

ら、正しい勤労精神^{〔へ〕}えの転換が必要になつて来ています。また重症者の看護はどんなことをしても軽症者がやらなければならないという考えはもう捨てなければならないのです。

作業内容も従来は施設長の個人的な好や見栄のため、患者の僅少な労働力を浪費したこともあつたが、今こそ厳密に療養充実のためという原則にたちかえるべきであります。

三、社会復帰者の問題

社会・復・帰・者（全快者）を・癩・解・放・の・啓・蒙・宣・伝・家・と・し・て・組・織・し、社会・復・帰・の・準・備・を・す・る・こ・と・が・絶・対・に・必・要・で・あ・り・ま・す。今度の癩予防法の改正に際してアフタケアが問題になつたにも拘らず、肝心の患者側に具体的な要求がなかつたのですが、全くないわけではなく組織だてゝいなかつたまでです。

仮に癩が全治して社会に復帰しても現在のような癩に対する社会認識の中では「終生」過去を語れない「逃亡者」生活を送らなければならないでせう。アメリカのカールヴィル療養所に於けるボーンポステル夫妻のように社会に復帰して行く者と、その家族のみが偏見を克服するものでなければ癩は解放されないでせう。癩をほんとうに解放するものは道徳でも法律でもありません。実に「私は癩であつた」と勇敢に全快した事実を社会人の前につきつけることによつてしか解放されな

いのです。全快した後まで秘密を固執するなら、それは偏見に対する敗北主義にしかありません。癩が全治して職を身につけたとしても、潜在失業者を含めた一千万の失業者のひしめく日本社会の中で、果して「こゝろよく働く仕事に」ありつくかどうか、こゝまで来ると私達患者なるが故に「政治」や「社会」に無関心であつてはならないのであります。社会復帰者の公然化の問題は、復帰者の一個人の問題ではなく、全国一万五千の癩患者とその背後にいる数万の家族を癩の恐怖から解放することになり、更に又今後、不幸にも発病した人達に早期治療をさせるには最もよい導きの糸であります。

四、職員の問題について

職員もまた癩に対する社会的偏見の被害者であり、患者の前項の諸要求の解決に協力することなくして、患者の信頼を勝ち得ることも、偏見からの解放もあり得ないのであります。

一九五二年三月十三日、全国の職員から政府^{〔へ〕}え提出された請願書によると、「らい患者が社会から嫌悪白眼視されて居りますのと同様に、職員もまた親兄弟より絶縁される者、子弟の教育に悩む者、又癩療養所の看護婦であつたゝめ、良縁を逸した例は少くないのであります」

と苦衷を訴えているが、彼等は果して患者の人権を守るため、

或るいは不当な偏見に向つて、どれだけ斗つたことがあつたか、草津特別病室事件、癩予防法の改正などに対する消極的態度を見れば明かである。官は官をかばうに急で、社会的偏見を背景として、ある時は軽症者に味方し、ある時は重症者を支持し、患者の人権を圧迫することが多かつた。曰く社会の同情を失う、と。職員の中には愛を説く人があるが、愛は具体的でなければならぬ。患者^{一五〇}十^{一五〇}名に一人の医師、患者^{五〇}主^{五〇}名に一人の看護婦では、いかに愛情があつても空語になつてしまふのです。職員に真に愛情があるなら、職員自身を守るために団結して、定員増加、給与の引上げ、労働条件の改善を斗ひ取らなくては、真に患者を愛することになりません。愛する条件をつくらずして、しやにむにやるとしたら過労と死があるだけです。安い月給で、疲れた身心^マを慰むるに、安易な道を選ぶなら、職場内のスキヤンダルとなり、汚職となつて、罪惡の道が待つて居るのみであります。

最も困難な疾患には、最も勝れた技術と高い知識が必要です。そのためには高い生活保障するのは当然です。癩が醜惡に感じられるのは、どうにも施しようのない困難さの感情的表現であり、嫌惡とはこの困難さから逃げ出したいということの感情的な表現に外ならないのです。若しも以上の問題を解決

しないで日を過すとしたら、患者に諦めを押しつけ、感謝を強要し、社会に向つては、偏見に迎合することにならざるを得ないでせう。結果は癩を売物にする外はなくなります。私達の生活は、日日これ癩との斗ひであり、患者と職員は、癩という自然の暴威に対する戦斗部隊であります。重症者一人の死は戦斗部隊の一角がくずれることになるのであります。私たちの敵は、そして人類の敵は、全く癩患者でなく、癩菌であり、癩病そのものであります。癩の撲滅と癩患者の撲滅とを一緒にして来たのが過去の救癩事業でありました。

癩患者の解放は、科学研究の一段の進歩に待たなければなりません。だから私たちの癩予防法案要項には、「ハンゼン氏病研究所の設置」の章を設けよと要求しているのであります。最も困難な疾病といわれながら、研究所一つもないなんて、こんな馬鹿げたことはありません。

私達の斗いをより一層押し進めるには一方また一般国民の生活向上と結びつかなくては勝利はやつて来ないであります。生活保護法の基準額引上げについて、社会局の一員は、「現在の基準をそのまゝ適用すると一村全部が要保護世帯になる^マところがあり、大巾に引上げると大量の農民層が要保護の対象となる」といつてゐるのは、一般国民の生活水準を無視

して、私たちの生活だけが良くならないことを物語っています。結核が労働者階級の窮乏と過労に基因するものであるなら、癩は農民の封建性と貧乏と無知に由来するものであります。アメリカに於ても南部諸洲のルイジアナ・フロリダに多く、印度に於いても封建性の濃い農業地帯に多いのです。

また日本の癩患者の九〇%が農村出身であることを思えば、真に癩をなくするには、如何にすべきか^{〔が〕}明かであります。

また、すべての国民に働く権利が保障されない限り、仮に癩が治つたとしても、大部分の者は依然精神の癩となつて、あたら健康体を抱いて治つては見たものゝ、行くところない人間になり終るであらう。そんな還境^{〔環〕}には、治りたいという強い慾求さえ生れないのみか、治つては困ることになりかねないのであります。現にカーヴル療養所では二五%もの全快者が仕事がなくて困つていると報告されています。私たちは重症者、軽症者、社会復帰者、職員の諸要求を抑圧するのでなく、みんなで相談してまとめ、系統的に実践して行く、小さな感情や面子を捨て、患者全体の幸福という原則に立つて前進する―そこにこそ友愛の道が展げて行くことでせよう。その道はまた日本民族の民主・独立、世界平和への道にも通じるのであります。

一九五三年四・二

一七八 予防法改正促進委員会議事要旨

(愛生園蔵「癩予防法改正運動関係書」昭和28年)

五月十六日開催された癩予防法改正促進委員会の
議事要旨

事務分館

五月十六日開催した癩予防法改正促進委員会の聴
取書

内田書記

山田書記補

五月十六日午後六時二十分より礼拝堂に於て開催した促進委員会の要旨は左の通であります。

記

本論に先立ち、先日行つた舎長を主体とする懇談会に於て各舎の意見をまとめ、之をこの際検討すべきであるとした議長の方針に対して、総代はその趣旨を無視して常務委員会の方針を委員に押付ける如き感があるとの論^{非難}はくがあつた。

これに対し総代より説明があつた後、次の通実力行使の問題、東京派遣の件、園側のとの懇談会開催について種々意見の交換があつた。

一、実力行使について

1. ハンストは希望者に限定すべきである。(森田)
2. 基本的な線を確立すること。(森田)
3. 作業拒否は強力に進めるべきである。(森田)
4. 光田園長の国会での証言は吾々にとつて人間的な最大の恥辱である。二、三日前或る患者に対して園長が発した「今後予防法は更に強固になる」との一言は特に注目すべきものがある。(山中)
5. 昨年全国二百万の結核療養患者の坐り込戦術をやつた結果を想い出せば、今吾々が強力に実^カ行行使すれば如何なることが起るか考えるべきである。実力行使等の行為は却つて社会の反感を買うのみである。(珍道)
6. 地方新聞等の言論機関を動員して吾々の意見を發表し、ラヂオ等でも吾々の意志を宣伝することがあつてもよいのでわないか。
又促進委員会の東京派遣は必ず全国の意見をまとめ得るものと思うから、その節チャーナリスト等を招致して審議を發表する必要がある。(正岡)
7. 昭和十一年のハンスト事件によつて吾々の経験した事柄を生かして、実力を行行使することは有効手段として必

要である。(宇佐美)

8. 病室不自由舎の全員は作業拒否に対して反対し、その附添も同意見である。吾々は作業拒否等の実力行使等によつてお互の幸福がもたらされるとは考えられない。
 9. この委員会に對して於て約八割迄は実力行使反対の空氣を看取出来得た。
 10. 昨年共産党の爲したメーデーの際、火炎壇事件の如き社会の反感を買う結果となることは考えなければならぬ。
- 二、園側との懇談会について
1. 予防法改正の急激なる進展は三園長の国会証言によつてその端を発したものである。そして現在全国の各療養所に於ては、その証言の解釈の仕方に相当の違いを見る結果となつている。
 2. 右に関し園側との懇談を遂げた上、園長から吾々の意見、希望を理解してもらい、且強力に各方面への運動をしてもらひたい。(正岡)
 3. 懇談の時期については事情の許す限り緊急に開催してもらいたい。
 4. この懇談会の目的は事件の不拡大を考慮して希望して

いる向からのものである。

三、委員の東京派遣について

1. 最高委員会及促進委員会より代表を選出して本部に送るべきである。
2. その派遣時日は可及的速にすべきである。
3. 本部に於て全国の意見を統一し、本園に於てもそれを実行すべきである。
4. 本部に於て決定した方針については、当園之に協力、実施すべきである。

一七九 園長・両課長との懇談会

(愛生園蔵「癩予防法改正運動関係書」昭和28年)

昭和二十八年五月二十七日癩予防法改正に関する

園長・両課長対促進委員会懇談会要点速記

事務分館

- 一、日時 昭和二十八年五月二十七日午前十時〜同十一時三十分

二、場所 礼拝堂

三、出席人員 職員側

園長、井上庶務課長、伊東技官(十時事務官、塚本事務

官、石原事務官、中山事務官、二階堂事務官、喜多尾書記、山本書記、難波書記、児玉事務官、玉沢書記、山田

書記補)

患者側

〔四〕 癩予防法改正促進委員会約三十名、外傍聴約三十名

三、議事要旨

大村 先般行われた七項目に対する一般投票の結果、園長、両課長との懇談会開催については絶対多数を以て決定したので、茲にお願いしたわけであります。本法改正については、吾々患者の気持を十分了解して頂き園長としての立場から可能な範囲に於て協力して頂きたい。

政府案とハンゼン氏病法案との間に相当な開きもあり、この点についても種々検討してほしい。特に、左の五項目については吾々の希望と喰違い

一、強制収容について (第六条)

二、都道府県知事への通知 (第十八条)

三、秩序の維持 (第十九条)

四、罰則 (第三十、三十一条)

五、強制検診 (第五条)

があるので、^{これ}迄の経過等も一応きいて欲しい。

又本省案がそのまゝ提案される懸念も多分にあるので、実力行使の線さえ出ている現状から極力之を阻止する必要もあり、現段階ではその時期でもないので、何等かの方法があれば現状を理解されて協力されたい。愛生園の場合、このような極端な行動に出ないで園長の協力を得たり、代議士、県関係者、或は新聞等に依頼するようにしたいと思う。

その前に先般の所長会議の模様について聴かせて欲しい。

庶務課長 論議の内容については本省から発表することを禁止されているので今迄発表していない。修正の意志ありやの問に対しては本省として確たる返答はなかつた。三月十日提出の法案について、それが修正されるかされないか、^{〔日欠カ〕}総て最高主^{〔脳〕}悩部で決定するので、この事については吾々には全然判らない実情にある。尚、箱根に於ては草案改正の決定をみなかつた。

この時議事進行について藤田政義が議長となつて患者側の発言を整理することとした。

森田 九州に於ける林園長の回答は園長を代表しての意見であるか。

課長 林園長の回答は代表としてではないと思う。

森田 前の園長証言の際も患者は知らなかつたし、今度の場合

合でも全々判らなかつたが、事前に行くことを患者に知らしてほしい。その際、庶務課長も行つたか。

課長 知らずに行つた。向うへ行つて始めて知つた。

森田 課長だけ行つたか。

課長 園長も行つた。

辻野 この前の記念式の際は改正の必要がないような話であつたが、職員に協力を要請していたのに、患者の要求に對しどう考えるか。

園長 前から同じ考えでいる。保健所などもこれが出来る迄はよく入つていたが、出来てから案外入らない。こういうことは何処に隘路があるか研究しなければならない。

藤田 林園長の発表の線はこれを確認してよいか。

課長 大体その通である。

小松原 所長会議では決定した線はなかつたようであるが、今后決定線で進む気持はないか。

課長 現在の医学的段階では一致した見解に到着することは出来ないように私は思う。従つて現在一致した意見を立てることは困難であると思う。

吉田 見解が違つているからこそ患者は八病法を通さうとしている。その意慾に園として添つて行く気はないか。

課長 患者の主張が科学的立場から見て必ずしも正しいと思えない場合もある。

宇佐美 一致した意見による法案をつくる気持はないか。

課長 学問上の立場から出来ない。

園長 一致していることが一つある。それは癩菌が皮膚神経等にひそんでいて、それが伝染することである。印度が過去に於て数十万といわれていたものが、現在では既に百五十万に殖えている現実をみればはつきりしている。又朝鮮の如きもそうである。沖繩に於ても左様である。この七八年間に百五十人の罹患した子供が出来、これを日本に引取つて呉れと言つている。癩の伝染は明々白々の事実である。

正岡 保健所で取扱う場合、上手く行かぬと言つたが、その点について園と患者との直接折渉^{〔衝〕}によつて収容するよう園長から協力を望む。

園長 私個人としては賛成するが、立場上出来ないことがある。

山中 癩を取扱う場合、社会問題としての場合と医学的立場から為される二ツの面から申述べる。若し癩を絶対的伝染とする場合、こういう悲惨なる事態もなくする為に隔離す

ることになるが、この際人間性の一切を奪われ、又背負われる場合を考えて欲しい。ネールの見解として、インドの社会は無智・貧乏・疾病に満されているが、これを救済するには医学的に見る以前に社会問題として取扱い、生活環境をよくして周囲を清潔にすることに^{よつて}解決されるべきであると見解の一端を披瀝しているが、日本の場合でも人間性を無視したものがあつた。吾々は癩にならうとしてなつたものではない。これは社会が悪いのである。明治四十年に出来た法律を今やつているが、^此今の度の法律もそうである。

園長 社会問題というのではなく、人道の問題である。一八七三年にハンゼンが癩菌を発見して以来、立派な療養所が次第に出来て、現在はアフリカ辺りにも立派なものが出来ている。先頃来園したデヴィソンの療養所もそうであり、伝染の事実には皆認めている。この伝染にははつきりした学説があり、人道問題は単に患者自身に止まらない。その家族に伝染することも、これ亦人道問題として取上げなければならぬ。現に多磨でも二五%の家族伝染の事実を示したところ、患者が之を査定して七割はそうであると立証している。

大村 今の山中君の質問について説明をしておきますが、療養所の必要性はよく知つてゐる。今迄感じたことは患者と職員との間にシツクリ行つていないものがあり、殊に実力行使の線さえ出ている現在、ハ氏法案と政府案との間に問題が出て来ているので、施設長としてかくあるべしとして協力願える点は施設長が主体となつて努力して欲しい。施設長は公務員であると同時に患者の保護者であるとの立場からこの活動について積極的に協力願いたい。施設長自体が会議をもつて患者案と政府案との妥当性を決めてほしい。この点どう考えるか。

園長 全部に差があるのではない。

吉田 吾々は人間的取扱を^{の為}されてゐない。人権を無視されている。以前戦争中は、凡てに於て給与・取扱が悪かつた。これは仕方ないとしても、その当時の分館のやり方はどうだつたか考えて欲しい。こうした虐待を受けて家に帰つたものが二度と動かないと決心した者が^{さえ}其の後の園内事情を或る女の人から聞いて喜んで入園した事実もある。旧法で人権を無視した強制手段より、このように内情が判れば自然に入つて来る方法がよいと思う。今は既に自覚の上で入つて来る時代である。園長は患者に保護を加えることによ

り、自然に隔離が出来ることを考慮されたい。

園長 私は日夜その事については考えてゐる。強制収容は特殊な場合であつて極く稀である。収容に當つては極力説得によつてやるつもりだ。

辻野 ハ氏法について研究したか。

園長 無論研究している。

辻野 庶務課長も研究したか。

課長 研究している。

辻野 それなら若し政府案を通した場合、悲惨事件が起ると思はないか。

園長 その点は阻誤してゐない。

大村 帰省外出等の場合、一週間の予定で帰つても實際帰省してみで一週間で終ると思つたのが、事情によつて延びる場合があると思うが、こうした場合も第三十一条の罰則を適用出来ないこともないと考えられるが、吾々が四〇〇円の慰安金をもらつてゐる場合、五〇〇〇円の罰金はどこから払えるのか、常識では考えられない。この点、これを運用する人の問題にもなるが、又政府が折込まんとする線もよく分るが、予防の面のみ強調され保護の面が考慮されていないと思う。政府案とハ氏法案との妥協点をもつて行く

考えはないか。

園長 高い安いの話も出たがまさか値切るわけにもゆかず：山中 伝染病はいゝとして、伝染の度合は吾々患者が一番よく知っている。それを一方的にいみ嫌つてどんく送れば安上りの療養所が出来るが、まるで吾々を罪人扱にしている。巢鴨の戦犯さえ日に百二十円の食費を計上されているのに、現在の癪療養所の患者の食費が九十円とは如何に悪い処遇であるかゞ分る。又、国家公務員が政治活動は出来ないとのことであるが、自分の持つている六法全書の何処にも左様な条項は見当らない。すべからく吾々の要求に対しては協力されることを望む。

園長 努力している。又将来に於ては努力するつもりである。

宇佐美 具体的に言つて第三十条の罰則で家族が虚偽の申立をした場合、壹万円の罰金をとられることになっているが、罪人さえ黙否権^{〔秘〕}を行使出来るのに、この場合どうか。

課長 栗生楽泉園に於ける大塚事務官との会見の際、患者に對し黙否権^{〔秘〕}の行使は出来ると言つていように記憶している。

森田 この際、政府案が通過すれば患者は入園を拒否するであらう。若し患者案が通過するなれば、収容は大いに促進

されるであらう。先頃園長に對し申した収容促進の意味はこのことで、ハ氏法が通過した場合を前提としたものであることをこゝに宣言する。

課長 大蔵省に於ては予算の裏附けのないものを法文化することは至難のことであるとのことを承知されたい。

森田 全体的にハ氏法案に対する意見はどうか。

課長 二、三回読んだが、理想としては至極結構であると思ふが、これを通じて感ずることは癪のみ特殊な城郭を築き上げるような気がする。このように他の法律と関連を持たない特權的な世界觀が判らぬ。

森田 癪について診断そのものが既に強制である。このように患者を偏見視する。患者にとつて不利な点も諸々に見当る。

課長 現実と遊離した理論であつては解放がおくれる。

森田 全快者を通じて運動する方針である。結核の場合は、日患本部に於て社会復帰の際行つている福利、職業指導等もと入り入れて行きたい。森君の場合（註、美作町森正雄＝柳沢文雄の一時帰省時の事件）でも、これを発表すれば個人の被害だけが残ることになるが、之は患者全体の支持がなければ出来ないことである。

小松原 園当局も患者に協力すると言われるが、具体的なものは未だはつきりしていないが、^{〔い欠カ〕}所長として協力出来ない面を明示されたい。又これを所長会議を開いた上、持つて出る意志はないか。

課長 会議開催は予算の面、其の他の連絡もあり簡単に開くことは至難である。

大村 癪だと宣告され、どんく、隔離收容されるが、内容は医師看護婦が不足している。国家が患者を強制する以上、保護の面でも或程度之に責任を持たすべきではないか。問題をもう一度知つてもらいたい。この為吾々の線が無理かどうか逐条的に患者と打合せをする気はないか。

課長 他の法律と遊離した癪のみのものが出来上る世界観がどこから来るか、因つてもつて来る^{その}所の所以が知りたい。

山中 ハ氏法は法律の枠から外したように考えられると言はれるが、あくまで本法は生活保護法、身体障害者補償法、児童福祉法の如く、社会保護法として打立てゝゆきたいと思う。癪の場合、全く根拠のない基盤に定められているもので、之が為ゆがんだ見方、不当な圧迫が加えられているが、園として之を積極的には正してもらわなくてはならない。

辻野 本問題が目睫に迫っている際、園として活潑なる活動をしてもらいたい。具体的にどのような方法でなされるか考えているか。

課長 よく考へておく。

森田 この際方法としては他にないので、吾々が実力行使をした場合協力して欲しい。

課長 協力の意味は？

辻野 この際本省に対する抗議として最良の手段である。

宇佐美 公務員として出来る範囲の具体的な点について努力して欲しい。又同調、反対の意志を示してもらいたい。

藤田 時間も来たし大部分判つて頂いたと思うから、委員長から纏めて説明してもらふことゝする。

大村 保護者としての立場から何分の協力をしてもらいたい。

最高委員会と今後逐条的に審議する機会を作ってもらいたい。

藤田 以上を以て閉開^{〔会〕}いたします。

以上

一八〇 園長・両課長との会談要旨

(愛生園蔵「癩予防法改正運動関係書」昭和28年)

六月六日園長・両課長対癩予防法改正促進特別委員
員会懇談会会談要旨

事務分館

六月六日事務分館面会室に於て開催された第二次癩予防法改正に関する懇談会要旨は次の通である。

一、日時 昭和二十八年六月六日午前十時〜午前十一時四十分

二、場所 事務分館面会室

三、出席
人員 職員側

光田園長、井上庶務課長、宮田医務課長

入所者側 (癩予防法改正促進特別委員会)

大村堯、正岡敦、加賀田一、青木茂、藤田政義、小松原義禧、森田竹次、辻野利夫、田中文雄、佐々木清一

以上十一名

四、会談要旨

大村 今回の改正案に於て政府案と患者案とに可成合致して
いない面があるが、職員の立場から説明なり意見なりを率
直に聴かせて欲しい。

庶務課長 結論として今やつてゐる運動は政治活動であるから職員として之等の活動について一切援助も制限も出来ない立場にあるので白紙の形でゐるより致し方ない。但園長・両課長の立場で意見具申等の方法により諸君の意向を本省に伝えるよう出来ることをしたいと思う。

藤田 御説の通であり、その点はよく分りますが、分りつゝこの様なお願をする吾々の氣持を御了解願いたい。

庶務課長 貴方がたの事情もよく分るので出来るだけの努力をしたいと思う。

森田 嘗ての議会での証言は吾々の生存に大いに関係のあることで、殊に園長方の立場からのこの法律についての発言は大きな影響力をもつので、この点をよく考えて欲しい。又吾々が今迄色々要望した事についても園として何等の手が打たれず努力された形跡が見られないように思われるがこの点どうか。

庶務課長 本省に対しても意見・問合せをしている。

森田 それがどのようにされているか。

庶務課長 生のまゝで事情を知らせている。

辻野 事務上の諸手続もして呉れるか。

庶務課長 します。

大村 国家の立法と患者と直接関係のある際なので、白紙、白紙の立場というより積極的に吾々の希望を取持ってもらいたい、というのは最悪の場合に立到らないようにしたいからである。

辻野 園長は今迄証言した通りの方針で進むつもりか。

園長 私の気持は強制収容第一ではない。なるべく速に気の毒な人達がこゝに入園するのが良いと思うから言つたので、今でもこの気持に变りはない。一昨年十二月の証言もさう言はなくてはならないことになったのである。それは前以て宣誓するのだから嘘は言はれない。

辻野 政府案より良い方法があれば、そのようにするか。

大村 つまり完全収容という見地から：

園長 それはそうだ。

田中 平素論議し合っている疑点、運動の行過ぎ等について逐条的にお互に率直に語り合つてはどうだ。

庶務課長 それは人事院規則によつて出来難いことである。

辻野 患者が若し作業放棄をした場合、職員が患者の仕事をこれに代つてすることになるが、この様になつたとき政府に対し手を打つ気はないか。

田中 意見発表、討論は出来ないか。

大村 ハ氏病を持出しての意見発表も出来ないか。

庶務課長 それは同様法律改正にからんでいるので、むつかしいことだ。これが劇場建設等の場合のように別に政府の方針として決定していないことであれば、諸君に署名運動の指導援助をすることは差支えないと思うが、この場合は遺憾ながら出来ないことを了承されたい。

青木 何回も意見をきいたことではあるが、強制収容等の場合、園との方針とは相違があるが、それを患者と同調して本省に当ることは出来ないか。

庶務課長 そこが難しい点である。

辻野 それはそうだ。

佐々木 それでは平素園の運営面に支障を来す場合どうなるか。

庶務課長 その場合は又問題が違うので、例えば慰安金の額が少いからこれを増額して呉れというようなときは、園として協力出来る事なので、これに対し協力を惜むものではない。

田中 政府の立案したものに對しての反対はよいから、其の他の面での意見発表をされたい。

辻野 法律改正については自身で考えよというのであるか。

庶務課長 先に言つた慰安金等の場合はよいが、法律については駄目である。

大村 立場立場での出来る範囲の協力はしてもらえるのだろう。

庶務課長 そうだ。

大村 強制収容、届出等医師から診断された場合、非常な深刻な場面に直面するのであるが、こうした点について所長として直接取扱つた方がよいというような意見は：

佐々木 結論として政治活動になるから園としては賛成も反対も出来ないであろうが、最悪の事態が予想される場合も何等指示出来ないわけではあ^るが、この際或程度の批判はかまわないのではないか。

田中 最悪の場合を予想して、これを防ぐ為に懇談会を開いたのであるから、その点を考慮して何等かの意志表示をしてはどうか。又その点をはつきりして職員の努力によつて新しい解決をみたい。

庶務課長 意見具申するつもりである。

正岡 具体的方法について説明されたい。又所長会議を改めて本園で開催するよう本省に要請する意志はないか。

庶務課長 本省に要請してもよいが莫大な経費を要すること

であり、本園で一方向的に開催を強調することは出来ないことである。

森田 本園として厚生省の考えをきく意志はないか。

庶務課長 既に手紙を出している。無関心ではない。

森田 何回出したか。

庶務課長 十日ばかり前に出したが、之に対して本省からの返事がない。

田中 どういう意味で出されたか。

庶務課長 無論その中には施設長の意見をきく意志はないかということも含んでいる。どうも職員として人事院規則によつて奥歯に物がはさまっているような言い方をするが、吾々の場合でも患者と一緒になつてこうした運動が出来れば一番易いことであるが致し方ない。又所長会議開催については他園でも希望がある。

森田 所長会議を開いても所長が患者に不利益なような発言をされることも想像され、開催の必要がないということも考えられる。

正岡 誤解されている面があるのではないか。

園長 それは一昨年の事で違ふ。

大村 事態もこゝに到つていたので文書のみではなく、庶務

課長が直接上京の上、色々と状況を本省に伝えてもらおうと同時に所長会議の開催を要請してもらいたい。

庶務課長 促進委員会の代弁者として参上しましたとは言えないが、兎に角自分に委ねられたい。

田中 この場合、政府案は一応御破算になつていふように思ふが。

庶務課長 それは形式上のことで実質的にはさうでない。

田中 意見具申をこの際しては。

庶務課長 可否については言えないが努力する。

森田 本省は実にやり方がずるい。何時の場合でも皆んなの意見をきかずに出す。

庶務課長 左様な事はないと思うが、又庶務課長が青松園で話では予算の通過が重大である時に、そのいとまはないのではないかとの見通を漏らしていた、とのことだ。

辻野 職員の定員が足りない為、他園ではストまでやつて職員を獲得しようとしている際、施設に於てどう考えているか。又、之に対し園として実践的に何か考えているか。

庶務課長 足らぬと言うのは看護婦のことか。

辻野・森田 医師、看護婦である。

庶務課長 昨年度から看護婦養所〔成欠カ〕も出来、来年から四、五名、

次に十名位の人が増すわけであり、医師についても獲得に極力努力している。

森田 看護婦の定員は今三十人だ。

庶務課長 四十名いる。

森田 医師は九人だ：

庶務課長 十一人いる。

森田 医師の定員は十九人か。

庶務課長 二十人である。

医師課長 定員はあつても来る人が居ない。

園長 各大学に頼んでいるが来ないので困る。

森田 辞めて行く人がある。

園長 それが癩の実情である。俸給は安いし、家族の反対もあり、折角来ても家族から手紙が来て呼び戻される場合もあつたりして、余程特別な人でないと来ない。

大村 その点について本省はどう考えているだろうか。給料待遇等余程考えて欲しいものだ。又大島青松園では看護婦獲得の場合、成績が良いようである。土地から取することはどうか。

庶務課長 今年始めて虫明から四、五人来た。

森田 地元から取ることが永續する。

庶務課長 今迄は随分宣伝したが地許から来なかつたが、今年始めて来た。

森田 医師についてのつながりを持つていないのではないのか。

園長 つながりを持たないことはない。各所に頼んでいる。

大村 田中文男氏は連も大島に力を入れているが。

田中 それは別に訳があるのだ。小林前園長との交友関係もあつてのことだ。それよりこのようなことは本題から大分外れているように思うから、本省えの伝達方法〔講〕を構じるとか、県当局、関係者、放送、新聞社等への働きかけ、宣伝を協議したらどうか。

大村 それについて昨日分館長から大学へ教授の来園を依頼して来たので、印刷物を送り近日中に来てもらえると思う。

辻野 関係者、報道員等来ないのではないか。

一同 そこを努力してもらうのだ。忙しいところを一寸の手すきをみて来てもらうよう頼むでもらうことだ。

藤田 K Kローカルで光明園の患者が一人逃走し、国警に頼んで全国に手配したと言つていたが：

森田 こんな事を大きく取上げて行くのに吾々の希望することは取上げられない。働きかけが足りないのではないか。

辻野 吾々が作業放棄をする場合、どう考えるか。

庶務課長 なるべくしてもらいたくないものだ：

辻野 その場合、園として責任を以て万全を期してもらえるか。

一同 そんなことをきくことはない。

田中 どうも袴を着ているような話ではいけない。万事ざつくばらんに話したい。

木村辻野 この様にお願ひが出るのも園長の家族主義から出ているのである。

園長 若しこのような事が起れば世界の癩のマイナスである。共産主義者の如く破壊的行為、斗争主義はよくない。医師、看護婦が来ないのも一斑の責任は諸君にある。人を得ようとし、又啓蒙宣伝の意味でお客さんを迎えても大切に取扱うようにしているが、良過ぎるとすぐ反動的なものが起るといふようでは尚更人を得るのに難しいばかりである。

庶務課長 現在定員は二〇四〇人で、実人員一六〇〇人であるから、これに対する職員定員は足りないことはない。

辻野 トラブル、スキヤンダルについてどう考えるか。

園長 このようなことは誠に困つたことである。

森田 庶務課長は草津にいたとき、職員組合の役員をして大いに活躍していたときが、本園でも若い者が職員組合の存在しないことに相当不満を持つているようであるが、職員組合についてどう考えるか、圧迫するのではないか。

庶務課長 弾圧した覚えはない。

森田 庶務課長になつて豹変したのではないか。

園長 そういうひねくれや、けんかはみつともないことである。人類愛を忘れて、斗争を事とするものは人類ではない。斗争で物事を解決しようとするのは非常に間違つた考え方だ。こんな法案が出るのも、熊本で患者が勝手に外に出るからだ。諸君が説得してやればよいのだ。君たちの方がよく事情を知っているのだから、斗争は止めるよう勧告してやればよい。そうしてもらいたいものだ。

森田 予防法を改正してもらえば解決する。

辻野 よく分るが現状のまゝでは致方ない。特に参議院での証言は大いに影響している。

園長 社会の人の不幸を救いたいからだ。

辻野 斗争は自分もきらいであるが、あのような爆弾発言をやられると困る。

田中 斗争の因子をなくするよう、こうした懇談会の機会を

度々作つて欲しい。

森田 不自由舎の内部を見てくれ。壁の塗替も他園では既に実施されているのに吾々の住家は真黒だ。

園長 印度の実情を見よ。雨期に入れば患者は雨に濡れて生活している。

大村 森田君の言うことはいずれ執行部で取上げ、相談の上又改めてお願いすることにする。

藤田 度々懇談会を催してもらいたい。

森田 庶務課長は工事場ばかり見ず、他の面もよく見てもらいたい。

庶務課長 そうする。

一同 度々皆んなと会つてもらいたい。

園長 先の要求も一度には出来ないことであるから、逐次改善することにする。

辻野 患者に度々会つてもらいたい。自分の舎をのぞいて、たまには辻野どうだと訪ねてもらいたいものだ。

園長 相済まぬ。

田中 来客があつた場合、光明園と比較して感じが悪いと言つて来る人があるが、この点特に留意して取扱われない。

園長 善処する。

森田 職員からこの園では人は信じられないとこぼしてい

たが、相互の意見交流の為、会合をしていないか。

園長 常に行っている。週二回位もやっている。

加賀田 愛生園は選者に対し謝礼をして呉れないのか。他園では有名人が揃って選者となつてゐるのに、本園の場合断られると言つたことがあるがどうか。

庶務課長 愛生園として正式に依頼したものについては左様な事実はない。入園者から勝手に頼んだのではないか。最近では自分の知らないことが大分ある。

森田 不自由舎の整備を至急に実施されたい。

庶務課長 そのことについては既に総代から話をきいてゐる。近々予算折渉^{〔衝〕}を行うことにしている。

田中 八園長として恵楓園長があの時患者に関する強硬な発言があつたときいているが、情報はないか。

庶務課長 聴いていないが、あの際宮崎園長は色々な複雑な事件の為氣力を失つてゐたから、迎も左様な発言があつたとは思えない。

大村 情報等はなるべく速に通知してほしい。

藤田 本日はこれで終わりとする。

以上

備考

大村 入園者総代 正岡 会計部長（副総代々理）

加賀田 文教部長 青木 殖産部長

藤田 評議員議長 小松原 同 副議長

森田 評議員・共産党員 辻野 同 ^{〔評議員〕}

田中 同・前総代 佐々木 同

一八一 予防法改正促進委員会議事録

（愛生園蔵「癩予防法改正運動関係書」昭和28年）

癩予防法改正促進委員会議事要旨

日時 六月十七日午後六時より同十二時まで

場所 礼拝堂

人員 委員三十六名

議事

○報告事項（大村総代）

一、社会党を介して政府への質問書の大要

1. 不明

2. 法案の第五条第一項の規定は、入所患者の家族に対する強制検診を可能にするものと解せられるが、主務省は如何なる見解を持つてゐるか。

3. 法案の第六条第二項及第三項は強制収容を規定されたものと解釈される。この処置は乱用によつて患者の生活を破壊し、入所勸励の努力をおこたす結果になると思うが、主務省はどのように考えているか。
4. 法案中、癩の伝染性について科学的に如何なる見解を以て^{〔持〕}いるか。
5. 法案第十五条は登録制となり、第五条と相俟つて患者の^{平和}生活をおびやかす、最近増加の傾向にある自発入所者^{〔激減〕}をげきげんせしめると思うが、主務省の見解はどうか。
6. 法案第十九条及第三十一条は患者懲戒検束規定の残存であつて、過去の例にみられる如く癩園を刑務所化し癩予防事業の健全なる発展を阻害するものと思うがどうか。
7. 現在癩園は収容所として運営されているのか、療養所として運営されているのか。主務省の見解を承りたい。
8. 療養所として運営されているとすれば、職員の見解は如何なる基準によつて定められているか。又増員するか。
9. 癩園の運営に當つて重症者の附添を始め数十種の作業を患者に關与させ、就中附添者の如きは四人―五人の患者を一日中一人で見^看とつてゐるが、これは労基法に触れ

- とと思うし、又療養の本旨にそむくと思うが主務省の見解はどうか。
10. 患者作業報酬は患者一人日額十五円平均ときくが、これは如何なる基準のもとに算定したか。
11. 政府は癩予防法改正案を本国会に提出する意志があるか。
- 二、六月十四日附支部情報第四十五号について本園派遣員よりの通信
1. 指針書を印刷し全園支部に配布する。
2. 陳情団の編成については本部委員より八名、各支部代表一名、事務局より一名其他で栗生樂泉園のバスを使用する。
- 全医労に協力を得て代議士に連絡実施する。
3. 二十日に厚生大臣其の他を多磨に招致し申入れを行い、二十五日陳情する。
4. 光岡・坂本両委員を菊池並に星塚に派遣し、帰途瀬戸内三園に寄るが、通知があればバスの便宜を計りたい。
5. 支部の情報として、駿河療養所は十四、五日頃患者大会を開き、翌日作業拒否を行う予定であるが、否決となるかもしれない。大島代表が十五日午前九時二人到着、

大島は二十日に患者大会をひらく。

6. 本省の情報については其の后正確な情報が入っていない。

7. 渡辺代表は十五日、松ヶ丘に約一週間の予定で出発する。

三、六月十五日附岡見俊方よりの通信

1. 全医労亀山対策部長と六月十四日礼拝堂に於て自由懇談会を午後一時より三時間に亘つて行つた。

2. 菊池の事態により出張所は九州各施設から二―三名の応援を派遣するよう通達した。

3. 全医労熊本支部は恵楓園の事情を調査し、患者と共に闘うことを表明している。

四、亀山対策部長との意見（会）の際に於ける発言要旨

1. 官僚は自己の職務については責任を果すが、他の事となると全々不親切な態度をとる。

2. 厚生省は園長の意見を高く評価している。

3. 法案は現在廃案になつてゐるが、同じ自由党政府であるからそのまゝ提案されるおそれがある。

4. 衆院を通過しているが、この際冷却期間をおく戦術を用いよ。

5. 現在予防課・療養所課としては修正することは別として検討中であると思はれる。

6. 第十六特別国会は七十五日だが延長される可能性がある。年末の通常国会迄かゝるのではないかと思う。予算案が八月頃迄かゝるが、その内にスト禁止法案出るかもしれない。癩予防法案は提出になつてもずつと先になることゝと思う。

7. 新聞・放送により輿論を持上げることが大切である。

8. 社会党左派は立派な法律であると褒めたが、現在は之を撤回している現状にあるので、社会党左派に対し一層圧力をかける必要がある。

9. 政党への働きかけは自由党にはお願い主義をとり、野党に対しては（微温）びおん的にやれ。

10. 全医療（労力）には現在全生・新生・敬愛の三園が加入しているが、以前は大島を除き、全部が加入していたもので、職組のあるところは之と協力せよ。

11. 全医療（労力）は入園者と計り協力する。

12. 陳情団派遣は効果的であると思うから、厚生省・国会（労力）に対しすわり込みをやることもよい。この場合、全医療は極力便宜を計る。

13. 代議士に対しても連絡し、便宜を計るようにする。

○多磨全生園職員の決議文

一、掲示板に貼る。

○No.3速報について（多磨全生園）

一、蹶起大会の模様、議事等について

○情報通知に対する議事

辻野 放送して懇切丁寧に良く教えよ。吾々の仲間には目の見えない者が居るので掲示板に貼り放しでは困る。

宇佐美 他から来るものは全部読んで呉れ。掲示は分らない。

大村 重複して来たものは掲示板に出しているが、大低全部〔抵〕読んで、その都度知らせているつもりだ。正確な判断をし〔断〕てもらうつもりである。

田中 質問趣意書を社会党に頼むというが、どういう形式になるのか。

大村 長谷川代議士に頼んで国会に出すことになると思う。

田中 立派な法律だと褒めたのは長谷川代議士ではなかったか。

大村 左様。今迄の行がかりを改めて、全医療の抗議を受入〔努力〕れた。

山中 今迄の情報は全部報告されているか。又栗生の情報は

如何。

大村 全部報告している。栗生の分はついでに今発表する。

（電文読上げ）

田中 今迄のものは一方的な情報のみ知らせていたのではないか。他に何か通信が来ているものはないか。

大村 文書によるものは別に来っていない。光明へ行つたが光明園は八法に対し義理上同調しているので、方法としては文書活のみに〔動欠力〕よりたい。理論的にでなく感情的な同調であるとのことである。

○青年舎提出の要請文

大村 提出経過を説明します。〔略す〕項目は次の通りである。

一、園内の蹶起大会を開け。

二、園長・両課長を交えて懇談会を再開せよ。（この場合第三者の発言を許せ）

三、促進委員会委員会全員の発言を要求する。

四、園長の出席を求めて患者大会を希望する。

五、長島支部の意見に従い、強力に運動せられたい。

（これは投票による結果に基いて実行の事）

右に対する十七日五行つた促特別委員会の決議は次の通である。

一、蹴起大会はその段階に立致つていないから不要である。
二、先般の志最后会談で園長・両課長と懇談、園は出来る限り努力するから了とせられたいとの意見であつたので、これ以上頼むことは無意味であるから必要を認めない。

三、これについては異議なし。

四、大体、一と同じことであるから、今必要を認めない。

五、文書の往復、印刷、其の他への働きかけを現在迄やつて来ており、当然のことである。

田中 青年舎から提出された理由・経過・方法等について説明されたい。

大村 青年舎の小牧君から全体の意志であるとして受取つた。

森田 青年舎の会議規則^約として2・3以上の集会であればこれを成立するとのことである。

大村 日はよく憶えないが、たしか六月一日の促進委員会の際「光の家」で受取つたと思う。

衣笠 今后こうしたものが他から出た場合、全部取上げてゆくか。

大村 今後の場合はその都度委員会にはかつて決める。

山中 後向討議となることは遺憾である。この場合、提出責任者である小牧舎長を呼ぶべきである。

大野 一応特別委員会にはかり、その必要を認めないとしているが、後刻逐条的に討議すべきである。青年舎からの提出の気持は分る。

某 実力行使の段階に来ている現在躊躇すべきでない。

田中 この際蹴起大会云々は一考を要する。賛否を問う場合、一般投票によつても白紙の状態に於て為されることが妥当である。猪突^猛盲進することもさけるべきである。

山中 青年層の発言は世の良心である。この良心をのばしてやることは吾々の任務である。一層この気持を盛上げてやれ。自分は全面的に之を支持する。

吉田 園長は吾々に対して協力してくれるものではない。大中の修正は吾々患者自体が努力してこれを実現すべきである。作業拒否についてもその方法を誤れば結果が悪い。よく研究してからやるべきである。この為患者大会をひらいて討議すべきである。

森田 青年が熱意を以て取上げたことは重要なことである。これを実現するよう青年達に確約する必要がある。

池上 特別委員会の努力に対し感謝する。患者大会は特別委

員会としてその必要を認めないとしていることであるから見合すことがよい。その前に前の八病法が修正されているのだから、これを先に研究することが先決問題である。本部派遣員に事情を聞いてからでも遅くない。

某 代表派遣等何時でも要請されて出している。まるで反対の現象である。

某 吾々の代表がけつを叩いている状態であり、青年舎の提案に対しては全面的に之を支持してやれ。社会人も新聞を見ると同情しているのが分る。

森川 採択された場合、直ちに実施に入るか。或は又別に協議するか。

大村 可決された場合でも直ちに実行する訳ではない。その時日については促進委員会で決める。

某 右を見たり左を見たりするようでは駄目だ。盛上るものはどんどん実行したらよい。本部から来た場合、愛生園は盛上るものを押えている感じを与える。

山中 ^足 脚止め委員会になつてゐる。青年の盛上るものを取上げるべきだ。

某 過去の治安維持法にまさる悪法である。被害を受ける青年の立場に立つて関心を持て。ことこゝに至れば青年の

希望を実現せよ。

村田 この提案は促進委員を鞭撻するものであるから支持すべきだ。青年の行動を父兄の立場として指導してやれ。

辻野 委員の中に促進委員会を認識していない人がいる。八病法は既に研究されている。時期は又定めればよい。方法論を討議すべきである。

正岡 自分は最初から患者大会をひらくべしとする意見を持っていた。今迄は内部的な活動をしていたが、他の施設では既に作業拒否の段階に来ているのであるから、全体の患者が一本になつて立上らない以上、迎も改正要求が通るものではないと思う。

個々では駄目だ。一万二千の患者が一体になつて政府に対し決議文を出すなり、何かの具体的方法を以て進むべきだ。愛生支部は対外的に何らの活動をしていない。

青木 ^{ママ} ハ病法案が變つてた以上、之を先に解決すべきだ。

小松原 実行が何等なられていない。会合ばかりすることは吾々の生活に^{ママ}（一）を来るだけである。決つたことを一ツく実行せよ。患者大会は時機尚早だ。

某 園全体として動いたことはない。六月二十五日癩予防デーを期して患者大会をひらけ。

吉田 代表二名から作業拒否を促して来ているではないか。客観状況の分つた者から言つて来ているのだから、蹶起大会をすぐやれ。

堀川 この際メンツを捨てよ。青年舎から叩かれたことの池内 放送するのは盛上る力をのばす為であろう。その意味で今盛上つているこの気持を今更圧える必要はないだろう。

藤田 採決に移る。

(採決の結果、特別委員会議決と同じで可決、否決)

○生活文化研究会の要請

大村 生活文化研究会から左の二項目について要請があつたので謀る。

- 一、促進委員会全員と患者全体との討論会を開け。
- 二、公正を期する為、反対意見も之を発表せよ。

山中 愛生園は敗戦後如何なる自主的運動がなされたか。プロミンの獲得は吾々の血の斗争によつてあがなわれたものである。愛生園は常に人の権で相撲を取っている。お互が話し合うことをこばむような非民主的封建的態度を改めてほしい。この点、誠に以て不誠実・無責任極らない。

吉田 強制収容、懲戒検束規程による被害者の声をきけ。

佐々木 討論会の具体的方法を説明されたい。千六百人の患者を何処に集めるのか。

池上 促進委員会と入園者の自由会談をすることは反対しないが、その前に、東京からの説約者の^{〔得力〕}経験したところを聞いてからにせよ。

某 速に会を開いて一般の関心を高めよ。

正岡 現段階では行わなくてもよい。方法論を一般に問うて既に一ヶ月。新なる方法を見出す為なら、聞きたい者に聞かせ。

藤田 採決をとる。(結果次の通)

- 一、特別委員会案に賛成 18 / 33
- 二、生活文化会案に賛成 15 / 33

○輿論調査の件

大村 先月十八日作業拒否の輿論調査を行つてから一ヶ月、情勢も変つて来ているので、支部報第四十五号の上からも再確認してみたいと思うので、再び作業拒否に対する輿論調査をしたいと思う。その方法としては投票により、作業スト(放棄)はやらない。作業ストをやる。と記載し、賛成の方に○印をすることにする。

辻野 作業ストの認識がないから、全舎に対し詳しく知らせ

てはどうか。

大村 その必要を認めない。

田中 あくまで白紙の形でやるべきである。

森田 白紙には賛成する。しかし、何をやるかが分らないのだ。具体的に徹底させることが望ましい。愛生には愛生の具体条件を書いてやれ。

大村 最低の線でもやるべし。最大の線でやるべし。最少でもやらないと、大にしろ小にしろ、どちらかを示すことは誘導だ。

森川 ヲ論調査の結果を最后決定とするか。

大村 あくまで単なるヲ論調査である。

森川 それなら特別委員会でヲ論に反した結論を出してもよいか。

佐々木 最終決定の駄目は押さなかつた。

田中 ヲ論調査を基本とするが、これを無視することは出来ぬと云つた。

正岡 最少・最大の話は出なかつた。たゞ知つておきたいのであると言つた。

辻野 自分は最少限度で行うということをはつきり言つた。

某 作業拒否・陳情団・座り込みは吾々の意志を示すに、

又厚生省に対し圧力を加えるものとなる。

吉田 作業ストの意義を知らせてやれ。愛生と他との事情が違ふこともよく知らせてやれ。最初最少限度から始まり、第二段階何、というようにすることにどう思うか。

大村 原則を出した上でのことだ。然る後、第二、第三と決めればよいことだ。

池内 白紙に対しては賛成であるが、情報のみによつては、よく分らない。懇談会をひらいた上でやるべきだ。

山中 白紙でやることは賢明、常識である。同時にストの方法、如何なる時にどのようにするかを知らしめてやることもストのヲ論調査をやる場合常識である。

田中 説明することは白紙の意義に反する。誘導になる。

某 白紙賛成。時刻を示せ。

大村 時刻については準備の時間がある。決定すれば説明する。

佐々木 原則論・方法論が混同している。

山中 何故に民意を問うかについて代表から切実な要請が来ている。これをどう思うか。目的は既に定つている。委員長から説明なり会合を持つてもらいたい。

(動議を取上げよ、の声あり)

山中 動議を取上げてはいけないと云うことはない。若しそうなれば誠に非民主的である。とるべきである。

田中 特別委員会に於て討議された既定のことである。

藤田 説明会についてこれを取り上げるべきか否か採決する。

説明会（懇談会） 賛成 一四

” 不賛成 一七

以上を以て特に説明会を開くことは否決となつた。

辻野 動議を取上げるべきだ。

田中 原則論と方法論を混同するな。

木田？ ストの必要なし。

森田 白紙投票よし。説明会を附せ。^書

その第一 労働外科^{〔注、作業者の外科治療〕}

第二 東部配食物引上げ。

第三 後は適当に考慮する。

この場合、園に責任ある処置をとるよう申入れる。この際、意義をはつきりしないと、代表が勇気が出な^{〔い欠〕}というだろう。新聞記者が有効な記事を取つたか。愛生園が厚生省に対して適当なる処置をとつたか。

藤田 右の提案に対して原案修正の意見を質す。^異 意議はない

か。^異（意議なし、の声あり）では採決する。

1. 特別委員会の白紙の形で調査をする原案に対して

25/33（可決）

2. 一部ストをやるか。（宇佐美）

5/33（否決）

3. 説明会をやるべし。（吉田・池内其の他）

10/33（否決）

4. 投票は本部が来てからにせよ。（川畑）

4/33（否決）

5. 説明書を附せよ。（森田）

4/33（否決）

以上

要旨

◎職員官舎対照^{〔象〕}

園長先生始め職員官舎の皆様方えお願する。^{〔へ〕}

昨夜の促進委員会の実況放送や実際に吾々に接触して、昨明二十日午后一時より総けつ起大会を開催する事は御承知の事と存ずる。

何故吾々が起ち上らねばならなかつたか、現行法を人道的ヒューマニズム的に解決してもらいたかつたのであるが、今

一八二 総決起集会前日の総代放送
（愛生園蔵「癩予防法改正運動関係書」昭和28年）

昭和二十八年六月一九日午后九時二〇分総代放送

迄の吾々の努力は空しく消えてしまった。一部友園は実力行使に入つたのである。ハンガーストライキに入つた友園さえあると云う現状である。現在の官僚制度の弊害でもあろうが、今迄の吾々の宣伝文書、陳情書、投書等による温健(穩)且つ紳士的な交渉・努力は完全に裏切られた。こうまでたやすく見捨てられ、踏みにじられるとは予想だになかった。この様な事態に立ち至つた事は老令な園長先生、日夜肉親の如き温い愛情で接して下さる職員各位に対し、誠に申し訳ないと思つている。がしかし、皆様方に敢えてその御理解と御同情に訴えて、この問題の円満な解決迄御協力を得たい。

明日の総けつ起大会には、吾々を最もよく知つておられる職員・官舎の皆様方に参加同席して頂いて御理解願ひ度い。明日は午後一時より日出広場で大会を開催し、終了后園内をデモ行進する予定であるが、飽く迄も冷静で且つ熱心な吾々の行動を見て頂き度い。この問題が喜びと笑いとで解決する日まで御協力願ひたい。

この問題はあく迄吾々と政府との間のものであり、中間にある職員の方々の御迷惑を考えると実に心苦しいのであるが、こゝまで立ち至らざるを得なかつた吾々の心情を御察し願ひ御協力を切に願ひする。

◎引続き入園者に対して右の趣旨を放送

(一)各方面よりプラカードを作るから、材料を呉れと事務所え来られるが、委員会でのプラカードは事務所で準備し、個人的のものは各自で創意工夫され度い。材料も各自で工夫入手されたい。

(二)上京する代表三名は、昨夜田中文雄氏に決定したいと放送したが、氏はこゝ数日健康が悪く辞退されたので、代りとして池内有朋氏に決定。大会準備会よりは浅田正一氏に決定。

青年舎よりの一名はまだ未決定であるが、決定次第通報する。
(三)本日の委員会本部え献金する動議が出たが、これは吾々の代表が上京して全生園に滞在した場合の食費等実費を払いたいのであるが、全生側では「自分の方でまかなうから…」と云われるので、その意を汲み他園では既に謝礼として若干の金子を置いているが、当園ではまだその様な事をしたことなく、現在二名上京中であり、尚又今回代表を三名送るので一応金壹万円送る事にした。

(以上)

一八三 総決起大会における抗議文

(愛生園蔵「癩予防法改正運動関係書」昭和28年)

抗議文

我々療養所に療養する患者は一日も早くライの完全治療を願っているものであります。然し現実には吾々の此の願は充分に満たされていません。これはライ療養所を収容所としか考へない今迄の政府の政策の現れであります。このことは現行ライ予防法が明治四十二年施行され、その後時代の変遷にもかゝらず根本的に何等の改正をしないのみか、このライ予防法を楯にとつて強制検診・強制入所・所長の懲戒権等たえず強権を発動し、職員定員の不足をみたすために患者に不当のひくい労賃で働かせ職員の定員の如きは結核療養所の六分の一にしかすぎないのであります。ライの患者は結核その他の伝染病患者よりも身体的障害はなはだしく、人手を要すことは結核その他の伝染病患者に数倍するものであります。然るに今次国会に提出されようとしているライ予防法改正案なるものは患者の要望にそはないのみならず、従来の収容所としての考へ方をいさゝかも変更してないどころか、かへつて取締法的性格を強化しているのであります。

これは近代化学の進歩とライの実証研究の結果と全く相反し

ているのであります。よつて吾々はつぎの事を抗議すると同時に、政府の誠意在る回答を要求するものであります。

一、患者並にその家族の強制検診に絶対反対

一、入所はあくまでも納得勸奨で行い、非人間的な強制収容に絶対反対

一、人権侵害である患者の登録制（都道府県知事に対する届出）に絶対反対

一、患者の基本的な人権を認めず憲法に違反するような園長の懲戒検束権に絶対反対

一、罰則で縛りつける苛酷な予防法に絶対反対

一、秘密保持を充分に考慮した家族の生活保障を法定された

い

一、患者の療養慰安金を法定されたい

右の諸要求に対して政府が誠意ある回答をしない事により発生する事態の責任のすべては政府にあることを宣言するものであります。

一九五三年六月二十日

全患協長島支部ライ予防法改正総決起大会

代表 大村 堯

厚生大臣 山県勝見殿

一八四 総決起大会における要請文

(愛生園蔵「癩予防法改正運動関係書」昭和28年)

要請文

私達はここに数年来病軀に鞭打つて癩予防法改正のために投書・陳情・懇請と涙ぐましき努力を続けたにも拘らず、去る本年三月十四日国会に上提^{〔程〕}された厚生省案なるものは私達の願と全く正反対のものでありました。法案が上提後^{〔程〕}解散にでもならなかつたら、明治四十二年の法律を表面だけ美しく装ひ中味は更に強化され全く療養所の刑務所化をたくらんだものとさえ言へるのであります。更に今後再提出になつても本省は大幅修正の意志は見えないのであります。こゝに於きまして、私達は重大な決意のもとに抗議することになりました。就きましては職員の皆さんに協力を要請しなければならなくなつたのであります。最近の療養所は近代科学の導入と患者の人的自覚のたかまりに依つて、治療に対する患者の諸種の要求は現在の不当な定員法に^{〔縛〕}縛り付けられた療養所では満足すべくありません。其の結果は患者の不満が続出して職員と患者間に見にくい泥試合^{〔任〕}となることもあります。不満を解消しようとして、過労に倒れて行く職員が毎年後を絶ちません。こんな状態の中で私達の重大の決意の表明はこの

まゝでは職員の皆さんに過重な仕事の強要となることでしよう。この時に当つて何の施策もしないで拱手傍観、たゞ政府の言ふまゝになつてゐたら、其の生命さへ不安に脅かされることになるのであります。職員の基本的人権を守る為、個々ばらゝでなく、民主的な職員組合を作つて定員の増加・待遇改善・収容的な療養所から真の療養所にするために、予算の獲得のため、以上の一切を保障するために、ハンゼン氏病法を斗ひ取ろうとする私達の為に、職員と患者が一体となつて政府当局に当つて下さる様呼び掛けます。

昭和二十八年六月二十日

職員の皆様 癩予防法改正促進運動患者総蹶起大会

委員長 大村堯

一八五 入所者大会

(愛生園蔵「癩予防法改正運動関係書」昭和28年)

情報第十二号 入園者大会について

昭和二十八年六月二十日午後一時より礼拝堂に於て患者大会を開催し、引続きデモ行進を行ひ、別紙の如き決議文を園長に手交した。

大会の概要は左の通りである。

一、日時 昭和二十八年六月二十日午後一時

二、場所 愛生園礼拝堂

三、集合人員 約八一六名

外来者・新聞記者三名、来賓三名計六名、

入園者約八〇〇名

四、次第

1. 司会者大会開会宣言（正岡淳）

2. 議長挨拶（藤田政義）

要旨

吾々の意に反した法案が今国会に提出されんとしているので本日総蹶起大会を開催した次第である。

3. 大会委員長推薦（大村総代推薦さる）

4. 大会委員長挨拶

〔後筆〕
「五、」来賓紹介

要旨

吾々が今迄隠忍自重して来たが、もう我慢出来ない。吾々が立上らなければならなかった原因はすべて政府に起因する。官僚制度打破、法の改良に全力を尽して斗おう。吾々の為に働いてゐる職員は過重労働の為次々と斃れて行くこの様な反動政府は徹底的に排撃すべきである。吾々のみな

らず家族にまで及ぶ問題である故、一層強力に斗おう。

5. 来賓挨拶

(1) 岡山県議田中氏

吉田反動政府に対する攻撃演説の後、皆さんも強い団結で斗ってもらいたい。自分も近々上京して関係方面へ強力に働きかけるから、健斗を切に祈ると結ぶ。

(2) 社会党県連 大神氏〔亀〕

昨夜の電報で参列した旨最初に述べ、ついで基本的人権を侵害する法案、特に病者の如く弱い者の権利を侵害する事は断じて許されない。強制的収容制、検診等また然りと逐次社会問題を取上げ、基地問題・再軍備問題を説き、最後に皆様方の幸福な生活を政府が考へるべきだと結論。

(3) 日中友交協会岡山支部 片山氏〔好〕（日本労農党）

かつての支配階級により強制検診強制収容されて来た皆様の苦しみを解決し、来るべき明朗な生活を勝ちとる為に現在貴方達の当面してゐる問題を解決すべく、吾々も国民大衆に呼びかけ運動してゐる。皆様と一層団結を固めて法案打倒の為努力し勝利に到達されん事を祈る。

六、友園・友好関係団体よりの激励文披露

多摩^{〔磨〕}、大島、星塚、栗生の四友園、エダサブロウ、アキヤ
マチヨウゾウ、リユウゴウ、ワダヒロオ等の各議員

七、各団体よりのメツセージ朗読

・光明園ともしび会

・癩予防法改正促進委員会準備会

・日本棋院長島支部

八、入園者代表挨拶

・常務委員会代表（藤原鶴夫）

・評議委員会〃〃（山中寅太郎）

・消防団代表

・青年団〃〃

・婦人会〃〃

・一般入園者〃〃

九、本部の派遣する三名の代表者挨拶

・池内有朋（評議委員会より）

・浅田正一^{〔三〕}（推進委員会準備会より）

・小牧義美（青年層より）

動議として光明園より来園参列の沢田、患者より応援演説し
たい旨提出可決

一〇、議事

1 決議文披露―可決

2 職員各位の協力要請文披露―可決

3 厚生大臣への抗議文披露―可決

4 楽泉園でハンスト中の療友に対する激励電報打電の件―

可決

一一、総蹶起大会の歌合唱

引続いて園内デモ行進

来賓三名（田中県議、社会党大神氏^{〔龜〕}、日中友好協会片山氏）

を先頭に礼拝堂より日出広場↓日新道路↓一朗道↓一心寮

↓大師堂↓光ヶ岡開散

大師道^{〔マム〕}之手前で園長に決議文を手交した。

一八六 陳述団派遣につき田中文雄書簡

（愛生自治会蔵「浅田正二氏旧蔵史料 書簡」昭和28年）

炎暑を冒しての連日の健斗を御苦労様と感謝する。元気一杯
でやつてくれてゐる由、昨二十七日の連絡だと支部長会議の
開催地の件で駿河に使いして呉れた由、文字通りの東奔西走
か。

度々のお便りは先立つて陣中見舞ひを申すべき処、後手に廻
つて失敬。漸く例の傷もホータイも撤する迄になつてゐるが、

去る十九日から二十五日まで「蜂窩織炎」と云ふ厄介な傷病
みをして、今度は左肱から掌までハレあがり、三十九度余の
熱が続き、飯も食へずに臥床してゐた。昨日廿六日から気分
がやつと快くなつて来た。

本部での貴兄初め代表の諸君の御苦勞も想像以上のものだら
うし、それだけに何事によらずそちらからの要望の一切に〇
Kできたら宜しい様なものだが、そうも行かない。矢張り大
きな渦流の中に入つて一緒に渦巻いてゐる立場の諸君、それ
をよし中心から遠くても圏外に立つて見ての立場の我々の見
解との間に時に差もあり、一樣に行かないのは余儀なしとは
云へ条氣の毒だと思つてゐる。十八日の電報を受けての審議
の結果は公報で知らせたらうが、本園の事情も大きな理由だ
が、方法と効果との対照の上からも、此の段階に及んでのス
ト拡大はNO—としか出せなかつた。

一度ならず代表中三名（後発の）を呼び戻す事に決定されて
ゐたが、矢張り二十四日に本會議との報で、切角御苦勞して
くれて来たのに、最後のゴール（良くても悪くても）二、三
日にして誰だつて呼び戻される事は心中残念な想いがするだ
らうじゃないか。寧ろ他所は一部を引揚げて愛生が五人で一
番多いが最後まで御苦勞して貰う事にすべしと抑えた。果せ

るかな、二十五日に追加陳情団十名よこせ、の電報を受けた
が、昨日二十六の夜の審議で「送らぬ」事になつた。他所は
一、二名だけになつてゐても、内は五人を出してゐる事だし、
参院に集団陳情を又行ふ事は衆院の場合と同様な行き方に追
い込む恐れあり、参院の場合綺麗に委せて引揚げたからとて
慎重審議の道義的責任を負はされた形になり、事実たしかに
慎重に扱つて呉れて来てゐると思ふが、それすら又反撥せし
めて、その道義的責任の拘束から解除されると云ふ事だつて
意識する。又全生の態度が今度の陳情に反対否定的である事
も重視されねばならぬ。青松・敬愛・北部に要請の出ぬのは
如何なる事情か。本部全生の不賛成の処に大挙して行くのが
いゝかどうか、と云ふのが反対論の骨子であつた。左翼の人々
は五名送るべしとの意見で、九名対二十一名で「派遣せぬ事
になつたわけ」。運動資金の涸渇だつて一般からの批判が強
く出てゐる事実もあるわけ。

僕が左の連中にとつては反対の急先鋒だと云ふ事らしく、集
中攻撃で来る。此の辺の戦法は君も知つてゐるだらうが、仲々
天晴れだ。本省に対しても強圧の限りをつくしたのだから、
彼等と充分聞く耳を持ち、心持で対して呉れる人々によつて
今後（国会后）の施行細則等は相談交渉させるのを基本線と
（折衝）

行き度い。

君が島崎・正岡両君宛十六日付の書簡（私信）が公開放送されてまづい事だつた。まさか君もあの私信が放送されるとは思はなかつたらうが、何にしても一区の評議員と話してすゝめろ、森田・辻野によく聞いてとか、わからぬ連中は相手にせず……とか云つた文句等あつた様で、それに五人中四人を呼び戻せ、此方から誰と指定してよこしてくれ、自分は此の前の連絡に戻るつもりだつたが湯川が行つては本部で困ると引止められたので……今度も残らねばならぬ様になると思ふが云々、あつた所等君の為に放送されたのはまづかつたと思つたが、後の祭だつた。島崎君も他意なく公文と関係があるのでと簡単に放送して了つた様で、放送事体にも一般から抗議がなされて謝つた様だ。当地も二十三日までは降りに降、尤も大きな災害としては青葉の前の石垣五、六間程崩れて一時東部への主道が不通になつた外は、グラウンド、テニスコートの一部の崩れ位のもので人畜に被害なしだ。

〔中略、家族に関する記述〕

保全委員長と云ふ妙な仕事を仰せつかつて毎日評議事務所に出て、スト現場の模様を視察・調節に任じてゐるが、村田が二十五日から未だ尚ボーコー炎で発熱臥床。山下が十九日に

〔折衝〕

分館で接渉中突如貧血でコンクリート上に仰向けにブツ倒れて頭を強打してタンカで入室、昨日あたり尚頭痛を訴えてやまない。案じてゐるよ。それに前述の如く僕が発熱で休んだもので「保安委」も半数が一時は倒れた仕末さ。俺が寝ると目ざわりがなくなつて丁度いゝと考へてる連中もあるだらうと斯う思つたら、矢張り少々我慢してゞも促進委には出て行く氣持になる。

長々と駄文つたが暑いさなか故、充分に自愛して頂き度い。代表各位や知己の諸氏に貴兄から宜しくたのむ。

七月廿七日

田中文雄

浅田兄

一八七 同志会よりの提出資料〔抄〕

（愛生園蔵「患者紛争事件記録」昭和28年）

三、九月十二日同志会声明書第一号 要旨

- 一、光田園長辞職要求対策委員会が結成された事を聞いて驚いた。この会は常務委員会に何らの届出をしていないし諒解も得ていない。
- 二、各方面への要請は自治機関に於て決定された様な誤解を与えている。即ち友園其の他に対して返事は常務委員会宛

出してくれと書いてある。

三、常務委員長はこれは機関を無視した陰謀であるから、絶対反対の見解であるが、我々も全く等しいもので強力にこれを支持する。

四、こゝに於て我々は多数の有志により園長を護る同志会を作り、人々の参加を要望する。

五、光田園長の救癩事業に捧げたこと。

六、偉大な園長に辞職を要求することは恩を仇でかへすもので、人間としてやるべき行為でない。

三、九月十四日声明書第二号 要旨

一、園内の一部の人達が秘密裡に卑怯な方法で五十数年癩者のために捧げられた大恩のある園長に対して、私達人間の常識では考へられない様な印刷物を作つて他園や社会に送つて運動していることを知らされた。

二、園内の多くの人達は心配してそんな事をしないようにして下さいと言つてほしい：どんな理由でそんなことをしようとするのか、よく考へてほしい。

三、園長を大變誹謗してゐるがそんなことはない。戦争中の園長のとつた方策は全く当り前の事で色々悪口を云つてい

るが、これは一〇〇の嘘に本当らしい一つ、二つのことを混ぜて何も知らぬ者だ^{〔を欠〕}まして居る、秘密結社の常に用いる卑怯なやり方です。

四、死亡者数が多いと言つてゐるが、決して愛生園は死亡率が高くない。

この事を考えて見ても、彼等は悪い方へ^{〔ママ〕}とこひつてゐる。真実には限りがある。嘘は幾何^{〔らカ〕}でも作ることが出来る。それは丁度天勝の奇術と同じだ。

五、園長は常に弱いもの重症のものと優先的に収容された。他園で断られたものまでどんく入園させる様にされた、此処に園長の深い思ひやりと愛情があるではないか。

五、九月二十六日同志会声明書第三号要旨

一、共産党地下組織である対策委員会の内容を知らされ、これは我々入園者に対する反逆行為である。

二、文書の内容が相手方とだ^{〔を〕}まそうとする悪らつな卑劣なやり方である。

三、対策委員会と称する地下結社は少数者のみの野望を遂げるため手段を選ばないものであり、全入園者真実の意向も希望も無視し去つて、入園者一人々々の権利と名誉を傷け、

一般国民からの信用と理解とを破壊し去らんとするものである。

四、かゝることは愛生園入園者の恥である。

五、世論の非難（大阪府衛生部係員の話、下村先生からの手紙による）。

六、対策委員会は不当不正であることははつきりお判りと思ひます。よろしく此の人々は道義的政治的責任を明くして全入園者に謝罪すべきである。

七、自治会の機関の役員の中に対策委員のメンバーが居ることとは機関に対して信頼を失うことである。

八、此の事態に処して常務委員会及び評議員会が一般敬和会員の信託に応えるため、良心を誠実に裏付けさせた責任者、厳然たる態度を積極的に事実を以て表明することを重大な関心を以て期待する。

六、九月二十九日夜の放送 内容

一、桜井氏は資料送附先を松寿寮にした事の理由を聞いても「私はその事を知らない」と云ひ、九ツの友園以外にも送つたと云ふがと聞かれても「知らない」と云つてゐる事から考へても、桜井氏は単なる形式だけの届人で本当の元兇

は背後に在るのではないか？

一、九月二十五日に副総代は対策委員と思はれる辻野君の処へ行つて約二時間話したとの事です、如何なる理由で辻野君を対策委員と考へたか、調査の間に名が出たのか、調査の間に名が出たのか、それとも副総代自身機微に通じていたのでそう考へたのか？
又二時間と云ふのは相当長い話だが、どんな話をされたか、辻野君が無関係ならそんなに長い時間話す事はないと思うが？

一、此の様な調査に当つて副総代のみでやり、人事部長は全然タッチしないのは如何なる理由か？（人事部長は行かなかつた）

一、森田竹次、辻野、国本、山中寅、宇佐美の五人の名を挙げた調査の経緯をきく、桜井氏が云つたのか、それとも常務委員の誰かが知っていたのか？

一、人員は十二、三名だつたが名は云えないと二人の人が云つた。他の人の返事がなかつたとの放送であつたが、その一人は誰か？

七、対策委員会で考えている十一項目

左の通り―

- 一、園長の辞職要求
- 一、庶務課長の辞職要求―適任者のない時は患者をあてる
- 一、職員の予防法反対者の追放
- 一、患者ボスの追放（三〇名）
- 一、小住宅の解放、百室（不自由舎へ五〇室、独身者へ五〇室）

- 一、予算の公開
- 一、完全看護
- 一、患者恩給法の制定
- 一、不自由舎の五名に対して一人の洗濯人をつける
- 一、立候補制
- 一、選挙区の改正

八、十月四日同志会総会記録要旨

- 一、司会 津川、藤島
- 二、渡辺、浅田、池内、広原出席し質疑応答
- 三、質問の内容は対策委員会発足理由並会員の氏名及文書発送等のことについて

1. これに対し対策委員会の発足のついては極めて曖昧な

答であつて、はつきりしていない

2. 会員の氏名についても人数を十二名とか十五名とか云つて居る程度ではつきりしない

3. 文書の発送についてもはつきりせず、何時の間にか発送されて居ること、又第三者に誤解を招く等考へていなかった、随つて誤解を招いたのは自分達ばかりの責任ではない、先方にも半分責任がある

通信の自由は憲法によつてやつた
終始曖昧の^{〔返〕}反答であつた

九、十月十一日同志会総会に於ける藤本正男氏（副

総代渡辺大徳氏の同室者）の証言

要旨

一、桂誠寮上一号室に於て、渡辺大徳・池内有明・広原作一は、東京より帰園した時、談合したのを、同席してお茶を呑み乍ら聞いた。

一、促進委員会は既に対策委に変わつて居る処もある。

一、先ず園長を止めさすことだ。

一、地元の啓蒙が足らなかった。

一、次は友の会をつぶすことだ。方法は二百名程集団帰省を

して自転車隊を作つて自宅訪問のいやがらせをやる。

一、藤楓協会も同様だ。

一、園長がやめると職員が集団でやめるが、栗生楽泉園の様になつて困るが、いや、その時は大丈夫、全医労がいる、若い医者がたくさん居る、その時こそ自然と園内民主化なり明朗な楽園になるだろう。

一、これを実施するに当つては、大村総代・岡見議長は私が引受けて納得さす。(渡辺発言)

十一、申入書

十月十一日の総会(四百八十六名)に於て次の如き申入れをすることに全会一致で決定しましたので、申入れます。

現在、敬和会の最高機関である常務委員会及び評議委員会〔ママ〕の中に光田園長辞職要求対策委員であつた人が居ることは不適任と認め、かかる人の即時辞任方を申入れる。

理由

九月二十九日常務副委員長より対策委員会の調査報告が園内ラヂオによつてなされました。それに対して私達は若干の疑問を持ち、副委員長の説明をもとめ納得出来るものならば解散すべく、十月四日に総会を開き副委員長及び常務委員三名

の出席を得て質疑中、以外にも対策委員であつた人が常務委員会に二名、評議委員会〔ママ〕に数名居ることが二部長の言明によつて明白となつた。

この重大な事実を知らされて、園内の平和を憂慮する一入園者より十一日の同志会総会に於て対策委員会構成のことについて証言があり、いよく事の真実であることを知つた敬和会の機関の権威を保つ上に於ても、この人達に即時辞任してもらふことは当然と考へられる。吾々は機関を信頼し、その権威の保持を切望するものであり、かかる故に現在善意であり、誠心誠意会務の処理に当つて居られる対策委員会に關係のない他の常務委員・評議員に対しては、心から支援し会務の処理に尽〔瘉〕粹して戴くように要望するものである。

尚、同志会を解散するよう再三の要請がありましたが、同志会当初の目的は対策委員会の全貌が明瞭になり、一般大衆の納得がゆく解決を見るまで持続するのであるため、現在は対策委員会の委員の名前も勿論、内容もその解決も明確にされてゐないので、残念ながらこの要請に應じて解散することは出来ません。

十三、「人權を守る会」設立発起人よりのお知らせ

全園の皆様、最近の園内の動きの中にはやゝもすれば私達の基本的人権をおびやかす恐れのある誠に憂うべき動きが感じられます。園内生活の向上や民主化の為に良心的な又は勇敢な思ひ切った発言をすれば其の後で其の人達を「園外へ追放する」と言ふ様なことが傍聴を許さぬ秘密の会議に於て論議され、かつて愛生園の有力者であつた一部の人達の先頭^{〔導力〕}によつて其の署名運動が行われつゝある現状であります。私達はこのような気違ひちみだ陰謀的行動をだまつて見てゐるわけには行きません。今日は人の身、明日は我が身、いつこのわざわいが自分にふるひ掛つて来ないとは言へません。いや、現実^{〔象〕}に私達の中の誰かが何も知らぬ間に其の追放の対照になつてゐるのであります。このような不安の状態のもとでは休んじて療養生活を送ることも出来ず、又園内生活を向上させ様とする民主的な発言も努力も何一つ出来ない事になり、愛生園は昔の様な暗い封建的な自由の奪はれた世界となつてしまふであります。こゝに於て私達は彼等の悪意にみちた巧み^{〔企〕}を打ち破り、私達の基本的人権と療養生活権を護る為に「人権を守る会」を設立しようとするものであります。現在署名を集めつゝある同志会は私達の自治機関常務委員会と評議員会の議決を無視し、解散要請に従わないばかりか、いたずらに

園内の人心をまどわし、不安に落し入れ、私達の基本的人権をおびやかそうとしてゐるのであります。

全園の皆様、彼等のかゝる反動的陰謀に惑わされる事なく、自分達の人権を守り、園内の平和を築く為に私達の主旨に御賛同下さる様お願い致します。就きましては近日中に「人権を守る会」の集りを持ちますから、私達此の主旨を充分御見当^{〔検討〕}の上お集り下さい。

一九五三年十月十三日

人権を守る会 発起人

〔53名記名省略〕

十七、十一月十一日同志会総会 五七三名出席

一、園の問に対する答について

イ、事務所を閉鎖は不本意である

ロ、現在の混乱状態では総選挙は不可能

ハ、総会を要請する理由は両機関が機能を失っているからである

二、平和懇談会に対する態度

十九、十一月十二日同志会総会（六九一名出席）

一、これまであらゆる手段を尽して敬和会の両機関に向つて働きかけて来たが、それも失はれた

二、同志会は今日迄条理を尽して対策委員の人達に反省をうながしたが、その要請に伝えてくれないので、私達はこの人達と共に生活が出来ないから園当局に何等かの措置をとつて貰うようお願いする

三、同志会の会名呼称変更

四、同志会は最後迄団結して絶体崩れない、我々の屈伏は全^{〔服〕}国の友園が共產化し屈伏することだから

五、平和懇談会との話合についての経緯、同会を疑問視する意見がある

二十、十一月十二日同志会第五号声明書要旨

一、去る九月八日園内の一部過激文子^{〔分〕}に依る光田園長辞職要求の陰謀が発覚して以来、これを憂うる有志によつて発足した同志会をつくり、問題を解決するため機関を信頼し、入園者の納得のいく解決を熱望した

二、常務委員会の再三の調査にもかかわらず、今日尚名前すら明にされないことは遺憾の極みである

三、一方、対策委員であつた人々は責任が同志会にあるかの

如く言張つて一步もゆずらない

四、常務委員会混乱と收拾出来なくなり総辞職した

五、評議員会に於て我々の正しい主張が入れられないので、吾々の要求が正しいと信ずる議員十名の退場により機能を失つた

六、園内を此処まで混乱におとし入れた責任は云うまでもなく此の問題を起した対策委員と、之等の人々に対する冷静な批判をあやまり厳正公平にして断固たる措置をとらなかつた機関の責任である。

七、同志会の解散しなかつた理由

イ、機関が輿論に應える何一つ具体的な解決をしなかつた
ロ、同志会が之を指摘し要望しなかつたとしたら誰が指摘したであらう

八、全入所者に迷惑を及し園内の平和を乱されても「私達は正しいと信じてやつた、黙否権^{〔秘〕}があるから何も言はない」ですべてが済むとしたら、果して園の将来の平和が保てるでありませうか

二、^{〔番号ママ〕}これをだまつて放任する事が出来ないから、正しい方法で主張して来たのみであることを確信する

三、吾々として今后憂ふことは病室や不自由舎の方への看護

のことである、此点に於ては同志会は之迄と変りなく万全を期したい^{〔か〕}ら安心されたい

四、この運動に対して対策委員は言語を左右にして徒らに同志会を誹謗し切崩しをやつて自分の云分を正当化しようとしている、其の一例として最近同志会に対する反対署名運動をしている

五、各位は口先だけの論理に惑される事なく、真実を把握し再び我々の平和を打建てよう

二十一、渡辺副総代・浅田・池内・広原松寿寮退任

放送要旨

〔一九五三年十一月八日〕

平和と自由をかちとりたい心慮からこゝ一ヶ月余り私自身又常務委員会として対処して来た。昨晚の事態を見て私の無能力を深く考へた。然しながら全入園者のひとりくが冷静に物事に対処してほしい。

総会を開催することは出来ない。常務委員会の総辞職^{〔マコ〕}評員は昨晚の状態、こうした状態の中で総会を開く事は惨事を招く恐れがある。副総代を初め浅田・広原・池内の諸君が執行部に居る事によつて斯かる事態になつてゐるので、評議員会に

於て審議中なので後任の出来る迄やるつもりで居たが、明日より職責を放棄することによつて反省してもらへるならば、明日より辞める。

外の部長には辞めたあとをやつてもらいたいと云ふ要望があった。諒解してくれようがくれまいが、部長の仕事を辞める。愛生園のこの状態は全患協の団結迄を瓦解するのではないかと云ふこともあり、残りの部長はその後の処置についてはやつて行く。

副総代

今回私が決意をかためる経緯、去る十月十四日総辞職を評議員に提出してゐる。誠意を以て行つた対策委員会の調査の同志会の解散要請が出来なかつたこと。

決して私個人に対するいかりがなく、副総代に対する不信任ではないかと思つた。現在の諸情勢は憂慮に堪へない。即刻やめよと云ふのは現在仕事をしてゐることが悪いのではないかと深く考へて見なければならぬと思ひます。前日十三名尚又今日二十名が署名の取消の申出があつた。私の去ることによつて園内が平和になることを信じて辞めることにした。二十六年から松寿寮に出た。

浅田

去る九月二日就任以来今日に至る迄七百七十名からの署名によつて吾々は一刻早く辞めるべきであると云ふことを申されてゐる。これは総辞職を決してゐるのに拘はらず署名はためである。正しい者である同志会の会長自身云ひ得るか。云ひ得ないのである。全くでたらめであると云ふことを知つてゐたから今迄がまんして職にあつた。暴力を誘発するごとき、き上であつた。誠心誠意任務を完うして来た。現在迄絶対神に誓つて間違ひない。対策委員と私の関係は評議員会の席上で申し上げた通りであり、全く熱造^(捏)したものであり、けしからん次第である。最後に私は対策委員会とは絶対に関係がありません。不自由舎との懇談会を持つことを切望する。病室関係の人々には絶対御安静を願ふ。

池内部長

二ヶ月有半、それぐ御支持いただきました事にお礼を申し上げます。私は身心から自己批判してゐます。目に見えないもの、目に見へるものについても、着々民主的に行つて来た。殖産部長として御世話になつた方々にお礼申し上げます。小農区の方々にしなくてはならぬ賃銭のことがあります。明年度の作付のことなど心にのこります。常務委員としての私の考へ方、過去対策意見^(委員)であつたことを十月四日に申し上げた。

一日としてやすむことなき追究があつた。園長の辞職要求を考へ方が悪いのでない。昨夜の混乱を見て、現在辞める方がよいと思つた。常務委員会は正しい方向にすゝめて来た。実質要求の問題が全く前進してゐない。園内が統一されればこれに越したことはないと思へて辞めた。牛舎でめんの牛が生まれた。祝つてやつてほしい。

広原部長

既に三人の方からそれぐ説明があつたのでおわかりになると思ふ。九日就任以来第一に患者であると云ふこと、利益を守るために同志会の多くの人々から即時辞任の申し入れが来てゐます。評議員会で四人に対して集中質問があつたこと、昨夜の評議員会に於て九名の即時辞任の件が否決され、その事によつてあの事態が起つた。担当部についてお礼を申し上げます。

満足な状態にあると云ふこと、私自身に対して御援助のあつた方々にお礼と感謝を申し上げます。

大村

愛生園の平和と幸福を念願しての決意と思ひます。各部の部署分担、心から静かにお考へ願ひたい。一日も早く平常な状態に戻すべく努力してほしいと思ふ。

一八八 評議員会解散経過報告書

(愛生図書室蔵「長島愛生園敬和会職務放棄記録」昭和28年)

報告書

九月十二日 第三区評議員連名で光田園長辞職要求運動について、その実態を常務委員会より聴取するための評議員会開会方要請あり、午前九時五十分より礼拝堂に於て開く
討論裁決の結果

一、光田園長辞職要求運動に関する真相を常務委員会の出席を求めて聴取 $\frac{15}{28}$

一、反対 $\frac{4}{28}$

一、修正意見

評議員会は常務委員会に対して園長辞職要求対策委員会の考へと活動と同時に園長を守る会の考えと活動を御聞きして両者の意見を評議員会に報告すること $\frac{8}{28}$

以上の結果、第一項目賛成多数で之を議決し早速常務委員会の出席を求めて運動の実態を聴取したが、不十分に付、調査した後、之を報告することになった。閉会午後六時半。

九月十三日 午前八時三十分より総会

常務委員会より昨日に続き報告があつたが

一、対策委員会の責任者

一、署名運動の件

この二件に付きては未調査のため、調査出来次第報告する事を約し、併せて常務委員会の態度として左の内容に依る件が了解事項として説明せられた。

一、園長の辞職要求は考へてゐない

一、盲目的に服従するものでない

一、どこ迄も話し合ひでゆき、園長の立場もあるので無理な要求はしない

一、納得の出来ない問題は世論の高まりを見て協議したい之に対して質問に移る、午前十時四十分休会

九月十四日 午後一時より続会、昨日に引続き常務委員会に對して質問、午後四時三十五分閉会

九月十五日 午後一時より礼拝堂に於て続会、昨日を以て質問を打ち切り意見の発表及討論に移る。この日傍聴者やジその他審議に妨害行為多くしばく休憩、議場を整理する、午後四時二十分閉会

九月十六日 午後一時より礼拝堂に於て続会、昨日に引続き意見の発表及討論、午後二時頃停電のため中継出来ず、二時二十分閉会

九月十七日 午前八時三十分より礼拝堂に於て続会、昨日に

引続き意見の発表、中食は礼拝堂にて行う。午后二時疑議^{〔義〕}が出て常務委員長副委員長の出席を求める。質疑応答中、常務委員会に於て見解の一致をしないから案を撤回したいと申出あり、午后三時半閉会

○疑議^{〔義〕}の出たのは常務委員会の態度中、光田園長辞職要求は考えていない、と云うことはしないと解釈してゐるのと、そうでないとの見解によるものであつた。

九月十八日 午前九時より礼拝堂に於て続会、昨日常務委員の見解統一のため案を持ち帰つていたのが、その結論が届けられた。即ち

一、現在園長の辞職要求は考へてゐない。内容は要求しないことを含む

この説明があつて之に対して質問し、之を終り、意見の発表を続行、午前十一時四十五分休憩、中食、午后一時十五分開会、意見の発表を続行、午后三時討論を打ち切り裁決に入

一、常務委員会の態度の了解出来るもの 21/27

一、反対 5/27

午后三時十五分開会

○常務委員会の態度中、之が了解願へるならば対策委員会及び同志会に対して解散を要請すると言ふことがあつた

九月二十七日迄支部長会議々題に関する評議員会を三回開催した。

九月二十八日 午後六時三十分より光の家で光田園長辞職要求の調査報告会があつた。

一、対策委員会のこと

1 署名はして居らない

2 プリント発送は詳しく知らない

3 私信であるから機関は通じなかつた

4 集合回数 三、四回

5 会員数は十二、三名であるが出入りがあつて固定して

ない

6 会員の氏名は発表する必要はない

以上が部長会に於て調査基本線を出し、届出責任者である桜井勇太郎より聴いたもの。九月十五日と十九日に亘り調査したと報告、尚二十四日と二十八日に再度調査した結果、対策委員のメンバーとして桜井氏より、宇佐美・森田・辻野・国本・山中の名前が挙げられ、之の報告があつた。

○全メンバーを発表しないとの理由として

一、名前を発表しないことに会で決議した

一、発表すると圧迫を受け不安を覚えるから

一、解散しているから

之に対して常務委員会の態度として

一、調査の出来ないことは残念である

一、これ以上の調査は出来兼ねる

一、今後は絶対にさせない様に桜井氏に対して注意をする

これを全舎放送で了解してもらう、尚園長を守る同志会に対して行つた調査報告もあつた、午后十一時閉会

九月二十九日 議長岡見一時帰省

同日付で副議長宛に昨晚の常務委員会の調査報告では納得ゆかないから、常務委員会より評議員会に於て質問したいからと九名連名で申入れがあつた、これは議長不在で取扱はれずにその俚になつてゐた。

十月四日 同志会が開かれ、去る二十八日の対策委員会の調査報告について詳しく聞きたいからと執行部より渡辺副総代・池内・広原・浅田の各部長の出席を要請し、たまぐその席上池内部長より「私も対策委員会であつた」と発言がなされ、広原部長よりも同意味の発言があり、俄然同志会より強い質問となつた模様である。それに依つてか、池内・広原の両氏は辞表を提出したが、総代留守の部長会で之を否決した。

十月六日 支部長会議より帰つた大村総代は対策委員会の調査を打切つたそうだが、これはあくまでやらねばならぬと云い、之に対して渡辺副総代は打切つた責任は自分にあるからと部長会も紛争状態になつたが、その場は一同大村総代の再調査の線で落ついたが、その後にいたり渡辺副総代より辞表が出て、またぐ部長会も混乱に陥り、それに同志会より対策委員及び関係者は役員を辞任して欲しい旨の申入れなどあり、遂に総辞職を決意し、理由は事態を收拾する能力を失つた旨を以つて評議員会に提案となつた。

十月十四日 午後六時半よりこの問題に就いて、高田副議長招集のもとに評議員会を開催、之に対する質問が行われた。

午后十時を以つて閉会、尚帰省中の岡見帰園した。

十月十五日 午後六時三十分より光の家に於いて岡見議長の議事統裁の下に昨日に引続き開会、質問者多数で尚質問も一人の議員で三時間余り要する状態であつた。傍聴者も百名以上でしばぐ議場混乱に陥り、たびぐ整理のため休憩しつゝ運行する。午後十時閉会、十月十六日・十九日・二十二日・二十七日・三十日と前後七回に亘り執行部に対して質問したが、一通り質問も終つたが、さらに二回目の質問希望者もあるなど容易に進まないので、議事運営について協議した。

その結果執行部に対して次の資料の提出を求めることとなった。

一、同志会のメンバー

一、署名運動の実態

一、駿河療養所に出した発信者名の件

以上裁決の結果、賛成十四、反対八であった。執行部より資料の提出ある迄休会してゐたが、十一月四日に同志会より左の内容による要求書が七百八十名の署名簿付で評議員会に提出した。

一、対策委員会及関係者の渡辺副総代、池内、広原、浅田の
常務委員及び森田、辻野、国本、山中、宇佐美の各評議員
は辞任して欲しい

一、前記九名のは向う一ヶ年間役員を遠慮して欲しい

一、評議員五名は本件審議には参加せず退席さすこと

以上の件に付いてこれを採択するかどうか協議したが、午後
十時閉会

十一月七日 午後六時三十分より光の家にて評議員会を開
催、先に執行部に対して要求していた資料の提出も整い、併
せて同志会よりの要求書内容も一括朗読して審議に移らんと
したとき動議提出となった。

一、対策委員であった五名の評議員は退席して欲しい

動議の採択討論に移り裁決の結果、賛成十三、反対十四で否
決となった。続いて動議が出た。

一、本件は総会に於いて決定すること

動議の採択討論半にして、裁決の結果否決になるのを見透し
てか十名の議員は退席した。依って議会も定数を欠き、審議
出来ず午前一時閉会となる

この日、傍聴者二百五十名以上で、しばくヤジが飛び議事
妨害を受け、一時は大混乱に陥り、休憩を宣し議場を整理し
つゝ運営した

十一月八日 午前十時頃執行部は常務委員会の決定として左
の内容をラヂヲを以^{〔オ〕}つて放送した。

一、総会はやらない

一、渡辺副総代・浅田・広原・池内の四氏は本日をもって辞
任した

尚、之に関連して残り常務委員も三日以内に提案している総
辞職の結論を出さないときは責任がもてないから職場を放棄
する旨議長宛申入があつた。

十一月九日 先に退席した十名の議員及び他二名より辞任願
の提出となった。議長としては議会の成立のためあらゆる努

力をしたが容易に妥結せず、最終日である十一日の午後一時頃やつと懇談会と云うことで全議員の招集が出来た。

十一日 午後一時三十分より光の家で評議員の懇談会を開催、当面緊急な事態として執行部の本日を以って職場放棄防止について協議した。その結果万場一致で閉鎖に反対、思いとどまってくれる様要請することになった。

早速この旨を執行部に伝達したが、午後六時三十分に至り評議員会よりの意向は解ったが我々の申入れたのは三日以内に辞職を認めて欲しいことであつて、その事がなされず、具体的に示されないことは遺憾で、既定方針通り今夜十二時を以て職場を放棄するとの返事であつた。それでも後数時間あるので最善をつくしたが折合つかず、午後九時より評議員会事務所で緊急評議員会を招集する。一名欠席で他の議員は出席、執行部よりの回答を報告したが、執行部閉鎖には全員反対でも辞職問題の審議に入ることは、去る七日の評議員会と同じ様な状態となり、容易に審議に入れず、その中に九名の議員は我々は五名の対策委員が同席では審議に加はれない、それに辞職願も出してあるからと退席してしまった。従つて定数を欠き、審議に入れず、それでも何とか事態を拾収せんものと執行部の出席を求めたが、執行部は之に応ぜず、依つて

議長は左の諸^{〔情〕}状勢に鑑み、評議員の解散を宣した。時に十一月十一日午後十時四十分であつた。

一、執行部の解散防止について執行部の意志強固で時間的に対処出来ない

一、評議員会は十二名の辞任願が出ており成立出来ず、審議不能に陥った

一、総会にかける道があるが執行部では総会を開く意志がない

一、機関以外に強力な政治的色彩を帯びた団体があり、機関は浮き上がってしまった

一、光田園長辞職要求運動に関して適切な措置が講ぜられず、殊に対策委員のメンバー及び機関を無視した行為に対する調査及び処置が妥当でなく、大多数の入園者の反感が蓄積している

一、かりに執行部の辞職及評議員の辞職を認めても選挙が出来ない状態と思考される

以上、評議員会の解散するに至った経過を報告すると共に、園長に対して至大なる御迷惑を及ぼすに至ったその責任を痛感し、陳謝の意を表する次第であります。

十一月二十一日

園長 光田健輔殿

前評議員会議長 岡見俊方

一八九 敬和会解散につき事務官会議要綱

(愛生園蔵「患者紛争事件記録」昭和28年)

乙事務官会議要綱

敬和会常務委員会・評議員会解散に伴う新事態に対処するため、乙事務官会議を設け、左の各班を置き個々の現象を分析し総合し、対処策の樹立に資すると共に関係方面に情報を提供し緊密なる連繫を保ちつゝ厳正中立にして、しかも正義に立脚する施策に寄与せんとするものである。

1. 総務班 各班の個別的活動の統一、各種事態に対する
 法律的解釈の統一、渉外活動
2. 治安班 治安警備計画の樹立と実施
3. 情報班 情報の蒐集と提供
4. 監理班 暫定監理方式の確立と実施
- 各班に班長、班員、書記を置く

乙 事務官会議の構成

班名	班長	班員	書記
総務班	井上	十時・塚本・児玉	海原・小河

警備治安班	小林	梶谷	吉嶺・小野田一
情報班	児玉	石原	小室沢・井上作・武沢・山口・在間・山田
監理班	児玉	横山・中山・石川・森	内田(昭)

乙事務官会議会議録(第二回)

一、昭和二十八年十一月十四日午後四時三十分

場所 庶務課長室

一、出席者

藤井中国医務出張所長、井上庶務課長、十時、塚本、児玉、梶谷、石原、森、中山各事務官

一、議題 二件

1 紛争解決根本方策

これに対して藤井所長より左の意見の開陳があつた

A. 園長辞職要求対策委員会九名の処分が先決であつて謝罪と公職事態の強力な勸奨をすること

B. 次に舎長会・作業主任会等を開催、意見を聞き再建に指導する

C. 其の後に総選挙を実施する

D. 辞職要求対策委員会の実態を確認する事は緊要時であつて、これは園に対して所長として調査指示の用意が

ある

他に石原事務官・中山事務官・児玉事務官等より発言があったが、結論として全員一致で辞職要求対策委員会の全貌確認の必要を認め、調査及謝罪要求等の技術並に方法については、警察専門家の協力を得て実施を進めることに決定をみた

2 平和懇談会と同志会の会議に職員立会について

これに対して井上課長より発言あり、意見の交換程度で対決物別れというような態度でなくなれば立会ってもよいと思う、これについては全員承認した

一、打合せ事項

常務委員会よりの資料徴収について、児玉事務官より常務委員会の公式会議録が無いので大村総代のメモを筆写して提出する筈になっていると報告があった

以上

乙事務官会議協議事項

(昭和二十八年十一月十六日十五時)

1. 情報の蒐集と提供について
2. 作業主任会議について
3. 療養規律の再放送について

4. 平和懇談会の調停工作について

5. 年末年始非常警戒の繰上実施について

6. 事務分館の窓口事務臨時応援について

一九〇 対策委員・山中寅太郎に対する調査記録

(愛生図書室蔵「長島愛生園敬和会職務放棄記録」昭和28年)

山中寅太郎

(塚本事務官)

問〇 評議員会の解散について如何に思うか。政治的でなしに敬和会の規則に照して事務的にである。

答△ 我々は二ヶ月で自然解任と思っている。但し途中で一回でも招集されることがあれば、それからはまた新たに起算されるものと考えている。後任の出来るまでは。

〇評議員会の解散について岡見議長から何か話があったか。無断宣言について不服はないか。

△岡見氏は議長としての権限があるのだから、それでよいのだと思っている。責任は別として、十一月七日のように光の家の評議員会場を二五〇人からの人達が取巻いて手に手にコン棒を持って議員の発言の一つ一つに干渉し、二言目には外に出ろというようなやり方では冷静な議事の運営は出来ない。

○常務委員会の職務放棄について如何に思うか。

△広原、池内、渡辺、浅田の辞表は対策委であったことを承認しての辞意ではなく、正式の手續機関によつて再び信任を問うという見解に立つての行動であつて、この時の大村総代の取扱方については重大な政治的ポイントであつたのであるが、今日はこれにはふれない。

○平和懇談会の調停案というものを示されたことがある筈であるが、それを知っているか。

△承知している。対策委としては如何なる話合にも応ずる意慾があつたのであるが、同志会の方にて我々を園外追放とというような強硬論を出して、これをけたので我々の方も応諾を中止した。

○私は今、君を対策委と断定した立場で者を言つたが、対策委員であつたと確認してよいか。桜井勇太郎が発表しているが。

△この事については否定も肯定もしない。勝手に解釈してよろしい。

○私は対策委の中心人物は森田であり、君等は中堅幹部と思つている。森田は前からその線をはつきりさせている。

△否定も肯定もせぬが、そう思はれても致し方がない。

○君らは外部に文書を発表する位だから自信と希望があつたと思うが、構成員の氏名を発表して責任を明らかにせぬのは不可解である。

△この問題は入園者全体対園長の問題であるから、機関の会議の席上で堂々と論じている。藤田・加賀田・山下等三区議員から提案があつて森田が主旨を説明し、私が賛成演説をやつて大いに話合をするつもりにしたところ、相手方は理論では負けると覺つてか、この問題を取下げている。

○其の時期は何時であつたか。文書は発送前か、発覚後か。

△駿河療養所からの照会があつてからだ。

○発覚は光明園からと大村総代は発表しているが、どちらが本当か。

△大村はその時と処でいろ／＼と言っているが、ちがつっているから本当のことは判らない。

○文書は療養所のみか、一般社会にも出したか、発信人や宛先の氏名は個人的であつたか、入園者代表又は総代の肩書を冠したか。

△癩療養所以外には出しておらぬことを発表してもよいと思う。あく迄個人の資格で出している。入園者総代大村の名前は使用しておらぬ。

○敬和会再建ということを目標として、同志会に対してどう
いう考えを持っているか。

△同志会というものは思想の統一も訓練もなく、烏合の集り
であつて、自然解滅の運命をたどるものであると思つてい
る。彼等の腹心〔腹〕というものは、結婚の仲人もやつて貰つた
義理があるとか、一時帰省に骨折つて貰つたとか、義理で
引張られている者で、思想とか信念とか同志的結合はない
のであつて、義理と人情だけに頼つて生きようとする老人
ばかりである。其の点、我々の方は思想の統一、団体的訓
練を受けた者ばかりである。新鋭である。であるから、彼
等同志会の幹部は個人の世話はよくみてやる。それは自己
勢力の伸長に役立つからである。我々はすべて全体の為
のみをモットーとして常に高い目標を持っている。

○君等の情報でも各園とも本園の場合に似たようなことがあ
るか。

△これは馬車引きとトラック屋というようなもので、新旧時
代の対立である。何処でもある。しかし、何と言つても時
代はトラック時代になつてくる。

○対策委の呼掛けに対して強い反応があつたか。

△金品のカンパがあつて、さかんに送附して来ている。

○対策委は先づ自らメンバーを発表して、信念の上に立つて
堂々と行動すべきである。

△現在暴徒と見られるような同志会々員の行動が許容されて
いる状態では死を決意せねば出来ぬことである。多くの同
志の身体の保全から現在それは出来ない。

○我々職員はあくまでも厳正中立を保っている。個人的には
好ききらいはあつても具体的な取扱の上に於ては差別して
はいない。職員を信頼出来ぬか。

△対策委の大多数は職員は同志会と結託〔託〕しているものと思つ
ている。対策委を嫌っていることを顔に出して応接する職
員がある。特に医局の職員中にはつきりしている人がある。
医局等、庶務の鼻息一つでどうにでもなると思っているか
ら気にかけてもおらぬけれども。それから、同志会の申入
れは通つても我々の要求は何彼となくせをつける。
例えば平和懇談会の貼紙の如き。

○園としては紛争を助長するようなことはしない方針であ
る。

単なる事務的な連絡はするが、政治的論争の仲介はせぬこ
とにしている。

△厳正中立であれば同志会員の警備に名を借りて他人の室を

うかぶったり、出入口で見張ったりするようなことは中止
さしてほしい。

○君達は自由や権利ということを自覚している人達であるか
ら、示威やデマに屈服せんでもよいではないか。君のよう
なもので園外追放という様な事をされると思っている
か。

△我々は不合理なことについてはあらゆる方法で抵抗する
が、園のやり方に対しては手放しで安心してゐるわけには
ゆかぬ。

午後四時配食の時間となつて問答打ち切りとなる。

〔昭和28年11月24日〕

一九一 松村好之のみた予防法反対闘争

（愛生園蔵「患者紛争関係綴」〔2〕昭和28年）

謹呈 昨夕は先生の御案内を辱ふいたしましたして、厚く御礼申
上げます。入園以来二十一年になりますが、私の言葉、私の
手紙、又行動は悉くと申しても良い程人々に誤解を与へ、不
快さ^{〔を欠〕}感じさせ、迷惑をお掛けしている様ですので、最近はお出
来る丈け全ての面から逃避すべく努力いたして居ります。

先生宛にも一度先年の書面以来弁解の書面を認めるべく念願

いたして居りましたが、更に誤解の上塗りになつてはと差控
へて居ります。「雄弁は銀なり、沈黙は金なり」の名が最近
は切に感じさせられますが、昨夕一寸触れました園内状勢の
原因及経過、更に将来の見通しを詳細認め、当局に私個人と
しての要望を素直に綴つて見たく存じます。之又私の独断に
外ならず、先生の御^{〔勘力〕}感気に触れるものであるかと拝察されも
いたしますが、何等かの御参考ともなれば幸いに存じます（他
面此の位の事は百も御承知の事でせうし笑止千万幼稚な臆測
に過ぎぬ事かも知れませんが…）

何んと申しましても今回の問題の最大原因は民主主義の履き
違ひが根本でありますと共に、イデオロギーの対立に依るもの
である事は申す迄ありません。

終戦直後国家は揚げて共産主義者のため木の葉の如く揺ら
れ、陛下の身边ですら此の嵐が迫りました様に、数名の党員
は時流に乗つて行動を始め、長島細胞を結成した事は御承知
の通りであります。此の運動の第一着手として不自由舎懇
談会なるものを開き始めました。勿論、待遇・整備・過去の
行過（職員及園内役員）等に大半のものの不満があつた事は
一面止むを得なく、不自由者の人々もよく承知してゐながら、
彼等の煽動に依つて不満は増加されて行つた事は申上げる迄

もありません。その当時、私は既に此れは将来易意^{〔容易〕}ならざる事態の原因となるであらふ事を感じ、絶へず憂慮して居りました。その当時、私が感じた事は何とかして此の懇談会は解散すべきだと存じました。集会結社の自由は法に依つて認められているところではありますが、将来の問題を考慮して話合ひ誠意を尽せば必ず不可能ではなかつた筈です。

第二に此の懇談会を認めて行くなら当然要請される度毎に総代及人事部・作業部長等中出席して嫌でも不満を聞き、誤解や仲傷^{〔中〕}があれば弁明し、誠意をもつて要請に答へれば数名のものが如何に煽動しても四百名の不自由舎を乗ぜしめる事は出来なかつた筈ですが、当初三、四回は求めに応じつつあつたのですが、その後はいろいろ理由をつけて出席しなくなりました。彼等はその時を待望んでいた訳でして、出席しないとなると、更に度繁く会を開いては当局及松寿寮の非を鳴らし出しましたので、松寿寮も意地になり彼等を見繕つて終ひました。此の欠点の最大なるものの原因は同病者であり乍ら、松寿寮の部長連中に此の病気のためあまり苦しんだ人々の居なかつた事、宗教心の欠如者が多かつた事、田中総代が手腕家であり過ぎた事等々です。四年前、私が評議員会に席を連ねた時は既に病膏盲に這入つていた感がありました。その頃

は未だ不自由者対健康者と言ふのではありませんが、議員の大半が問題の度毎に他人の立場等毛頭考慮せず、善意にかいしやく等する事等なく、只自己の立場を主張し、他人の弱点・欠点をあく迄攻げきして、自意を貫き通さでは置かぬと云た形です。もし通らねば憤然席をけつて起つと云つた非民主主義的な者さへ幾人もいました。その為め円満家消極派の意見等全然耳にしない、まるで言論の暴力を振つたもののみの主張が用ひられると言つた形でした。

二十四年でしたか、作業賃の追給が思ぬ多額に昇り、評議員会にすら掛けず収入の額に比例して分配し、多い人は千円以上、少くも五六百円ありましたが、此れには多分の不満があり、私の如く作業の出来ない不自由者待遇も受けられないものの淋しさはクリスチヤンをもつて自任しつつあり乍らもしほのものでありました。年の瀬を控へて、一方では思はぬ金が千円、夫婦千五百円、千七百円と這入乍ら、一方では一銭の収入すらなかつたのですが、その当時の物価にしては相当の開きがあつた訳です。更に翌年の暮に追給金が三十何万円かあり、共同募金が三十万程あり、合算して一人平均四百円程ありましたので不備者の議員は多少考慮して呉れる様と言ひ、健康者は当然作業賃の追給だから先例に倣ふべしと盛

んに主張し合ひましたが、私は年末でもあるし昨年作業して
いなかった時の苦衷も述べ、本年は作業しているため作業従
事者のみで分れば当然私個人としては二百円程収入が増す訳
でしたが、園内平和の点から考慮して均等分配を種々な角度
から意見を述べて主張しましたが通りませんでした。此の原
因は不自由者の行過に悪感を持たれていたのが一つの原因で
したが、他面部長・評議員等合算して不自由者が五分の一、
私の如き中間人が二人と言った具合で、不自由者の思ひやり
が足りなかつたため、此の年の作業賃問題で両者の対立は更
に大きくなつて来ました。その為め選挙前になつて、部長を
三年以上勤めた者は一年間は休む事が出来ると云ふ申合せ
を松寿寮が作り、評議員会で承認を得ましたので、その年田
中総代はじめ三年以上勤務の部長は何んとしてでも一ヶ年は
休むべきだつたのですが、田中・岡見・津川氏等は更に一ヶ
年勤務した事が更に対立を深めた事になりました。私は田
中総代の如き有能の人物は他の誰が就任するより幾倍かの価
値がある事を十分認め期待して居り乍ら、昨年就任された時
は此れはまづかつたと思ひつゞけていました。昨年の夏、作
業賃の増額があつた時が一つの山でして不自由舎は二百四十
円案を出し、松寿寮は二百円案を出しました。私は購買部の

利潤を上げてても良いから、二百五十円出してあげて貰ひたい
と切々訴へました。その理由はプロミンの出現以来、私達病
者生活は一線が画されました。眼の見えない者はいくら映画
が来ても園内が美化されても見る事が出来ませんが、軽症者
は全快の希望も与へられ、^{〔娯〕}誤樂その他の面で幸いは倍加され
つつありますから、然し部長及議員の大半は過去と異つても
う自分等は不自由者等へ行く心配は無くなつた、万一の場合
は病室のみと言ふ頭がありますが、不自由舎の待遇改善等お
ろそかになるのが人情常とでも申しませうか、金額では見通
しが附いていながら、その方法を講じやうとしないのみなら
ず、何回質問しても此れ以上考慮の余地なしと、まるで木で
花をくくつたと言つた形の答弁でした。あの時私の心から尊
敬していた田中氏もそろく焼が廻つたなと感じました。例
へ二百円でもよかつたのです。誠意を尽くして説明し、要望
の度毎に最善の努力をし、^{〔具〕}話合つて誤れたらきつと満足した
のでしたが、残念でした。

作業賃の面で最低三百円（ガーゼ）に対し、総代給千二百円
案を出して来ましたので私は質問しました。現在の総代の仕
事であれば更に三倍の給料を出しても十分優遇はあります
が、総代はやはり名誉職ですから金額で評価すべきものでな

く、百円程の違ひで大分風当りが強い様ですから千百円程に切り下げるべき意志はありませんかと質問しましたら、毛頭ありません、私は好きでやっているではありません、諸君がやめると云へば明日にでもやめますと云つて最も園の平和を願ひ、共産黨員に乗ぜしめない様にと努力している私に對しての返答は実に悲しむべきものでした。一方昨年末の選挙運動でしたあの問題も或る程度追窮^{〔及力〕}すれば後は世論に任せ行過ぎも徹底的に叩かうとしない方がよかつたと私は思つています。昨年末に西（第三区）の評議員が度々集合して対策を協議しましたが、最初私は二回出席した丈で後は断りました。それは彼等の行過に對して徹底的に叩きつけ再起不能にしようとする方法の相談でした。私の信念は出過ぎた釘は必ず自然（神）が打つて下さる、なまじつか人工を加へても必ず反発して来て、反つて問題を複雑にし混乱するから、それより行き過ぎた運動の真相を放送して後は一般入園者の自覺に待つべし、すなはち後続者を断つ方法を講ずる事が第一番であり、世論を有利に導けば毒藥も變じて良藥となる如く、五名や七名の攪乱者が居ても反つて刺激^{〔劑力〕}になる旨を述べましたが、私の意見はしりぞけられましたので、昨年末議員を辞退いたしました。

法案改正問題が始めて表面化した本年の三月に教会の集会席上で私は報告しました。それは此の法案の改正運動の蔭には赤色分子の動きが相当濃厚だから會員は余程深重^{〔眞〕}を期して行動すべきとの云々と、翌日私は一部の黨員から抗議を申込みました。夏と共に益々深刻になり、遂に園長先生の胸像破壊事件が起き、翌日私は友人達に冷静に成行を見守と共に、根本的解決を期するために今少時は団体的行動を取らぬ様、人心が冷静を復すれば必ず出過ぎた釘は打たれ過激分子は必ず天から処分される旨申し歩きましたが、時の勢はそれを許さず、遂に二十日会なるものが出来、田中前総代の不詳事件^{〔詳〕}が起きるに到りました。それ以来園長先生の辞職勧告要求となり、各団体の声明書発表の応酬試合となつて終ひました。その余勢は宗教団体に迄及び、各宗派の役員達は熱烈にその非を鳴らし強硬なる声明書の発表を主張しました。小倉先生もその席上ではその意に同調した程でした。然し私は暴にもつて暴を報ゆる方法に依つては決して事態の解決策とはならなひ旨を各方面から説き、宗教人として園長先生の排斥はもとより一入園者たりとも排斥する等もつての外の事である事は言を待たないが、此の問題は單なる排斥運動丈けに止まらず、保守と革新の対立問題の一派生的なものであり、将来凡

ゆる面で抗争し園内が全く行き詰つて收拾の就かなくなる時機が必ず到来するから、今は無力たりとも、その時こそ全宗教団体が一致協力して平和確立のため最善を尽さねばならぬから、今は各自各教理に基いて静かに反省し、冷静に行動して下さる様極消極的な声明書を出すべき旨を力説致しましたが、一部修正されたのみで私の意は入れられませんでした。そのため現在の局面に立到りましても宗教団体として直接平和工作には何等なす術がありません。

此の五月頃でしたか、私は宮田先生に無記名で私信を送り一々名を揚げ左の党員が居る間は決して園内に平和は来ない旨申送りました。然し私達入園者の団結又は手段に依つては決して如何ともし難く、やがて将来重大なる問題の起る事を書添へても置きました。

その後、お会した節もそれ以外の十数名の方達の名も指した事でした。その人々には別に主義がある訳のものではありませんが、^{〔容易〕}易意に利用され躍らされ易い人々だからです。殊に朝鮮人問題も相当悪影響を及ぼしますので、祖国の国力が充実した暁は引揚げて貰つた方がよろしい旨の意見も申添へた事でした。八月の中旬頃でしたか、宮田先生が園長代理で所長会議に出席の際も、当園同様各園にもイデオロギーの深刻

な対立が起る筈だから御参考迄に赤色分子の対策について考慮して戴く旨申送つた事でした。

終始、此らの事件を回想いたしまして私の考への一貫は彼等一部の分子とは決して心から手を振り合ふ事は出来ませんが、彼等に躍らされ利用される不自由者又青年達の不平のはけ口を作り、又真実をもつて遇する方法を講ずる事が平和の第一条件であると存じます。

それと共に園内に今少し宗教的紛囂^{〔雰〕}気を醸成せねばならぬと存じます。

両機関に於いても、他の種々なる団体会合のためには多額の費用を割く事を惜まず、宗教団体の為めには到つて乏しい政策を取つて来ました。此の様な事を申上げると宗教団体ともあらふものが乞食根性をと申されるかも知れませんが、決してそうではなく、宗教団体の要望に応じて下さらない事は宗教と云ふものをないがしろにし、無用の長物視するため、一般入園者が此れに関心をもちたず軽視して遠ざかるため、益々反宗教的となるとの意味です。最近私達の教会ではその域を脱し金も物も又機関の援助もなくても一人立ち出来る迄の信念が各信徒間に出来て参りましたが、良き指導者のいない他の宗派に於きましては、未だに變つた改革は見られて居りま

せん。

扱て斯くなりました以上、解決策といたしましては昨日も一寸触れました様に一年か一ヶ年半程園当局に御迷惑でも運営方をお預けせねば如何なる団体が如何なる方法を講じてても無駄だと存じます。

然し当局とされては時を得、機を見ては解決のため無駄とは判り切つていながら方法を講じ努力して下さる事が何よりだと存じます。やがて再軍備等の暁は赤色分子の問題等も己づから解決いたしませうし、殊に来年は聖書的に見ましても第三次大戦と申すより世の終りの大戦の導火線に火のつく頃でもあります故、此の様な小さな問題等取るに足らなくなるものと思はれます。

同志会の連中は今尚かつての対策委員を追放すべしと強硬に主張していますが、敬愛園で金丸氏一人の追放が出来なかつた前例に徴しても十五名二十名の多人数をどうして私達病者の手で追放出来ませう、此れに直接参加しないと云ふ理由で我曙教会の上に蔭に陽に迫害めいたものが起りましたが、私達として真の平和を乞ひ願ひ園長先生の辞職勧告等には絶対に賛成しないものであります故に沈黙を守つているものです。正しくそして必ず解決ある見込であれば必ずいづれかに

参加もしませうが、同志会と言へども多分に行過ぎ暴言的圧力さへもつて事の解決に当らんとさへしています。

何よりも先づ私達は神の聖旨如何を伺つて後行動致します故、世の多くの人々から誤解され仲傷（中）され非協力的であるとさへ見誤まれ勝ちでありますが、決してその様な無責任な考へは毛頭抱いて居ります（ママ）園長を守らふとて過（カ）ぎて反つて余計の御心配をお掛けしている様な結果になつて終ひました。ともあれ此の度の争では千六百名の良い経験でありました。雨降つて地固るのはいつの時やら分りませんが、私は遅かれ早かれ此の時の来るのを予言していましたため、私の愚見も追々と人が認め小倉先生の導き宜敷きを得まして真理を求める多くの方々の起りつつある事を此の上なく喜んで居ります。

更に更に此の恵みと導きの手が伴はれて始めて此の園に文字通り名にふさわしい愛の園生が誕生する事を信じて疑ひません。

右乱筆乱文にて。

敬具

松村好之

井上課長殿

一九二 酒井静香のみた予防法反対運動

(愛生園蔵「患者紛争関係綴」[2] 昭和28年)

本日の会見折渉に際して終始一言も発しなかつた私の意見と衷情、是非先生に御伝言して置きたいと失礼を省ず文書を以て申上たいと思います。或は是が私の白書と言ふものかとも考へます。

曩に同志会として嘆願書を以て要請致しましたものと今日の幹部連の言葉と綜合致しましたならば、先生には充分御諒解になれる事と存知ます。

彼の様な意見を持つ幹部連にして如何して嘆願書の様な強い線が出たものか、それだけに今度の同志会の団結は幹部連のリードしたものでは無くして下部組織の憤りと善良な入園者の怒りの表現であるかが御理解出来ると思ひます。(最も會長藤島君だけは私と同意見にて他の幹部連とは違ひますが)

先生の御言葉即ち御諭旨に対して無条件に賛成出来る善良さに私は羨ましいと存知ます。彼等の様な問題に対する浅薄なる認識と常識的な理論を以て是程に重大な解決点を推し立ててよく交渉に当れるものと残念に思ひます。

先生の御深意は知り過る程に洞察出来、御理解の御言葉も判り過る位に解明出来ると自信を持つて居ります。そうした感

点二立却して尚更先生の御言葉に対して納得し諒解出来ない私です。

それは何故でせうか。来るべき結果将来の愛生が弱い患者が幸福になれない、到然に犠牲が出るであらう事が予測されるからです。

問題の根本的な解決は法律でもない、権力でもない、吾々患者大多數の団結した盛り上がった力良が社会を動かし厚生省を奮起せしめ、そうして支部長の勇断を敢行せしめるものである事を知るからです。先生方が私達と同じ結論と同じ根本理念を堅持しながら決断出来ない社会状勢、国家形体は唯大衆の総意だけが□□の鍵である事を知るからです。彼等共産分子が意図するものは、余りにも瀝然として想像されるだけに、幹部連中の甘い考へが私には残念であり心外に堪えません。

此の同志会の有志が、若し仮りに千名を越える数に達するならば先生の御考へも又変つた形を取られるであらう事も考へられます。それには曙教会の信者二百数十名の者が例え様もない卑劣極まる態度を取る事に災ひされて、数百名の者をまでも迷はして居るために絶対多數の獲得が出来ない事も、私としては獅子心中の虫だ、愛生園の寄生虫的な存在があると

さへも憤懣を覚ます。

先般の堀川の一件の時まで毎日百名に余る同志が礼拝堂二集合した位の警備に廻った。彼の警備を堀川の件を契機にして依り一層強化して居たならば、今日とは状況は大分違つて居た事でせう。

それを何んぞや、逆に警備を止めて人数を縮少して二三十名の連絡員の当直制に切り換え礼拝堂から邑久寮へ本部を移した、是が実に大局をあやまつたのです。

私は此の時、切齒扼腕して残念がつたのです。どうですか、今にして入手した情報に依れば、渡辺、浅田、広原、池内、山中、国本、子喚等七名のものが某所に集つて彼の時の警備の状況が今少し続き不穩の空氣が漲り続けたならば、自分等は身の危険を感じて逃走して居たであらう、それが却つて策戦功を奏して警備は解かれ、同志会は冷静に帰り当局は我等の線に添ふて穩健な解決策を執りつゝある。五者会談は我等の意図する計画に近付きつゝある実証だと語つたと聞きました。

堀川の一件の時二私は警備の強化を説いたが、青木、池上、中園、小松原、佐々木、加賀田等が融和策を唱え、それに秋山、藤田、椿等の連中が賛成して連絡当直に多数決で決まつた。

その理由は分館長から度々会長に警備を解く様懇請され、礼拝堂使用を止める様二してほしい警備は園が責任を以てやると言はれる。

森田、辻野、山中等が警備する事に分館に抗ギして来る中立にある人からも、色々申出があるとの理由だつたのです。先生克く考へて見て下さい。抗議する者は対策委であり、申出者は表裏一体の中立の人達ではありませんか。此の様な斗争し抗争をして居る相手の言ひ分を容れて警備を解く者が何処にありませう。

兵を知らぬ、策戦を知らんにも驚くばかりではありませんか。敵が迷惑し困惑する様な方法は益々強化する事こそ策戦用兵の妙ではありませんまいか。漸く安堵し安心感を持つた彼等がアグラをかいて据り直して強硬になり、最近の日々の生活態度たるや実に無念に思ひます。今日の席上に於いて藤田君や青木の輩が得々として敵は実に策戦が上手だ、職員の中にシンパが居り手を執つて居るから（確かにそれは認める）等言つて居たが上手下手は單にそれだけではないのです。前例を以てしても賢明な先生二は充二分に御了察下さる事と思ます。

私は盛んに全患同盟にならう訳ではないが、全療養所に檄文

を飛ばして反共連盟を結成し活潑な文書活動を展開し、厚生省の前歴者の援護を要請し厚生省に嘆願書を送つて内外相呼応して運動を速進する事を進言するのですが、中々その運びにも至らないのが心外です。之に反対する藤田君の曰く、内部で起きた事は内で治めねばいけない、恥を外に出しては、誠に呆れたセンスです。此の様な政治常識で今度の此の重大な問題が解決出来ると考へて居るのでせうか。幾度か解散の線を出し、心外な提案をしてその都度総会に於いて万場一致^(満)反対の決議をして、今日に至つた同志会の内情です。そのためには常に不眠不休で下部浸透策戦を展開して若い新しい進歩的な考へを持つた人と協力して辛酸をした結果です。茲に至つて微温的な解決策をするならば、恐らくは之等強硬な急進者の激憤は如何なる形で顕はれる事でせうか。想像するに余りあるものがあります。今度上京本省に行かれます先生に是非御願ひ申上たいのは、本省の弱腰の大臣局課長にシツカリと強談判して責任者の方には是非来園して頂きたいと衷心より御願申上ます。

卑怯な軟弱な自己保身に汲々たる本省をして勇断厭起させ得るものは先生の手腕以外二全国の療養所を通じてないのではないでせうか。私達が勇氣を持つて立ち上がったのも偉大な

園長先生の手腕智謀に絶大な期待を懸けたからです。

茲まで来て尚良い加減な解決より出来ないとするならば、今後何を目的として、何を希望として団結するのでせう。矢面に立つ者の犠牲は余りに大きなものになりませう。結局は一般常識を以て彼方へも此方へも当り障りのない八方美人が世渡り上手として有利な立場を掴のでせうか。私達の様に一切を割り切つてしまつたその観点に立つて一徹に邁進する者は敗残の憂目を見る事になるのでせうか。其処まで来ると私も私の考へた事、実践して来た事が間違つて居た浅慮だつたのだ、最後は園長先生や先生に多大な御迷惑と御苦勞を御掛けただけであり、賛同した多数の同志の人々に非常な犠牲を強いた事だけであつたと言ふことです。罪、実に万死に与^(値)ひするので。私が故郷二永別を告げる時に、父が親しく訓戒して呉た言葉（沢山の人の中二人で之から生活して行くのだから、決して表面に出る様な事はするな、静かに療養だけに専念する様に、お前は必ず自分の性格のために非常に損する場合がある、と）謂つた言葉を偲ばれて慚愧に耐えない想ひです。私の悶々の情は宮田先生二も本日色々訴えました、青木等と同席して言えなかつた私の懊悩を先生二は知つて頂きたいと礼を弁えず思ひに乱れる儘に深夜にペンを執り

ました。

幸ひに御憫笑下されますならば、本懐です。

諦め切れず尚先生の御上京に満腔の期待を懸けて待ちたいと思ひます。

昭和二十八年十二月十日夜二時半

酒井静香

謹白

井上先生

リードすべき幹部よりも総会員の意見が強い事で此の団結の結束の堅さを知つて頂きたいと思ひます。私は本当の先生の真実の心奥の意図を御聞きしたい、真の御心を知つて此の問題を熟慮したい。本当に今日の会見の御言葉を素直に其の儘無条件二受取れない私であります。非礼をも省ず押して此の様な事を書かねばならぬ重要な問題である事に依つて御海容を御願ひ申上ます。追伸多謝

一九三 自治会再建同盟の訴え

(愛生園蔵「患者紛争関係綴」[2] 昭和28年)

全入園者の皆さんに訴える

全入園者のみなさん、私達の敬和会機関が閉鎖されてから

すでに四十日を経過いたしました。この間、私達の生活は次第に不便になつてきました。

ちよつとした家の修理や戸障子の修繕なども自治会でやつていた時のようにさつさと片附かなくなりました。先日の不自由舎懇談会では、舎長は「いままでのよう一般からいろいろの要求が出て自治会でやつていた時のようにはできない。それでも「やれ」といわれるなら、舎長を辞めるより仕方がない。」となげいていました。

来る二十九年度からは、厚生省では増床工事は打切つて、もつぱら現存施設の整備と充実を図ると言つています。ところが愛生園では何をどう整備し、充実してゆくか、はつきり知つている人は誰もありません。九州の菊池恵楓園では、二舎に一ヶ所の割で風呂をこさえているし、東京の全生園では施設拡充特別委員会といふものをつくつて、その計画に乗出し連日懇談会を開いているそうです。青森の保養園では、寒冷にそなえて暖房装置をするために毎日忙しいといつています。

このように、各園各様に「施設整備に余念がない」というのが、全国友園の最近の模様なのです。今回の舎長会で発表された共同慰安金配分案についても、みなさんにはいろいろ

な輿論や意見があることと思いますが、何分機関閉鎖の現在ではどうにもなりません。

来年四月を期して、病室は完全看護（患者の看護（附添）は全部職員にやつてもらう）に切替わることになっていますが、その準備は今からすぐ始めても遅いぐらいであの（る欠）に、愛生園ではその気配は全く見られません。

菊池恵楓園では五、六十名の職員によつて、すでに「完全看護」をやつており、うまく言つてしていると報告されています。また全患協からの連絡書やニュースも沢山きていますが、それらは十一月十二日以降、何一つ発表されません。

らい関係の二十九年度予算は再軍備のために一割削減を報じられ、これに対して厚生省は力の限り抵抗しているということですが、愛生園においてはこれについては何ら働きかけることもできず、ただじつとして見送つている有様であります。

そこで、これら一切の問題を解決するには一日も早く園内のゴタゴタを統一し自治会を再建することが是非とも必要です。

国の法律にも触れず、敬和会の規約にも違反していないこと、ただそれをやつた人達が自分達の氣にいらぬというだけ

で「公職を追放する」という。もしかかることが出来るとすれば、勢力次第で現在「公職を追放せよ」と主張している人達がこんどは反対に「公職を追放」されないとは誰が請合えましょう。

仮に「公職追放」ができたとして、その追放された人達が黙まつておささまるとは考えられません。こうしたことでは、いつまでかゝつても園内の平和と統一は望めません。

一年一度の役員選挙は民主々義の原則に基き、敬和会々則に従い、こうした混乱や不統一を整理するために設けられたものであります。一部の人達や顔役達の意見によつて左右されることなく、すべての人のすべての意見を参考にしながら千六百の敬和会員一人一人がつている「自由の一票」によつて役員を選び、決して一い部の人の取とりを許ゆるさない。これが選挙の本領です。私達は敬和会の規約に従つて年が明けたら「ただちに総選挙を行う」よう園当局へ要請するとともに、千六百の有権者に訴える次第であります。

また「選挙して役員に選ばれてもやる人はあるまい？」という風に伝えられてもいますが、しかしみんなはこんどのゴタゴタではとほと懲こりています。

来年こそはみんなの信頼と要望によつて選ばれた役員、そ

の機関をみんなが一致団結して支援し、援助し、私達の愛生園に本当の平和と統一をうち立てて全国友園の何処にも負けない立派なものにしなければなりません。

昭和二十八年十二月二十九日

長島愛生園自治会再建同盟

一九四 自治会再開の全患協議長要請書

(愛生園蔵「患者紛争関係綴」[2] 昭和29年)

事務局発第一〇八九号

昭和二十九年一月十四日

全患協議長 未木平重郎

長島愛生園元評議員会議長 岡見俊方殿

要請書

謹啓 新春と共に益々御健勝に亘らせられて、平和な療園建設のために日夜御心苦あそばされてゐる貴殿はじめ長島愛生園療友の皆様、全国療養所の入園者を代表いたしまして心から親愛なる御挨拶を申し上げます。さて仄聞によりますと貴園に於かれましては、昨年のらい予防法改正運動以来いろいろな園内事情から、自治機関を遂に閉鎖されまして既に一ヶ月余にわたりますとか。止むに止まれぬ事情からと

は申せ同じ境遇にある友園として、又一つの組織に連なるの喜びも悲しみも共にして生きてゐる私共として誠に残念であり、悲しみに堪えません。

各友園の皆様が貴園の不幸な事態を憂慮されまして、事の真相を全患協本部に問合せて来ており、調停の労をとるよう要請して来ております。要請される迄もなく、全患協本部としましては、仄聞当初から非常に重大視し、その実態と御意見を長島支部長大村氏宛幾回となくお問合せ申し上げたのでありますが、複雑なご事情がありと見えまして、今日まで全然御返事が頂けなかつたのであります。

然し、各友園の皆さんからは全患協本部として速かな事態の收拾を強く要請されて来ておりますし、又本部としての責任もありますので、何時までも拱手傍観して自主解決を待つのも自責の念にかられ心よしとしませんので、誠に御迷惑と存じますが、貴殿並に貴団体と私共全患協本部員と胸襟を開いて本事態解決に対する忌タンのない意見の交換を行ひ貴団体の御尽力によりまして一日も速く元のように長島の全療友が相提携されまして平和な明るい療園に立直つて頂きたいと切望するものであります。

私共今更申し上げるまでもなく、現在の長島の事態はひと

り長島療友の不幸であるばかりでなく、同じ苦しみと同じ希望に向つて生きてゆく全国療友一万二千の悲しみであり、出来ることなら何とかして和解したい、又してもらいたいと願わぬ者は一人もいないのであります。一方、対社会的関点^{〔観〕}に立つて見ましても、圧縮予算に厚生大臣以下が職を賭してたたかい、少しでも私共の予算を確保しようと連日連夜の苦闘を続けておりますときに、貴園のいまの事態は貴園の建設的諸事業の発展をおくらせ、ますます不幸を招くばかりでなく、ひいては全国一万二千の療友に不幸をもたらすことになると思ふのであります。

全患協本部及び支部の個人の対しては、貴園の個人並びに団体から事件の真相らしき情報が寄せられて来ており、それに伴いいろいろな要請もあるようだが全患協本部とし^{〔す欠〕}ましては、協議の結果こうした私的な情報を取りあげ、要請に応ずるわけには参りませんので、ここに改めて次の六団体（元執行部・元評議員会・青年団・婦人会・同志会・再建同盟）に同文の要請書をお送りして、客観的立場から「本事件の発端から現在に至るまでの成り行きと、現在の状態をお知らせ願いますと共に、円満解決の方法に対する貴団体の御見解、更に全患協本部もしくはいづれかの支部代表団に來園を求めて

調停を依頼し、早期解決に共々に御尽力願えますかどうか」御めんどうでも至急に御返書いたゞきたいのであります。

先にも申しのべましたように、現在の社会情勢は日に日に私共弱い者、貧しい者に不利に進展しており、我々療養者といえども一人残らず和解と信頼にみちた結束のもとに全患協を益々強固にして現代人として意義ある人生を確保しなければならぬと痛切に感ずるのであります。この意味におきまして、私どもは何時までも一つの事件に綿々と自我を主張して拘つてゐるときではなく、一万二千の全患協という大局的見地から忍び難きを忍び、お互に譲歩されまして、素朴な言葉ではありますが、同じ苦難と同じ釜の飯を食つて生きてゐる兄弟としての愛情をもつて長島愛生園全ての個人が、全ての団体が、全英智と全力を、この不幸な事態解決のためにケイ注して下さるよう、全国一万二千の療友を代表しまして、セン越ながら謹んで要請致します。そのため全患協として為すべき事柄も多いと思いますので、遠慮なく御申越し下されば全患協本部及び支部は喜んでその任に当たりたいたゞきます。

最後に貴殿はじめ貴園療友皆々様の御健康を祝福し、固く信頼して貴殿よりの御返書をお待ち申し上げます。

敬白

3 光明園の動向

一九五 入所者代表の声明書

（光明自治会蔵「予防法改正運動関係支部報」昭和28年）

声明書

私達療養者は、我が国の真の平和と幸福を願うと共に、明朗な療養所の建設と、その発展のために、日夜努力致しております。

然るに、去る三月十四日国会に提案されましたライ予防法案は、依然として旧態を出でぬ苛酷な条文に満ち、隔離撲滅政策を基本とした立案であります。昨秋以来、全国一万の病友が声を大にして、より人道的な、福祉保護的な改正の為されるべく、凡ゆる手段と方法をもつて、陳情に次ぐ嘆願、あるいは病友一同の真剣な文書請願などの、懸命な努力を続けてきたのでありますが、この私達の熱望が一向に政府当局に顧みられず、益々患者と、その家族に対する取締りを厳にして、漸くライに対する社会一般の理解と認識が、改められようとしている今日、反つて逆行的に過去の古い因襲と迫害厭惡観

念を喚び起させるような条文を増し、従前の予防対策を、更に続行せんとしているのであります。

私達は、左に掲げる最も重要な項目について絶対反対の抗議と主張を続けております。

一、患者並びにその家族の強制検診反対

一、非人間的な処置による強制収容反対（入所はあくまでも、納得勧奨で行つていただきたい）

一、患者を犯罪人扱いにする、逃走罪、無断外出に対する罰則の規定反対

一、新憲法に違反する園長の懲戒検束権反対

一、その他、罰則で拘束する予防法反対

一、患者並びにその家族の生活を保障し保護する予算的措置の配慮を希望

今更申上げるまでもなく、ライ療養所が、患者の終生的収容所として、又刑務所的形態をもつて運営せられることは、真に「救ライへの道」でないことは明らかであります。

いかに、予防上の設備が物資的に完備されても、精神的に束縛と抑圧が厳しく、非人間的な処遇が、予防の名に隠れて行われるのであれば、患者とその家族は、不幸の上に、尚耐え難い悲運に陥らなければなりません。一個の犠牲たりと

もその犠牲が最大限に救護されなければ、それが又純正な使命に立脚しなければ公共の福祉のための犬死となるような安価な犠牲を自発的に支払うものは誰ひとりとしてありません。

療養所の在り方が、真に患者個々の人権を擁護する明るい療養所として、然も社会保障の一環として、科学的な基盤に立つ施設が確立されなければなりません。この度、再提出されようとする「らい予防法」が、如上の患者とその家族の根本的な救済のために、より高次な愛と理解と、正しい医学的指導理念をもった法案として、再検討せられ、改悪条文の速かな修正が行われるように熱願致します。

従来私達一万の病友が夜を日を次ぐ懸命の誠意と熱情を捧げて請願陳情してまいりました総ての努力が水泡と帰することのなきよう、政府当局、国会議員各位の理解と、社会の皆様方の多大なる援助をお願い申上げる次第であります。

昭和二十八年六月二十二日

岡山県邑久郡裳掛村虫明（虫明局区内）

国立ライ療養所邑久光明園

ライ療養所改正促進委員会邑久支部

入園者一同

代表 千島染太郎

一九六 職員の厚生大臣宛陳情書

（光明園蔵「らい予防法関係書類」昭和28年）

陳情書

癩はあらゆる人類の不幸の中で、最も痛ましき悲劇を有史以来綴つてきた疾病でありまして、為にその治療の困難性と相俟つて、洋の東西を問はずこれをもつて神仏による一の懲罰的形態とさへしております。為に歴史の永きに亘つた運命的重圧は現在においても癩を病む者の上に厚く覆ひ被さり、病者の肉体的苦痛からの解放は何時の日か達成されることがありまして、精神的苦悩よりの解脱は更に難事であると云はねばなりません。然しこの病者達の心を少しでも明るくしてやる為、出来る範囲において、吾々は先づ足下から考へていかねばなりません。その為には病者の日々生活する療養所を真の病者の為の社会保障による保護施設とし患者が自己自身は基より、残された家族に対しても安心して療養し、且つ肉体を養はれてゐるのみでなく自己の精神、人格を高めていくやうなものとせねばなりません。

昭和二十四年、癩予防法制定による療養所設置四十周年の行事が盛大に催されました。この四十年間における癩行政の進歩は目覚ましいものがありました。然しこの四十年は云

は、癪療養所内の治療面、整備面の充実と外部に対しては、癪を啓蒙的立場に拠つて周知せしめたといふ、云はゞ質的ではなく、量的面において進め来つたかの感が深いのであります。そこにおいては隔離、ベツト数増設等の医事行政的対策ばかりでなく、更に質的な検討と開拓、即ち癪及び癪者に対する社会一般の既成觀念の転回、隔離收容所的なものより、文化的社会保障制度への脱皮、社会的人文的観点よりした高次の人間性に対する文化政策が考へられねばなりません。癪予防法は既に四十六年の昔制定せられたまゝで現在に至るまで殆ど根本的な改正がなされておりません。四十年の歴史は只流れたのではなく、その間社会制度、一般文化経済機構の發展向上と相俟つて、療養所の入所者自体、既に大いなる質的進展と開示を遂げてゐるのは目を覆へない事実であります。即ち今や癪療養所は一般社会への安寧を目的とする道程としての手段的性格をもつた隔離療養所より入所者の為の又人間自体の為の自律的生活圏たる療養所へと脱皮しなければならぬと思ひます。

この為には先づ患者の精神的指導充実の為の施設と人員文化材を備へる為の予算措置を講ずる一方、收容患者の労働力に依存せねばならぬ現療養所定員の増加、更に療養所職員の負

担過重と特殊性に^{〔図〕}応へ、その質的向上を計る為の待遇改善がなされねばなりません。

以上の如き実体^{〔態〕}及観点よりして患者を真に危憂の念を持たしめず職員と共々喜びと希望をもつて生活する為に、四十六年前に制定された古き癪予防法を即時代的なる、患者の人権を重んじると同時に社会一般の福祉制度に対しても均衡のとれた保障法に改正されますやう、茲に左の事項の早急実現方を御計り頂きますやう、邑久光明園職員一同陳情申上げる次第であります。

一、癪予防法を即時代的なものとし療養所を真に患者をして安んじて療養に専念せしめる為に該法の根本的改正を計られたい。

一、癪療養所をして真の生命あらしめる為及び治療研究の充実を計る為の予算を計上されたい。

一、癪療養所の職員定員増加を計られたい。

一、癪療養所の職員の待遇改善を計られたい。

昭和二十八年六月二十二日

国立療養所邑久光明園職員一同代表 神宮良一

厚生大臣 山県勝見殿

一九七 六月二十五日患者会合について

(光明園蔵「癩予防法関係書類」昭和28年)

昭和二十八年六月二十五日会合の様様

一、后一時過ぎより三時四十分頃迄

一、患者会合者約三百名

内容

他の療養所は活潑に運動を展開してゐるのに当光明園のみは只単に文書活動のみとは余りにも手ぬるいが如何に、右に對し、幹部よりそれぞれ答へんあつた由

幹部としては、他が実力行使をやるから此処もやらなければならん理由はない。こゝとしては、こゝの行き方もあるし今迄いろんな例を見ても実力行使をやつて「得」をしたような事は少い、出来れば穩當に円満に解決した方が良く、当園としては、他園の主旨に反對してゐるのでない、同調してゐるから盛んに文書活動をやつてゐる、若し作業拒否とかをやつて困るのはむしろ患者自身だらう。亦職員を困らして若し職員が、どんどん止めて他へ行つたならほんとうに困るのではないか。職員は、どこにでも健康だから行く、行けない我々はやはり困るのではないか。

当園としては実力行使は未だしの感ありと幹部は極力避けた

い意見なるも少数強硬派があり大分もめたらしく、最後に実力行使については患者大会を開くべし、その開くには投票をやるべし、との意見もありたるがこの投票は適正にあらずとして一蹴。ついで問題審議會を開く旨言明した。審議會を開く前に二十六日寮長会を開き一般に広く意見を求める事にした。結局幹部は現状維持にて法案提出されてしまふまで行きたい意向なり。今予断は許せないが、どうやら今迄通り位の事で納まるのではないかと思ふ。

(本文に続き三六三頁の表が添付されている)

一九八 邑久支部の動向報告

(光明自治会蔵「予防法改正運動関係支部報」昭和28年)

拝啓 梅雨の候、各地に水禍の被害頻々と報ぜられております。本部常任委・支部派遣代表の皆様を始め、多磨支部入園者御一同様には日夜予防法の運動に御挺身の模様、頼もしく存じております。当支部におきましても連日本問題のために多忙を極めております。連絡不充分のため当支部の事情を詳細にお伝えすることが出来得ず、非常な迷惑をおかけ致しておりますが、悪しからず御海容願ひます。左に当支部の運動の近況をお伝え致します。

(六月)

20日○全患協支部通信責任者(通信員に事ム所庶務部員一名起用) 県清志氏決定(副総代)

○奈良日日の新聞記事「救らいの日」の県予防課の家族検診その他在宅患者訪問反対の意見書、施設長名儀にて近畿・中国の各県に送付す。

22日○職員との提携のため、職員総会開催を促し、職員の全面的な協力と理解を要請。午ゴ一時より職員総会、声明文・陳情書を政府並びに国会へ提出することに決定。(声明書・陳情書別便)

23日○所長と懇談会出席、合同審議会代表四名、職員側の協力態度聴取、職員側よりも爾後強力に文書による陳情・請願の活動を続行するとの約束あり。

24日○午ゴ一時より合同審議会開催。

一、当支部の現段階における態度の再検討、実力行使は飽く迄避け、文書活動の強化、専ら政府・国会への集注に態度決定

一、声明文・陳情書作製

一、一般入園者との懇談会開催することを予定

○陳情団活動についての本部よりの附議に回答。

25日○午ゴ一時より一般懇談会開催、約五百名参集

一、本運動の経過報告

一、合同審議会の決定態度報告

一、質疑応答

○NHK録音班2名来る、予防法の問題を避けて入所者の感想を録音したと云う。強コウに一般懇談会場に於ける録音を要請したるも、拒まれて患者とその家族の面会風景をのみ録音さる、同夜十時のローカル録音ニュースに放送さる。

○愛生・青松の作業ストの新聞報導が予期以上に小さく紙面に扱われているのは、本省より新聞社に爾前^(事)に牽制があつた模様である。

27日○寮長会(一般報告会)開催

一、予防法運動について当支部の態度再確認。

28日○当支部職員・入園者協調の声明文・陳情書、政府・本省・衆参両厚生委全員、各支部へ発送

29日○岡山県地元代議士全員宛、予防法改正並びに二十九年度予算の働きかけについての電報発信

○所長と懇談会、上京方を促す。

○当所長午ゴより上京、本省並びに各地地元代議士、多磨全

生にも立寄ることを要請。(既報)

○藤原道子、堂森芳夫、淡谷悠蔵、中曾根康弘、武藤運十郎、中村高一、長谷川保、山花秀雄、並木芳雄他各代へも当支部より働きかけ、倍旧の援助を望む、打電準備(二十九日現在)

以上

他園の実力行使の整然たる行動には何ら疑点はもつていない。当支部が仮にそれを行う場合は作業部門的に可能なる作業は幾らもある。しかし、敢えて不本意な形で遂行する考えはない。当支部がその手段(運動による)を選ぶことにおいて、他支部と異なるからと云つて運動の熱意が不足しているかの如き解釈をもつておられるならば当支部としは心外である。

支部事情の如何に拘らずという本部よりの指令に忠実でない場合、一支部の独自の行動が全組織のために破綻を招くという理由がありならば、当支部二ユースと同様に他支部から発した独自の行動についての二ユースは慎重に流していただきたい。

最も重要な時機において当支部も愈々所内の結束を固め本部への連絡を密にし目的達成のために為し得る限りの努力を払

うことをお誓いする。

皆々様の爾後の御健闘を祈念申し上げます。

不備

六月二十九日

邑久支部 千島染太郎

事務局長 光岡良二殿

本年三月十二日より六月二十八日に至る間接受した入園者代表宛電文〔原文は縦組み〕

受信年月日	発信所	宛 名	本 文
昭和二八、三、一二	全 生	入園者代表 千島染太郎	一四ヒギカイテイアンサレルスズキ
三、一五	同	同	一四ヒテシュツノチカイサン オウタンオクルアトフミスズキ
五、二〇	同	同	マツオカキクチアイセイクル キシブノハケンマツ スズキ
五、二二	同	同	五エンクルジウダイニツキゼンシブアツマリタシキエンノハケンマツスズキ
五、二四	菊 池	同	二四ヒカンジャソウケツキタイカイニ五ヒジツリヨクコウシツニユキシブモフンキサレタシキクチ
五、二四	全 生	同	キクチニ四ヒタイカイニ五ヒサギヨーホーキツツニユーケツス キシブノダンケツツハカラレタシ スズキ
五、二四	同	同	コンヤセジー〇ジNHKニユースキカレタシ スズキ
五、二五	同	同	サクヤノウスヘンコウサルキヨウサチウスズキ
五、二五	同	同	イツコラレルヤデンマツスズキ
			右に対する本園代表よりの返電
			シシヨウアリユケヌアトフミ チシマ
六、 二	同	同	三ヒージタマケツキタイカイ キヨヒ ツウコクスルアトフミスズキ
不明多分四日	同	同	五ヒヨルNHKダイニホーソー九ジ四五フンヲキカレタシ スズキ
六、 八	栗 生	同	八ヒゴゴ五ヒカンジャタイカイヲコナウクリウフヂタ
六、一二	全 生	同	ゼンシブケツツノメバンナンヲハイシテダイヒヨーオクレシキユーヘン
			右に対する本園代表よりの返電
			ダイーゾウリヨウカイ ハケンインオクレヌサギヨウキヨヒヒケツチシマ
六、一三	同	同	一三ヒストヒケツコースキシブノファンキヲコウ タマシブ
六、一六	栗 生	同	一六ヒージ ケツキタイカイ キヨヒツウコクスル クリユ
六、一六	松 丘	同	一六ヒケツキタイカイ 二〇ヒゼン六ジストケツコウスキシブノファンキヲノゾムマツオカ
六、一七	栗 生	同	一七ヒ六ジ六メイムキハnstニツツニユウスカイタイノオルアリキエンノファンキヲノゾム フジタ
六、一九	全 生	同	サクヤ六ジクリウニテ六メイハnstニツツニユウシタスズキ
六、一八	青 松	同	二〇ヒケツキタイカイキヨヒツーコク三〇ヒツツニユキシブノファンキヲノゾムオオシマ
六、一八	全 生	同	ホウアンコンゲツチユウニテシユツノシラセコツカイカンケイヨリアリスズキ
六、一九	栗 生	同	フヂタホカ九メイタマヘイツタキエンノファンキヲノゾムクリウ
六、一九	長 島	同	二〇ヒゴゴージケツキタイカイヒラクキシブノファンキヲノゾムオオエンニコラレタシナガシマ
六、一九	栗 生	同	ハnstフエルサイゴノダンカイファンキヲノゾムフヂタ
六、一九	全 生	同	コンゲツテイシユツノシンギチヨウサチユウスズキ
六、二〇	栗 生	同	シヨクバゼンメンキヨヒ二〇ヒタイカイニ二ヒツツニユウヨテイクリウ
六、二〇	同	同	スクイタノムハnstカゾク外モ
六、二〇	同	同	ゼンサギヨウキヨヒ二二ヒツツニユウクリウ
六、二二	同	同	ケサゼンメンキヨヒ二ハイルドウチヨウタノムクリウ
六、二二	国 会	同	ヨボウホウゴイシニソウヤウトリヨクシツツアリ、ワダヒロヲ
六、二三	駿 河	同	ワレラ二三ヒソウケツキタイカイキヨヒツウコクニ五ヒヨリジツシファンキヲノゾムタナカ
六、二四	全 生	同	キエンチヨウジヨウキヨウシタカヘンマツスズキ
			右に対する本園代表よりの返電
			チンジヨウダンミトメガタシエンチヨウジヨウキヨウセヌチシマ
六、二四	同	同	二五ヒチンジヨウダンハケンヨテイナリシモ二五ヒダイジンダイリライエンニツキホリウ スズキ
六、二五	栗 生	同	ハnst四メイクルフヂタ
六、二五	星 塚	同	二五ヒサギヨウキヨヒシンコク二八ヒツツニウミタニ
六、二六	全 生	同	セガツーヒヨリサギヨウストーツセイニツヨメルコトニケツテイキシブノファンキマツスズキ
六、二六	星 塚	同	コンヤセジヨリ三メイムキゲンハnst二ハイツタミタニ
六、二八	全 生	同	二七ヒクサツハnstラージチウシシタ 三〇ヒイムキヨクチヨウクル スズキ

一九九 入所者一同の声明書

（光明自治会蔵「予防法改正運動関係支部報」昭和28年）

謹啓 暑鬱の候、愈々御清福にお過しのことと存じます。つね日頃より多大なる御指導と御鞭撻を賜っておりますことを、深く感謝申し上げます。

さて、本日は真に突然ながら、御尊台の温き御誠意に甘え、邑久光明園入園者一同並びに、全国一万病友の心からなる訴えをおとどけ致します。いま、全国十ヶ所の国立らい療養所では、らい予防法改正要請のために、総ゆる努力と熱意を結集して闘っております。この政府並びに国会に対する私達の真剣な抗議は、生れ出た人間の尊貴性と、その人格を擁護する、立派な社会保障の精神に立脚して、爾後の、らい予防行政、らい療養所の運営が、抜本塞源的に改善せられるように要望するためであります。

既に、御承知の通り近代医学の急速の進歩により、らいも初期の治療によつて、軽快治癒することが実証され、年々歳々、幾多の実例によつて示されております。しかるに、現在政府当局においては依然として、過去の因襲と観念によつて、隔離撲滅政策を是正することなく、一層厳しく施行しようとしているのであります。現行らい予防法が如何に、非人道的な、

非科学的な条文に満ちているかと云うことは、明治、大正年間における、屈辱ならい患者の処遇を御考察願えば、自ら御諒解のいただけることで、今更こと新しく申述べる必要のないことであります。明治政府の慈恵政策の一環として、制定せられたこの法律は、救済的な内容より、寧ろ、取締りと弾圧を内容とする法律であり、新憲法下の日本に、未だかかる悪法が残存していますことは、自由と平和と博愛福祉を標榜する国家の大いなる恥辱の一つであると思います。

去る七月四日に上程されました、政府の原案による「改正らい予防案」が、僅か一日の審議をもつて、衆議院を通過し、急ぎ参議院に廻されましたことは、昨年来、血のにじむような努力を続けてまいりました私達には、実に残念なことであります。この度上程されました政府案は、一応は、新しい形式をもつていますが、その内容は、飽くまで弥縫的な、且つ泥縄式のもので、明治年間に制定された浮浪らい患者を対象とした、現行法規と殆ど異なるところがなく、患者並びその困窮家族の生活保障には、何等飛躍的な考慮がはらはれておらず、寧ろ、罪なき私達を犯罪人扱いするかのような規定が、より厳しく盛り込まれ、私達の療養生活に、精神的、肉体的の束縛が甚しく加わり、前途に深い不安と焦燥を喚び起して

います、らいが慢性の傳染病であるにかかわらず急性^{〔の欠〕}それのように取扱う規定が多く編み込まれ、又、患家の事情を問わず、強制検診、強制収容が強行出来るような条文、又は、療養所内の保護者であるべき所長に、警察権が行使出来る規定が残存しています。この法案が参議院通過の後に、施行公布せらることを考えますとき、私達の前途は、真に暗澹たるものとなり、何等人間的に且つ生活的に希望のない生涯を余儀なくせられるのであります。私達は、いま、患者とその家族の基本的人權が総ての点において阻害され、否定せられる、該法律に對しましては、どこどこまでも懸命に抗議を続けてゆかねばならぬと思つております。現在私達一万の病友は、仮りにその生涯を犠牲にしても、我が国をはじめ、世界の各国に在つて、私達と同じ運命に悩める人々の、踏みにじられた人權の回復と幸福のために、強固な信念と忍耐をもつて、飽くまで闘ひ、力弱き者が為し得る最大限の努力を払つて、絶えざる活動を続けてゆく覚悟であります。

目下、参議院厚生委員会においては、「らい小委員会」を設置し、患者側の意見要望を聴取し、慎重審議が行われつつあります。私達は参議院厚生委員会の理解と誠意に、心からなる信頼を寄せ、修正の原案議決か、審議未了になるかの希

望と不安の岐路に立ち最後の頼の綱として、その結果を見守つております。前途に横たわる様々な困難と障礙を思い合せますとき、今こそ御尊台をはじめ社会一般の人々の絶大なる御認識を御支援を賜らねばならぬことを痛感致すものであります。たとえ、この法案が国会を通過致しました最悪の場合におきましても、公布施行せられる前に、次の方法によつて実質的運営の改善が為されますよう強く要望し期待致しております。

一、入所命令及び入所に関する強権発動は、住所不定の放浪患者を対象して、在宅患者に就ては、如何なる場合に於ても、これを適用してはならないことを施行細則に明らかにしていただくこと。

一、所内の秩序維持のためにする、所長の権力行使は、憲法違反である法的論拠をもつて、實際上その適用を不可能にしていたいただくこと。

一、指定医の診察に依つて惹起する家族検診の被害を防止し、「患者と疑うに足りる相当の理由がある者」を世人の噂、又は医師の主観に依らしめない、科学的測定の方法を具体的に施行細則に規定し、濫りに家族検診を行わないようにしていただくこと。

一、患者並びに患家に対する質問及び調査に関連して、秘密の漏洩及び家庭悲劇などの発生があつた場合、その責任の所在を明らかにしていただくこと。

以上のこの法律の濫用を防止すること、同時に、私達は次の諸点にも政府当局へ対し要請を行い、大方江湖の御協力と、御援助を賜りたく存じております。

一、職員の増員並びに待遇の改善に就て考慮を願うこと。

一、患者作業の大幅な改善、即ちその勤務時間、作業報酬に就ての合理的な是正。

一、患者慰安金の増額に就ての配慮（これは現在、らい療養所の生活実態調査報告書を提示して要請を行つています。）

一、教養慰安費の予算計上に就ての請願。

一、患者家族の生活援護のための理解と善処方の要請。

右の請要求については、既に資料と報告書を作製して政府当局に要望致しております。公共の福祉のための、高次な人類愛に目覚めることによつて、飛躍的ならい予防法の改正と予防行政の改善を希望し、真に文化的な社会福祉的な療養所を建設しようとして精進してをります。私達の熱情と、その意慾を、深く御理解賜り、私達の微力に絶大なる御援助と御同情を賜ひますようお願い申し上げます。なおこの拙き一文を

各方面に御回覧下さいまして、一人でも多くの方々の御支援が頂けますよう御配慮下さい。

末筆乍ら御尊台の御健康と御多祥をお祈り致します。

月 日

〔スタンプ〕
「昭和廿八年七月廿参日」

岡山県邑久郡裳掛村虫明（虫明局区内）

国立らい療養所邑久光明園入園者一同

第二節 らい予防法下の葛藤

1 制度の整備

二〇〇 留置場設置問題に関する全患協特別支部報

(光明自治会蔵「特別事項支部報綴」昭和30年)

事務局発第一九四〇号 支部報第三〇三号

一九五五年五月四日

全患協事務局長 盾木 弘

各療養所支部長殿

長島対岸に留置所設置に関する邑久支部の

報告について

冠省 長島対岸の塩谷にハンゼン氏病患者を対象とする留置所が設置されることについての長島支部よりの報告と、これに対する本部事務局の見解と方針及び各支部^{〔ハ〕}えの協力要請については、再三支部報を以て御報告の通りであります。同問題に対しての邑久支部の態度や方針、その状況等が報告されておりますので、各支部に於ても両支部を対象としている問題に対して、長島・邑久両支部の協調が十分でなく、その意見に相違があるとも危惧される向もあると存じます。此

度、同問題について邑久支部より別紙の如く報告があり、邑久支部としても、この問題に対して十分に対策をたて、反対運動をいたしておることが判明しましたので、一応その報告書を写して御送りいたしたく存じます。

各支部に於ても、再三申し上げます通り、この留置所設置問題は、私共全患協の全体の問題として非常に重要なことでもありますので、その立場に依じて十分なる御協力と御援助の程を願います。支部皆々様の御健勝をお祈りし報告と致します。

邑支発第五号

昭和三十年四月二十日

邑久支部長 千島染太郎

全患協議長 末木平重郎殿

長島対岸塩谷に設営中の留置場に就て

冠省 標記に関しては、既に長島支部より詳細報告済であります。吾々の要求をも省みず、工事は着々進行中の事態に直面し、此処に当支部としての今後に処する態度を決定致しましたので、現在迄の運動経過と併せて報告申し上げます。

一、運動経過

三月初旬、園内工事場出入の人夫より留置場設置が具体化

し、入札が終了した模様であるとの情報を得、早速園当局に問合せたところ、園当局としては全然周知^(関九)しないとの事なので、牛窓署長の来園を要請。

三月十二日、牛窓署長来園、本問題に対する国警側の見解を問い、吾々の反対理由を述べる。

署長よりは明確なる回答なく考慮を約して会談終了

三月二十五日、長島支部より連絡有り意見交換、地元裳掛村長・村議・県議の協力方及び県本部長の来園を要請する傍、庶務課長を通じ牛窓署長に工事中止を申し入れると共に、施設側の意向も統一して反対の意志を再度表明。

三月三十一日、愛生支部長連絡のため来園、裳掛村長・正副議長来園、村会（全員協議会）の結論として「県本部長・牛窓署長に対し善処方を申入れるとともに、今後の協力を惜しまない」ことになったと報告あり。効果的な方法に就いて懇談。

四月初旬、国警長官・厚生省・医務局長・県本部長に陳情請願書を反対署名簿とともに送附、一方県選出代議士・報導機関・知名人に援助方要請書を送附する。

四月七日、大野県本部長来園、吾々の意見を伝へるとともに取敢へず工事中止、或は設置場所の変更方を要請。本部

長は近日中に回答することを約して会談終了。

四月十日、午前中園当局を通じ「国警側としては既定方針通り工事続行する」との回答あり。此の回答に対し、承服出来ない旨を通知する。

尚、吾々との要請書に対し、前県議有志より協力方申入れ有りましたが、何れも選挙最中であり、会談する事も出来ず現在に至つて居ります。県民生労働部長に対し、県議より申入れを行つており、本月十八日には左社和田書記長選挙応援の為来園、県本部長に申入れるとの通知がありました、其の後の事は本日迄判明しておりません。

二、支部方針

イ、従来までの交渉経過から推して「所外である患者専用でない」此の点を理由として、国警側は予定通り工事完成を期することは必定である。各支部の事情の総合的判断並びに県隊長の言質に基づき、患者専用であることは明確であり、場所も島外ながら最も当園に近接しており、吾々としては当初の要請の線は曲げられないものと考え、在来の所内監禁室は愛生園の場合と同様に、既に廃棄処分済みであり、当長島の立地条件から推して他園の所内監禁室改装に伴う場合の事情と異なり、国警県本部の

見解も異なる、従つて本問題に対する反対運動にも多分に考慮すべき余地を残している

当支部としては当初より本問題の解決には、飽くまで穏当な手段と長期の忍耐が必要であり、文書活動に依る陳情並びに国警側関係者との示談に依つて行ふべきだといふ一般入園者の意向が強く、現在迄の文書活動に依る線以上に実力行使と見なされる強力な手段は採らない事に態度を決定する。

口、次に裳掛村塩屋に設置される留置場が完成された後に於いても、本問題の経緯と性格については厚生省、国警関係者並びに一般外来者に対して説明し、吾々の要望を理解させ、その認識を得る様に努め、又その留置場の使用運営については国警当局の誠意ある取扱いを要請すると云う態度をもつて、飽くまで地道に有形無形の反対運動を続ける。

ハ、愛生支部との連絡提携については、爾後の当支部の方針を明かにし、誤解のない様連絡を図り善処する。

以上の如く当支部の態度が決定致しましたので、御了解のほどを願ひ上げます。

事務局発第一八七二号 支部報第二九五号

一九五五年四月四日

全患協事務局長 盾木 弘

各療養所支部長殿

長島支部に於ける警察留置所設置と対策に就て

冠省 先般来、東北・多磨・駿河等に於て所内監禁室移管の問題で、活潑な反対運動が行われたことは、既に度々支部報にて御報告の通りであるが、その際支部報第二八六号に御知らせ致した長島支部の状況について、その後同支部に於て種々調査した結果、次の事実が判明した旨、事務局宛報告された。

前記支部報第二八六号によると、長島支部当局の公文書に對し、牛窓署長より留置所設置の意向であるがその場所は未定とあり、これの実施については予想されていたが、長島支部よりの報告では、既に実施に移されつゝある模様である。

これに對する長島支部の対策も別記支部報告の如くであるが、事務局の見解としては長島支部の対策は妥当であり、一応所外に設置される留置所でも、ハンゼン氏病患者のみを対象とするものはこれに反対しなければならぬと考える。以下この件に就て事務局の見解を記し、各支部の御協力と長島

支部に対する御支援をお願いする。

一、昨年度指示された監禁室移管に伴う医務局通達は、二種類あつたことは既に報告通りであるが、本省は法務省及び国警本部と緊密な連けいのもとに各療養所にその状況に應じ、患者を対象とする国警留置所を、所内外におく様最初から計画されていたと予想される。

一、この留置所設置は、予防法改正に伴うものと関係者は言われるが、現在迄説明されているその設置趣旨や理由は、いづれも私共の納得ゆかぬものであり、従来の監房を何等かの形で温存する意図がうかがわれるのである。

一、監禁室温存の意向は、警察関係よりも厚生省が強く希望していると思われざる訳であるが、この件について現在は、既に国警移管が行われた後であり、厚生省はこの問題の外にあるという態度であるので、私共としてはもつと強い意向と反対を本省に申入れる必要がある。

一、全患協として同問題の反対基本線は、監禁室の国警移管は勿論反対であり、又監禁室に類する一切の施設の所内外よりの撤去と、ハンゼン氏病患者のみを対象とする独立した留置所施設の設置にはその場所の何れを問はず反対であるので、その線に副つて反対運動を行うことである。

一、現在、菊池に設置されている拘置所は裁判にふされ、又はふされつゝあるものを収容する刑務所であり、これに対する見解は別であると思うが、栗生所内に現存する留置所については、私共が従来より主張する線に副つて撤去されるべきであると考える。これは私共としても十分に考慮し、この撤去を要求する運動をしなければ、既に所内の留置所設置は認めたものと思われるからである。この件についての当該支部の見解も、後日よく伺うつもりである。

一、留置所問題は、現在迄の各支部の状況を総合して見ても、未だ私共の意向が十分に汲取られていたとは考えられないし、又一方関係当局の態度や出方も判然しないので適当な対策も建てられないが、いづれにしても各支部共反対の強い意志を表明し、全員結束による関係者への投書やハガキ等の陳情を活潑に行う様希望したい。

一、事務局では国会でこの件をとりあげられる様、各関係議員に陳情し、且法務・厚生委員会に請願を行う準備をしているが、各支部に於ても地元議員を通じて陳情・請願をねがう様希望したい。

以上が、監禁室移管に関する一般的な事務局の見解であるが、長島支部の報告に依る留置所の件も、他の関係支部と全

く同様な意向の見解がなりたつ訳であるから、その対策についても十分に注意したいと考える。各支部の御協力と御支援を重ねて御願います。

次に、長島支部よりの報告書を全文^{〔掲〕}けい載致します。

協愛発第十三号 昭和三十年三月二十五日

長島支部長 藤島一山

全患協事務局長 盾木弘殿

長島対岸虫明（塩谷）に留置場設置の情況並びに

当支部の対策について

冠省 所内監禁室については、当支部としてはすでに再々お知らせした通りでありましたが、その後嚴重に警戒中のところ、今般「虫明に留置場設置が決定したらしい」と云う情報に基づいて、早速園当局に対し連絡の有無を問い直したところ否定するので、直ちに井上庶務課長・石原分館長に所轄牛窓警察署に急行して事実の確認と、設置反対の要請をして戴いたわけであります。この結果が昨日もたらされたので、左記に御報告申し上げると共に、工事現場の情況及び当支部の対策について、併せお知らせ申し上げます。

一、分館長の報告要旨

一、要請について

「署長は始め、どうしてこられたかと反問した。そしてこの件については文書（註、支部報二八六号記載の当支部報告の牛窓署の解答）で解答してあるので何も申し上げることはない。長島地内に作ると云うなら了解を得なければならぬが、地外であるからその必要はないじゃあないかと云はれたが、こちらから希望をきいてくれと云つた。これに署長は根拠は何か、と云うのでむづかしいことを云われれば成程地外であるし、何も云えないことになるが、こちら（入園者）の希望のことを申しのべるのだと云つた。これに対し署長は、これは国の政策方針できているので、私（署長）ではどうにもならない。助言はできるが方針に従つてこれを進める外はない、あなたたちの言い分は、他人の顔に出来るできものが気に喰はないということになる」

二、場所について

予防法の改正に併^{〔併〕}つて懲戒検束規定もなくなり、警察権で当らねばならぬことが多く考えられる。前から、一般留置場の増設も分散配置で考えていた。こゝに出来れば治療に間に合うし、又給食面も一般人は悪いので（現在三〇円：四〇円）牛窓管轄となるのであろうが、こうした面は厚生

省と話し合のことになる。患者を入れた場合こうした治療と、給食面の利便を考えた。

三、建物の構造内容

これは監獄法というものがあつて、発表した場合いろいろ差支えがあるので発表することは出来ない。予算は国費が八〇％で地方費が二〇％負担である。

四、癩患者専用か否か

牛窓署の解答通り一般と併用と云つてゐる。(註、虫明地方民には癩患者を入れるのだと云つてゐる由)

二、工事現場の情況について

一、坪数は二十四坪、鉄筋コンクリートの計画で工事の進行は基礎の床掘り中

二、請負は西大寺建設株式会社、虫明出張所

人夫は五人程度が働き、現在材料は、砂・パラスを半坪づゝ集めてゐる。

三、当支部の対策について

一、事態の緊迫に併い、^{〔併〕}直ちに緊急部長会を開き次の対策を打出した、長島所外に違いないが、目と鼻の先の場所であり、如何なる口実をろうしても癩患者専用であると考えられる。国警当局は各友園の留置場の工事の状態

を察知して一応所内をさけ、巧妙な既定方針の推進である。従つて全患協の基本線に副つて該留置場の設置には反対する。

2、具体的な運動方法

一、県警察隊長並びに牛窓署長の来園を要請する。

二、裳掛村長並びに村会議員の来園を要請する。

三、三木知事並びに県会議員の来園を要請する。

四、厚生・法務両委員に反対陳情文書を発送する。

五、山口公衆衛生局長の来園を要請する。

六、県選出代議士に援助要請文を発送する。

七、本運動には光明園とよく連絡し、共斗態勢で推し進める。

八、その後の運動方法はその都度検討してゆく。以上

二〇一 留置場設置反対援助の要請

(光明自治会蔵「雑件書類」昭和30年)

要請書

留置場設置(長島対岸裳掛村塩屋)反対の援助をお願いいたします

謹啓 時下陽春の候、先生には日夜御繁忙な政務に御精励

のことと拝察し、私共光明園入園者一同衷心から深く感謝申し上げます次第であります。

偕て、突然のお手紙を差し上げます無礼をお許しいただき、標記の件につきまして、何卒早急に先生の御高配と御尽力を給いますようお願い申し上げます。

私共の療養所には、従来監房と呼ばれる監禁室がありまして、旧ライ予防法施行時代には、患者徴戒検束規則にもとづき、療養所の長である園長が、その使用について指示する権限をもつて運営されておりましたが、一昨昭和二十八年度第十九国会において、予防法が改正され患者取扱いの法規が改められ、監禁・拘束等の所内処分は廃棄されて、結果監房は廃棄処分となり、建物は実質上倉庫に転用されました。「療養所は病の療養のためにあるべき場所として、平和で安心して生活の出来る所でありたい」という積年の希望が叶えられた訳であります。ところが今回突然、標記の場所に留置場の設置が決まり、既に基礎工事が着々進められていることを知り、全入園者は再び暗い気持ちに閉ざされております。警察当局では「一般併用でライ患者専用でない」といつておられますが、所轄牛窓署から遠く離れた現在の指定地は、私共の療養所に極めて接近した場所にあり、従来の所内監房と何ら異

ることのない印象を受け、全入園者ひとしく不安に思っております。この度の設置計画では、明らかにライ療養所を対象とした特定の留置場であると考えられます。

私共は常に狭隘な所内にあつて、至難な長期集団生活に、相互の自粛と自覚により、平和な療園として生活の出来るよう力めておりますが、国警当局並びに厚生省のライ患者に対する特別な考え方や措置が変らないかぎり、私共の日常の心がけも努力も空しいものになつて了います。

予防法の第三条にもありますように、「不当な差別的取扱い」を受けることのない静かな療養生活を送りたいということとは、私共の切実な悲願であります。その意味におきまして、私共はライ患者専用の留置場設置には飽くまで反対いたします。また同時に療養所に隣接する場所に、設置されることにも反対いたします。従いまして、現在の留置場設置場所（裳掛村塩屋）は、牛窓署の一般留置場として牛窓町に、或いは他の場所に変更していただきたく思います。

何卒この問題につき深い御理解と御同情を給いまして、先生の御高配と御援助をいただきたく、入園者一同幾重にもお願い申し上げます。

岡山県邑久郡裳掛村虫明

邑久光明園入園者代表

千島染太郎^⑨

殿

2 厚生省・施設側の構想

二〇二 光明園・愛生園統合反対の書簡

(光明自治会蔵「重要資料」昭和32年)

謹啓

多事多端なる昭和三十二年も余すところ旬日となり、愈々以つて政務御繁忙のところ取急ぎ本書面を尊職の膝下にお届けいたします無礼を先ず以つてお詫び申し上げます。

扱、去る十七日当園に御来園の節に御約束申上げました愛生・光明両園の合併問題についての私達光明園入園者一同の最終的な意向を卒直に御回答申上げ、本件に関する爾後の曲折と齟齬のなきよう御理解を仰ぎたく存じます。

既に御承知の如く、本年八月神宮園長が逝去され、その後私達は後任園長の早期着任の願望をもつて日々焦燥に満ちた療養生活を続けて参りました。その矢先、十一月上旬書簡形式にて療養所課長石丸技官殿より愛生園・光明園の合併問題

が提示されて参り、私達は事の重大さと意外さに驚愕し、御提案には同意出来ない旨を文書でもつて御回答申上げておきました。しかし、その後何んの御連絡もなく、事の次第は一切不分明なるまゝ時日が経過いたし、不安と焦燥は愈々増すのみであり、十一月三十日に改めて本問題に対する私達の総意を盛った文書を^{〔平出〕}尊職の御手許にお届け申上げた次第でありました。尊職に於かれましては、早速私達の要請に応えて頂き特別の御誠意をもつて十七日に御来園下さり、本件に関する御見解と御構想を^{〔歴〕}披歴下さいました。

当日の御説明で私達はこの問題が総て療養所課長殿の私見に基ずくものであることを識ることが出来た訳であります。そして同時に以前の石丸技官殿の書簡内容とは異った具体的な構想の内容を認知することが出来ました。更に又、入園者の意向を充分に尊重して頂けることも明確に知ることが出来ました。このように御高説の節々に窺える尊職の私達に対する深い御理解と御愛情に就きましては一同衷心より感謝申上げて居ります。

尊職が提示され御説明頂きました遠大な日氏病療養所行政の御構想につながる愛生・光明合併後の在り方等に就いて、私達としまでも十全の理解をもつて傾聴し、示されまし

た新規な御計画とその方向に従うべきであるかも知れませんが、私達が現在H氏病患者として置かれている社会全般の認識の度合と云うことが先ず問題であります。

〔ママ〕又示されました構想の如く国家財政の見地から早急に多額な予算が一ヶ所に導入され理想的な医療集団の設営が実現すると云うことは私達には予想し得ないのであります。医師の充員に於ても合併即可能とは考えられないのであります。又、同じ島内にあるとは云い乍ら地理的条件の不便さ、又施設整備の様式、日常生活の習慣の異なる点、尚又歴史的背景が生み出した生活感情と集団意識の相違、入所人員の増大から生ずる療養生活の秩序の紊乱の杞憂等、医療施設実現の面から現実の療養生活の諸様相の面から分析・検討いたしますとき、合併することによって快適な療養の場が得られ、高度な医療集団が実現するとは考えられないのであります。早速私達入園者全員でもって再度構想に基づき考察いたしました結果、以上申述べました観点から最終的結論として全入園者があくまで合併には反対であるという意志が一致いたしました。

こゝに全入園者の最終的な結論として合併にはあくまで反対である意志を表明する次第であります。

従いまして懇切に御説明頂きました 尊職の御高説に対し添い兼ねる結果となり甚だ申訳ない次第であります。私達の意のあるところを御賢察賜わり、特別の御理解をもって合併反対の微衷お掬みとり給いますよう重ねて御願い申し上げます。

就きましては後任園長の早期任命の手筈を一日も速やかにお進めいただきますよう御高配と御尽力を賜りたく切に懇願申し上げます。

末筆ながら謹んで爾後倍旧の御指導と御鞭撻を御願い申上げ、併せて 尊職の御多様な御越年を祈り上げます。

敬白

昭和三十二年十二月二十日

国立療養所邑久光明園入園者一同代表 望月拓郎

厚生省国立療養所課長 尾崎嘉篤殿侍史

二〇三 厚生省結核予防課長の講演

（光明自治会蔵「ハンセン氏病の予防と知識について」昭和38年）

小西予防課長講演

厚生省公衆衛生局の結核予防課長をしております小西でございます。去年十二月に前任の課長と交替を致しましたので

目下勉強中というところです。ご承知のように結核予防課では結核とハンセン氏病の関係をやつておりまして、私の方は予防の方を、大村さんの方は医療の方と手合けをしてやつております。

私も十二月に予防課にまいりまして予算にかかったのですが、今年に入りまして出来るだけチャンスをつかまえて、その施設を拝見するようにつとめておるわけでありましたが、たまたま今後大阪で開かれた医学会にまいりましたので大村療養所課長のお伴をして、足を延ばしましてここ長島におじやまをさして頂いたのであります。皆さんは既に一月からいろいろ専門の先生方のお出でを願ってお話をお聞きになり、勉強をなさつておられ全患協二ユースもみせて頂きました。私も今度らい学会にも出席し、最近の医学の進歩等もつぶさに拝聴させて頂いて大変勉強になったわけであります。医学も大変進歩しまして昔と違ってハンセン氏病も治る、また予防も出来るということ、治癒の過程も短くなつているというようなことをいろいろ伺つたわけであります。

行政というものは特に疾病の予防行政というものは、やはり根本に医学の上にたつて行政の方針をたてなければならぬと思うのであります。一方行政という面では単に学問だけ

ではなく、社会的条件を併せて考えていかなければならないということに難しい点があるのであります。従いまして総べてのものがそうであります。結核でも一般伝染病でも精神病でも学問の進歩に附随して行政が進まないという点、見方によつては「隔靴搔痒」の観といえますか、何をぐずぐずしておるんだらうという感を抱かれるむきが当然あると思います。これはやはり特に法律に基づく制度というようなことになりますと、全国的な規模で行われるわけでありますから、やはりそれにはある程度の既成事実というようなものが出来て、これを全般に応用してもいいという段階になつて始めて法律化し、制度化するというようなことが総べてのものを通じて言えるし、また進め方ということになつておるのであります。らい予防法の問題についてもいろいろ言われておりますが、らい予防法は結核予防法よりも早く、明治四十二年に出来まして、昭和二十八年に全面改正されて現行法が出来たのであります。その後既に十年を過ぎておりまして、特に戦後はプロミン、DDS等の新しい薬が出来てそれによつて治療効果があがつて来ておるわけでありまして。従いまして薬がない時代、いわゆるプロミンは終戦直後間もなく出て来たわけでありましてからその後効果が確認されてからは、そう長い

年月が過ぎたわけではありません。そういう世の中の進歩あるいは医学の進歩に従って、逐次行政に反映させていかなければならないと考えております。

昔、いい薬がない時代は隔離に勝る治療なしという考え方で、なるべく療養所に入って頂いた方が安心して治療が受けられるということで、行政が進められておつたのでありますが、これが学問的にも、あるいは社会的にも変つていけばいいつかはそういう制度の問題にも反映してくるはずだと思つてゐるわけであります。これをどうするかということについては厚生省としても無論、結論は出ておりません。今私から将来どうするんだということを申しあげる段階になつておらないのでありますけれども、しかし既にここにお出でになつた先生方、あるいは学会等どうかがつておるところによりますと、大分昔と違つた状況になつて来ておることとは充分わかるわけであります。従つて行政方面、学会方面、また療養所管理の立場といういろんな立場から今後更につづけて、合理的な制度にしていかなければならないと思つてゐるわけであります。そういう点で患者さんの立場からの声も私どもとしては充分うかがつておきたいのです。たて前は療養所長さんを通じて患者さん方の意向が役所の方に反映されて

いるということなのでありますが、しかし直接うかがうということによつていろいろニューアンスというようなこともよくわかりますしまた患者さんの側も間接的ばかりよりも、ときには直接に言つてみたいということもおありにならうと思ひますので、施設におじやまするような機会には、時間等の都合さえつけばお目にかかつてお話をうかがうことにしておるわけであります。たまたまその機会が出来まして私の方も非常に嬉しく思つております。

このようなわけで今の段階でご参考になるようなことを申しあげるようなことはないのですが、ただ昭和三十八年度の予算面において前進といつていいかどうかわかりませんが若干増額をしております。私の方でもつてゐるのは予防費と、援護費と、私立療養所の委託費ですが、援護費は生活保護法に準じて増額し、例の貸付金も大分増えました。しかしこれの運営についてはいろいろ実態にそくしない点があると思ひておりますので、この点についてはより以上効果をあげるような方法で、三十八年度の運用は考えたいと今検討をはじめております。もう一つ更生指導所というものを横浜に作ることにしたのであります。これは患者さんの側からもご要望があつたように聞いておるのでありますが、つまりリハ

ビリテーションの段階で、一般社会へのかけ橋という意味の施設で、わずか収容人員（二〇名）ですけれども、そういう施設を設けてそこで仕事をしつかりとつかみ、生活の基礎が得られる間の生活をして頂く、一つの拠点みたいなものをこの九月から作つていこうということで準備を始めているわけがあります。これが新規といえば新規の施策であります。これが成功すればそういったようなものを、更に考えて予算化をしていきたいと考えております。

その他、社会復帰の問題はハンセン氏病に限らず結核でも、精神病でも問題になつておりまして、成人病、身体障害者についても今りハビリテーションということが非常に大きな問題となつております。厚生省でも関係の局が研究を始めたり、あるいは実際の動きもはじまつておるわけであります。これは皆さん方の場合にもその一環として当然考えられなければならぬと思います。そういったことがあわせて進んでいけばよくなつた方が社会に出て行かれる場合にも、非常に出やすくなると思うのでありますが、この面においては考え方の問題や実際に移るには若干の日時がかかると思います。けれども研究が進められておりますので、その点をお含み下さるようお願いいたします。皆さん方から質問がありましたら具

体的にお話できるところはお話したいと思います。

一応これで挨拶と致します。

〔一九六三年四月六日長島愛生園における講演〕

二〇四 らい研究協議会の構想

（愛生自治会蔵「療養生活研究委員会長島支部委員会報告資料集」

昭和39年 原本横書）

新らしいらい対策に依る特定施設について

わが国のらい療養所の在り方を検討する前提として、先づ第1にわが国のらい予防行政の在り方を決めてかゝらなければならぬ。即ち従来からの強制収容隔離という基本方針によるか、又は国際的定説により一般慢性伝染病として、予防上又は治療上収容隔離することが必要と認められる患者のみを収容隔離し、その他は本人の自由意志により在宅のまゝ治療ができるという所謂自由受診を基本方針にするかにより、その方向が大いに異なるからである。

〔ママ〕

わが国のらい対策が確立されたのは、明治41年3月19日公布された法律第11号からであるが、その趣旨は、一般予防衛生の見地よりむしろ浮浪徘徊のらい患者を収容救護することに重点が置かれたのである。（根拠：法第3条、昭和6年改

正法案説明中に「現行法は「癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セズ且救護者ナキモノ」所謂浮浪徘徊ノ患者ヲ收容スル為ニ療養所ヲ設置シ斬ル患者ノミヲ入所セシムルノ方針ニ於テ制定セラレ居ルモ予防上ヨリ之ヲ観ルトキハ其ノ範圍余リニ狭少ニ失シ病毒伝播ノ慮アル有資力ノ患者、又ハ救護者アル患者ヲ逸シ癩予防ノ徹底ヲ期スルニ遺憾アルヲ以テ云々等」

その後昭和6年全面的改正がなされ、救護思想から予防思想へと画期的な前進をなし、らい対策の骨幹をなす諸施策が法制化せられ更に昭和28年の法改正により一段と整備され現在に及んでいるのである。

かように、わが国のらい対策は救護思想に基づく收容隔離政策から出発し、予防思想を基調とする強制隔離政策へと前進し、癩と診断されたものは根治せざるものとして菌の有無にかゝわらず永久に收容する方針がとられて来たが、DDSの出現と癩医学の進展と相俟つて1956年開催のイタリアマルタ騎士会が開催したローマにおけるらい会議以来、癩のコントロールは急速に進展し、次いで第7回（1958年）第8回（1963年）の国際癩会議においては特殊病勢の患者のみを收容し菌陽性の患者であつても收容治療を強制せず、長期收容によつて生ずる社会復帰の困難さを来さざるよ

うにと、議決された。かくて吾が国において採り来つたノールウエー方式は根本より改めらるべき時代を迎えたのである。まことに癩を病める者に対して此の上もない医学の進展と謂わざるを得ない。

そこで、らい対策の基本方針の問題であるが、患者の現況も別表のとおりであり、且つまた、治らい薬の出現と、らい医学の急速に進歩した現在においては、国際的定説に基き従来のらい対策を改正すべきであると考えられる。

この方針は本病に最も近似している結核に準じた改正を行うことが最も妥当であると信ずる。即ち、予病行政の第一線窓口を保健所長とし、医療は特定施設のみならず一般医療機関においても行い得るものとし早期治療の実を挙げる。特定施設は適正高度の医療を実施し患者の社会復帰の促進を計る。また治療したが何らかの事由により社会復帰不可能の者については、他の社会保障の領域に属せしめて予防、治療、厚生と確立することが必要である。

以上の如く、今後の我が国のらい対策については、らい予防法の改正療養所の改編など社会各般にわたる問題が多いのであるが、今回は以上述べた特定施設（すなわち既存のらい療養所）についてのみ検討した。その結果次の如く改編する

必要を認めた。

即ちらいの国際的定説およびらいの実態調査（別表）によることは勿論であるが、最近治療医学が再編成され、即ち原病の病像を構成する一次的病的状態の改善、除去及び二次的病的状態の予防にとゞまらず、二次的病的状態の改善、除去まで包含し、患者が満足すべき状態で社会に復帰できるようにすべきであるという思想に進みつゝあるので、本病の治療もこの線まで充実させなければならない。しかし、現在の療養所は人的（特に機能療法士、職能療法士その他多種のパラメディカル・スタッフ）及び設備的にさらに充分考慮を要する必要がある、また今後は大いに「リハビリテーション」を導入しなければならない。そのため療養所の内容充実を図らなければならない。しかし現在の全療養所を整備充実することとは、国家財政上は勿論、各スタッフ充足の関係および患者の現況を勘案し再編成することが必要なのである。

◎らい療養所の再編成

国立らい療養所を再編成するにあたり先づ問題となることは、入所者の約半数に近い44%の菌陰性者の処遇の問題である。処遇の如何によつては、混乱の起る可能性も充分あり、あるいはまた現在の混乱状態を解決する手段ともなる重大な

問題であるので、この点を充分織り込んで実施する必要がある。

◎らい療養所の形態

- 1、新患者を対象とする施設
- 2、基本治療を対象とする施設
- 3、らいによる機能障害を対象とする施設
- 4、庇護、授産を目的とする施設

※別表

患者の現況

◎患者数

- 1、国立療養所に入所している者
（昭和38・10・1現在 事務長研究会調査）

9981名

- 2、私立療養所に入所している者

（昭和38・10・1現在 事務長研究会調査）

186名

- 3、在宅している者

（昭和37・12・1現在 厚生省調査表による）

876名

(内新発見206名)

◎患者の現症

一、国立療養所入所者(昭和36・1・31現在 事務長研究会調査による)

菌陽性者 56・10% 5681名

内 訳

治療効果があがり比較的早く治癒可能の者	21・95%	2223名
進行期のもので総合的な治療を要する者	6・23%	631名
長期の療養を要する者	27・55%	2790名
病型の未定の者	0・37%	37名

菌陰性者 43・90% 4446名

内 訳

身体に著しい障害の無い者	9・44%	955名
身体に著しい障害のがあり現在の方法では速やかに症状改善の困難な者	34・46%	3490名

二、在宅の者(昭和37・3・1現在 厚生省調査による)

内 訳

要入所者	39・43%	330名
不要入所者	48・39%	404名
入所要否不明者	12・18%	102名

三、私立療養所 未調査

◎昭和38年10月1日現在学童調

小中別	学年別	員数
小学校	1	0名
	2	1名
	3	2名
	4	3名
	5	4名
	6	5名
	計	15名
中学校	1	13名
	2	21名
	3	29名
	計	63名
計		78名

備考 中学校63名中1名は神山復生病院

二〇五 所長連盟の医療改善要求

(光明自治会蔵「自治会報他原紙綴」昭和52年 原本横書)

昭和52年9月22日

らい療養所の医療改善に関する施設別対策(結論及び各論)

国立らい療養所所長連盟

らい療養所の医療改善に関する対策

一、基本方針(総論)

A全療養所に共通する問題

1、医師の増員(結核療養所に準ずる)

イ、施設ごとの医師定員の均衡を図る

ロ、医師の定員の再検討

ハ、各療養所の診察科の充実、らい専門医の養成

2、医師の処遇

イ、医師の勉学研究の便を計る（国内、国外研修、研究費の増額など）

ロ、初任給調整、僻地手当、遠隔施設の旅費の確保など
ハ、子弟の教育に対する配慮、官舎の改善など医師の定着を計る（長島、邑久などは架橋が望まれる）

3、医師の獲得対策

イ、若い医師の獲得を考慮（夏期大学なども開催、らい医学に関心をもたせる）

ロ、公衆衛生にたずさわる医師研修コースにらいを組入れる

ハ、外部の医師の援助を受け易くする。（謝金の増額など）

二、医師招へい対策費の予算化

4、医療の充実と確保

イ、医療センターの設置（らいの治療および新しい分野の開拓に関する研究、研修と対象数や経費、技術の点で各施設が個々に行うことのできない疾病治療のため）設置場所、協議の上逐次拡大

ロ、委託治療の確保（委託入院費の増額、国病、国療へ

の入院治療）

ハ、療養所間の援助体制の確立

二、医薬品費の増額

ホ、医療機器の整備

ヘ、病棟・治療棟の更新築

B 各施設の対策案

沖縄地区では新患発生に対応しての定床の増

沖縄医局（冷房設備あり）の新築

菊池、九州にセンターを希望、瀬戸内の医療援助

二、具体的な対策（各論）〈瀬戸内三園を抜すい〉

国立療養所 長島愛生園

瀬戸内三園のセンター的療養所と自ら名のり出る気はない。それは出過ぎというものである。更に医師及び看護婦不足の現状の改善は大事業であり、患者の老令化は現実の問題であると共にその速度は急速であることを認識して愛生園は次の計画を速やかに実現したい。

1、治療棟の整備（医療の能率化及び省力化の実現）

2、老人医療の対策強化、主として血管系疾患、脳軟化症、心疾患及び高血圧、慢性胃炎、老人性肺炎等に対する対策強化

3、架橋問題は社会の偏見打破と島民の便利のため実現を望むものである。

国立療養所 呂久光明園

1、医師の充員について

○昭和52年4月1日 内科医師一名充員

○昭和52年9月1日 外科医長一名充員

○目下眼科医師一名充員のため具体的に交渉中

○以上の充員完了後は定員残一名にすぎず、当方目標の基本科医師（皮膚科医長）、整形外科医師、形成外科医員の三名充員のためには定員二名増が必要であり、定員増の要求を推進する必要がある。

2、外部よりの医師の援助

○国立岡山病院を主体として内科、眼科、外科、皮膚科、婦人科、泌尿器科等の医療援助をうけて来た。これらに要する医師補充謝金は予算額はごく僅少部分を充たすにすぎず、これだけでも莫大な赤字であった。

○本年4月1日以降、京都大学、滋賀医科大学、国立岡山療養所等より医療援助の申し出があったが、予算の赤字つづきのためすべて辞退せざるを得なかった。医師補充謝金と旅費の実情に即した支給を要求したい。

3、委託治療の実現

○本年5月12日京都大学医学部附属病院の事務担当者と園外治療につき協定し、以後京大病院の全診療科目について本園入所者の園外治療は可能となった。すでに実施をみている。

4、療養所間の援助体制

○すでに恵楓園の上妻副園長による整形外科の医療援助をうけている。

○本年5月25日より愛生園の尾崎医長と本園の原田園長との相互協力体制が確立され、以後毎週各一回づゝ基本科の相互援助（謝金なし）を実施している。

○本年9月以降、本園の山本外科医長が全生園の医療援助を行う。

5、医学生との交流

○本園の原田園長は山口大学医学部非常勤講師として毎年同大学でらいの講義^{〔義〕}を実施している。

○本年8月より夏期実習を開始した。本年は8月1日から5日まで京大生4名、神戸大生1名に対し、らいの臨床実習を実施した。今後毎年実施予定である。

○滋賀医科大学の公衆衛生学教室の要請により、らい医学の

現況につき交見会を行うことになっている。

○滋賀医科大学の「Hの会（ハンセン氏病を考える会）」の受入れ施設として、本年8月20日から25日まで学生4名を受入れ、入所者の病歴調査等の指導をした。

○滋賀医科大学学生の見学を受入れ、副学長引率の16名の学生の園内見学、^{〔義〕}らいの講議を本年7月12・13日の両日にわたり実施した。

6、解剖の実施

○医学の充実を目的として病理学者による遺体の解剖を行うこととし、国立京都病院病理担当の古田科長の病理解剖を依頼した。すでに三体の解剖を実施し、入所者の死因の探究と生前の治療方法の反省などに資している。

7、治療棟の改善

○病棟の改築が一応終了したため、治療棟の改築にとりかかる。

○治療棟内に資料室を新設した。らいに関する文献等をこの部屋に集め、見学の学生たちに供覧している。

8、まとめ

○医療とは具体的なものである。抽象的な非具体的な作文や方針を呂久光明園では信じない。卑少なことであっても、

具体的な改善を実行するほかはない。以上の7項目は小さい事であるが、具体的に行ったこと、行うことを記したものである。

○同じ長島の中に愛生と光明の二園があり、今後在園者が減少する一方であるにかかわらず、なお両園に専門医をそれぞれに確保しなければならないのかどうかを検討する段階に来ているであろう。

○光明園としては、愛生・光明両園の中間地点にたとえば国立岡山病院の分院といったものを設け、基本科以外のすべての医療を地域医療にゆだねることを提案する。その実現のための長島架橋がのぞましい。島に固定した医師は必要ではなく、地域病院からのローテーションとしての通勤の医師・看護婦に医療をゆだねれば総論に書かれた配慮の多くは不要となるはずである。

二〇六 全日本国立医療労働組合の将来構想

（愛生自治会蔵「参考資料綴」平成2年 原本横書）

〔欄外注記〕
「2月6日」

第1回ハンセン病施設将来構想委員会

1、支部独自の活動、全体（本部を含む）の活動、全患協の

活動と3つの運動をどうゆう方向へ進めていくか基本的方針が定まっていけないので、全体及各支部が連絡をとりバランスを取りながら運動して行く事が大切なことではないか。

1、現状の問題点

将来構想に向けて現状での患者の高齢化、減少又合併症等を含め医療の改善、及び老人病棟又は他の医療機関として残して行くには、第1に地域に出るのが第1条件ではないか。現在のハ病施設が地域に対する貢献を考えた場合、職員の採用、職場の確保、地域に落ちるお金という事では過疎化が進む地域には貢献度がある。

医療面として考えた場合、地域に対する医療の貢献ではなく、〔傍線後筆〕各自治体でも老人医療及他の医療機関としての期待度は大きい。

ここで問題になるのがライ予防法であり、国立である以上どのようにして移行して行けばよいのか考えた場合、各支部として何をすればよいか、国・地域・患者と三方同時に話しを進めなければならず、地域の話として今の施設にはなんの期待〔ママ〕していないが、病症変換した場合の期待は大きい。

それにはまず初めに職員、身内が患者と席を並べ率先して

医療を受ける様、気持ちの中から偏見及差別をなくし溶けこまなければ地域には入りこめないのではないか。

その上に立って将来構想を語る上でこれまでおこなわれてきた歴史的隔離政策、社会的差別偏見をなくし、地域の医療機関として次の世代に残していくのが問題である。

1、医師不足の現状と病状について

現在各施設において定員不足又は定員数いても専門医が居ないのが現状で、他の医療機関より週2日〜3日、国立の機関より週1回と医療援助を仰いでいるのが実状である。

今現在医療現場としてライを治療するというよりも、他の合併症を予防する必要性にせまられている実状では医師の定着、医療器具の整備とそれを使用できる専門医が必要になっている。

医師の確保のてだてとしては研究所とライ療養所が一体となり、センター的な物を作り研究所と臨床とがうまくみ合う様な型を取り、互いの医者同士が新しい治療をこころみ参加できる様しなければ、医師を呼べるてだてにはならないのではないか。

1、ライ予防法の問題点

現在WHO・国際学会などで日本のライ予防法は廃止しな

さいと言われている。現在のライ予防法の問題点として隔離政策・偏見・医師の権限により疑いのある物には強制的に隔離すると明記されている様に間違っている部分が多いある。

ただその中で療養所の患者には生活をエンジョイできる生活が保障されている。この予防法がなくなればすべての保障がなくなる訳で、長い間予防法が存在した責任は国にあり、現行の球済^{〔救〕}に変わる保障及保護法がなければ各支部としても患者自治会との話し合いが前進しにくく、この問題をクリアしなければ、他の医療機関として移行するにしても地域自治体に話しが出来にくい。

ただ予防法改正にしてもすべてを廃止するのではなくて部分的に改正をしていかなければ難しいのではないだろうか。

1、現在の病状と死亡原因

現在はライを治癒するというよりも一般の人と同じガンや成人病、他の病気で死亡する人が多く、これらの病気を予防し感染を予防していくかが問題である。

ライの治療の問題としてはDDSの副作用が1番問題であり、患者の粘液との関係が強く、粘液との関係をコントロール

ルしなければならぬが療養所の中ではなかなか反映できない。

又新しい薬を使用するにしても患者と話し合うがなかなか使用してもらえず療養所と研究所が近い関係になれば、もう少し医療の改善が出来るのではないか。

3 入所者の苦悩

二〇七 光田前園長の銅像建設をめぐる審議録

(愛生自治会蔵「会議録」昭和32年)

会議録第五十八号

昭和三十二年九月二十四日午後一時より会議室に招集した。
出席議員二十名(金山、田畑、岸崎、生川、田中政議員欠席)

〔中略〕

執行委員会出席、加川委員長、大村事務局長、池内事業委員、池内経理委員、広原業務委員〔中略〕

○光田前園長銅像建立の件

1 建設委員会を設ける

2 委員は二十名以内とし、執行委員全員と正副議長の他に一般から選ぶ

一、本件は園内中継放送する。

加川委員長 敬和会の事業として前園長の銅像建立をした
い。光田先生六十年間の業績を顕彰する事業として銅像を
建立したいと考えたわけです。学者といろくの事情を考
えて良い機会でありますので、この時にやりたいと思うわ
けです。方法としては

①入園者が主体となってやる

②過去のことは水に流して、新しく建立したい

③したがって建立委員会を設置したい

委員会を設けたのは改選期でもありますので、執行部だけ
と云うことではなく、また問題をスムーズに進めて行く為
にも一般の人も入れて委員会を作りたい。人選は執行委員
全員、正副議長、議員三名、あとは舎長、一般会員からえ
らびたいと考えております。

延国議員 この件に関して一般会員から要求があったのか―
加川委員長 入園者の中から個人的に意見は聞いておりま
す。良い機会でもあり、結構なことであるからやってもら
いたいと云うようなことを聞いております。

延国議員 山口県に光田園長先生の銅像が建てられ、その形
写真等が園内に入っていると聞か、この点について―

加川委員長 この件を考えると、同時にその話も進めており、
研究しております。また写真も見せてもらっております。

三好議員 六十年間の業績はなにをさゝれるか。それを検討
されたのか―

加川委員長 誰も手をつけなかったこの病者に生涯をさゝげ
て下さったことは大きな業績であると思います。

三好議員 個人をすう〔崇拜〕はいすると云う考え方にも問題がある
のではないか。人民の手によって歴史は作られるのが現
代の常識である。我々の生活とつながりのある方法は考え
られないのか。園内には盲人が多いわけで銅像なんか建
てても全然見えず、手でさわっても感じがない為わからない
わけですが、もっと他の良いものを考えられたことはな
いのか―

加川委員長 銅像と云うものは業績をたゞえるのものにもっとも
適当だと考えたわけです。記念館と云うことも考えられる
が、この度は光田先生のことのみ考えた。

三好議員 委員会が設立したら、又議会ではかるのか、本年
度の役員がやらないとなればどうなるか―。

加川委員長 出来れば本年度中にやりたいと云う熱意に燃え
ているわけです。又委員会が設立すれば、当然はかるべき

だと思ひます。

山田議員 建立委員二十名の中に職員も少し入れた方がよいと思ひますが、この点について――

加川委員長 決定した場合は新園長の許可を得なければなりません、今のところ設立委員の中に入れる考えはありません。

桜井議員 銅像を建てるよりもつとむになる記念館なり、病室を立てる考えはなかったのか――、救癪と云ふことは、社会の健康を保持していくと云ふことになる。光田先生が本當に救癪事業にてつしていられるなら――患者の爲になる方法を考へていられるのではないかと思ひますが、先生の考へ方を聞かれたことはあるか――

加川委員長 こんにちはこれをやることは良い機会だと思へるわけです。先生は今后レプラ菌培養に専念すると云つておられる。

有本議員 銅像を立てるのに反対の声を聞いたことはあるのか――

加川委員長 反対する声は一つも聞いておりません。

三好議員 銅像がなぜ有意義であるかを云つてもらいたい――。もつと他に記念館を立てると云つた考へもあると思ひますが。

加川委員長 病室なり記念館を立てると云ふことは政府にやらしたら良いと考へるわけです。

川畑議員 銅像以外のことを考へられたのか、光田先生は福沢諭吉を尊敬していると云われたが、福沢先生曰く――天は人の上に人を作らず……云々がある。銅像を立てることはこの意にそうかどうか――。又予防上だれがこの恩恵によくしたかも考へねばならないのではないか――

加川委員長 色々考へましたが銅像が適當であると思へたわけです。

川畑議員 今年中にやる考へはないのか。

加川委員長 やれたら本年中にやりたいと考へておりますが、お金もいることですから、その点も考へなければならぬ。

川畑議員 そうなれば建立委員は来年もずっと續いてやつてもらうのか。

加川委員長 除幕式まで續いてやつてもらふ考へております。

川畑議員 役員の場合、今年一ぱいで終るが、来年はその人達はどうなるのか――

加川委員長 出来れば引續いてやつてほしいが、役員の場合

その年の役員がやることになる。

本田議員 光田先生の業績に対して何らかの形で顕彰はよいとして、方法に問題がありそうだが。胸像破カイ事件以来園内の感情的対立が深くなったように思う。この犯人を出さずして銅像建立にはすっきりしないものがあるが。いづれにしても銅像建立することによって自治会組織強化の一端ともなるか――

加川委員長 あの事件がおこって四年以上もたっているのに、まだ整理出来ない自治会と云うのもなさないことであり、園長が退官されたからやると云う気持ちになったわけではなく、前々から考^{マコ}えておったことであり、よい機会であるから建立したいと考えたわけです。またこれをやることによって、将来の自治会の為にも良いことだと思いうわけです。

議長 光田先生が仕事していく以上、職員の手を多く取るようなことは考えられないか（九月二十四日付サンデー毎日の記事について執行委員会に注意をうながす）

加川委員長 厚生技官もやめられたことでもあり、今後の先生の立場と云うものからはんだんしてもらえと思うが――

執行委員会退席

○中継打切る〔以下略〕

会議録第五十九号

昭和三十二年九月二十七日午前九時三十分より会議室に招集した。

出席議員二十四名（上田議員）

〔中略〕

○光田園長銅像建立の件

金山議員 銅像建立は根本から反対です。光田前園長が我々にあたえたものは、我々病者をきゆう地においやっただけであつて、業績とか功績と云うものは社会の人がその恩けいによくしているわけで、その人達がやるべきである。この提案はもう一度執行委員会につきかえして再検討してもらいたい。

三好議員 結論的には反対です。我々めくらに至っては、銅像であれ石ころであれ、全く同じでなんの役にもたない。園長の業績を顕彰するのであれば、銅像よりも記念館でも立てゝその中に園長の功績をたゝえる書箱などを並べて有効に使用できる記念館を立てるべきであると考えます。

吉田議員 光田前園長の業績を顕彰するのには私は賛成です

が、それを銅像で顕彰すると云うのに不安があるわけです。銅像を立てると云ってもどれだけの大きさで、いくらぐらいかゝるのかと云った検討をなんらせずに建立委員会を作つてやるのだと云っておりますが、これでは前途多難と思いますので一応反対します。

桜井議員 光田先生に対する感謝の意でたてるといわれますが、私は一つも感謝する気持ちがわいて来ないのです。賛成する議員の意見を聞きたい。

細木議員 私は執行委員会の提案に疑問をいだくもので、此の度の提案はなんら具体的な面も出さず、委員会を設けるだけではばくぜんとしてなんにもわからない。また、存命中にやるのもどうかと思いますので、記念館を立てるのに賛成します。

有本議員 銅像を立てゝもなんのうるおいにもならない。記念館であれば私達のなんらかの為にもなり、光田前園長の業績を顕彰することになりますので、出来るなら記念館をたてるべきである。

田中政議員 私もライ予防法の時、光田園長に反感を人一倍もつておつたのですが、六十年間私達の為につくしてくれたことは大きな業績であると思います。銅像より記念館

と云われますが、二十万三十万で建て^{〔ママ〕}てもほんの小屋程度のものしか出来ないのです、感謝の意を表するのには銅像が一番良いと考えます。

本田議員 各議員は先生の業績を顕彰することには賛成ではあるが、その方法に問題があるので、議会も慎重に取扱いたいので、懇談会をもつて十分研究したい。

吉田議員 なんらかの形で顕彰すると云うことには賛成でありますので、懇談会をもつて良く検討する必要があります。

三好議員 社会的には大きな業績であると思いますが、私達の為になにをつくしてくれたかを考えると、看護婦さんで十年二十年つくしてなにを下さった人の方が大きな業績であり、また執行部は具体的な案をもつてこずにやろうとしても、それがどうなるかと云うことをよく考える必要がありますと思います。

議長 本件は重要案件であるので、懇談会とし全議員から意見の開陳を求める。

（懇談会）

一議長 閉会を宣告する 午后三時三十分〔以下略〕

会議録 第六十号

昭和三十二年九月三十日午後一時より会議室に招集した。

出席議員 二十四名（金山議員欠席）

一議長 本日の議事日程を報告する

①光田前園長銅像建立の件の懇談会

執行委員会出席 加川委員長、大村事務局長、池内事業委員、

池内経理委員、塩沢文教委員、広原業務委員

○光田前園長銅像建立の件

（執行委員会と懇談会をもつ）

一議長 閉会を宣告する 后三時三十分〔以下略〕

会議録 第六十二号

昭和三十二年十月三日午前九時三十分より会議室に招集した。

出席議員 二十二名（岸崎・国吉・新里議員欠席）

一議長 本日の議事日程を報告する

①光田前園長銅像建立の件の審議

一議長 光田前園長銅像建立の件の審議する旨を告げる

三好議員 結論的に云々ますと銅像と記念館の二本立で行き

たいと。銅像だけであれば反対だと云う議員もいるわけで、

銅像・記念館の二本立でやっていけば全会員一つになって

いけると考えるわけです。

田中荒議員 色々な人達の声を検討した結果、銅像建立に賛成します。委員には最適任者を選ぶ。

田中政議員 銅像建立に賛成したい。銅像・記念館二本立の意見もありますが、それでいけば金が相当いるわけで、その点を考えてとむつかしくなるので、此の際は銅像一本に賛成したい。希望意見として出来れば記念館も建設するようになりたい。

桜井議員 会員の中には銅像を立てたいと云う人もあれば反対だと云う人もいるわけで、銅像を建立して我々が幸福になり、自治会がうまく行くのであれば、建てても良いと思うわけです。記念館もたて、銅像もたてる案に賛成します。

銅像のみと云うことは、時代サクゴもはなはだしいと思う。我々の統一と云うことであって、その人達について従すると云う意味ではないが、その人達もひつくるめて自治会の強化をはかりたいと思うので、あえて節操をまげて賛成したい。

金山議員 私は銅像を立てると云う精神には反対ですが、その后委員長や西の人達と話合ってみると自治会に協力したいと云う気持があるので、此の際銅像を建て、自治会を進

めて行きたい。

延国議員 私としては光田先生に御恩は一つも受けていないし、反感もにくしみももっていますが、まあ銅像を建てたいと云う人があれば建てゝやれば良いのではないかと思ひますので、原案賛成します。

有本議員 私個人としては銅像を建てるのには反対であります。自治会を運営する委員の方や建立に非常に努力している人達のことを考え、銅像を建立して自治会の運営がプラスになるのであれば賛成したい。

だが、その人達が銅像を建てゝ其の後自治会に運営協力してくれるかが問題で、我々役員としてはその点も考えなければならぬが、あらゆる点を総合して三好案の銅像・記念館の二本立に賛成して行きたい。

吉田議員 執行委員との懇談会で内容を聞き、其の後色々検討しましたところ、ある程度基金の見通しと四年間銅像の為に苦しんだことがあったと云うことを聞き――私個人としては、また銅像建立には不安があるのですが、また行政面を考えて建立に賛成したい。

三好議員 私は全員一致の協力でと考え二本立の案を出しましたが、みなさんの意見、雰囲気を見ると絶対反対した

い。銅像を建立したら西の一部の人達は喜ぶかも知れませんが、その反面の人達の感情がどうなるかを考えて反対したい。

一議長 各議員の意見整理のため懇談会にする旨を告げる。
(懇談会)

田中荒議員 原案を否決して

1 光田前園長退官記念事業の件

① 銅像を建立する

② 光田記念館を建設する

建設委員は設けた方がよいので、原案の二項をそのまゝ③項にもって行きたい

金山議員 私は銅像・記念館の二本立の案でいきたい。

田中政議員 原案賛成。希望意見として記念館を継続事業とする。

田畑議員 ①銅像・記念館を建立する②委員会を設け委員は二十名以内とする、としたい。

吉田議員 田畑案に賛成したい。資金に関しては外部にむけてアップルする。

三好議員 田畑案でいきたい。委員は個人の資格で入ってもらう。

一議長 懇談会に於いて意見が整理されているので、議案の取扱い上原案に対して採決する旨を告げる。

原案反対——一九名

原案賛成——四名

採決の結果原案否決

本田議員 発議提出（賛成者多数、議題となる）

1 光田前園長退官記念事業の件

① 胸像を建設する

② 光田記念館（仮称）を建設する

③ 記念事業委員会を設け委員は二十名以内とする

一議長 提出理由及び意見討論は懇談会ならびに意見開陳の際に既に説明済みとみて採決する旨を告げる。

採決 ① 項——満場一致可決

② ③ 項絶対多数可決決（ $\frac{19}{21}$ ）

絶対多数（議員提出）可決

一議長 閉会を宣告する 后十二時五分〔以下略〕

会議録第六十三号

昭和三十二年十月七日午后一時より会議室に招集した。

出席議員 二十二名（吉田・岸崎・高田議員欠席）

〔中略〕

執行委員会出席 加川委員長、大村事務局長、塩沢文教委員、池内事業委員、池内経理委員、広原業務委員、浅田厚生委員

一議長 提案三十八号の説明を求める

○光田前園長銅像建立の件（再審議）

1 建立委員会を^{設ける}求める

2 委員は二十名以内とし、執行委員全員と正副議長の外、一般から選ぶ

加川委員長 出来るなればみなさんの意向にむくいたいと議員提案の方を検討したのですが、執行不能となりますので、議長宛に承認出来ないと云う通告書を渡したわけです。議決書では①②となっており、②項のほうはそろくやって行ったら良いと云う議長の話もありましたが、議決されてきたらそれを抱き合せてやらなければならないわけで、そうなれば大へん大きくなり、色々の点において執行出来ないわけです。銅像の場合であれば社会えアピールするところが出来ませんが、記念館となればその理由も云わなければならぬし、アピールすることはどうかと考えるわけで、色々こう云う点を検討すると、だき合せて執行するのは不

可能になりますので、やはり現在は原案でいきたいと考えますので、再審議をお願いしたわけです。②項については、敬和会事業でありますので役員が入っていないと意味が弱くなる。

延国議員 記念館を建設する見通しがないと云われるが、その最大原因を詳細に説明願いたい。

加川委員長 記念館という解釈ではありますが――建設するとなれば国側の許可も得なれ^{〔け〕}ばならないし、光田前園長から資材を少し出してもらうのが常識であると云うのが職員側の云分で、そうなれば六十年間も誰も手をつけてくれなかった病気につくして下さった先生には経済面でも豊でないところから出してもらうのは無理だと云っていましたので、私達は先生に出してもらおうと云う考えは全然もっていないと云々しましたが、こう云う点また色々検討して建設は無理なわけです。

延国委員^{〔ママ〕} 建立委員になぜ役員を入れなければならないのか――

加川委員長 委員会に執行役員全員入っているのは、議会に提案する場合^{〔合〕}にいと、執行委員全部が同じ考えをもっているのです、そう云う点においても良いので入れているわ

けです。

三好議員 銅像と記念館の抱き合せは何故出来ないのか――

加川委員長 山口県の場合は胸像だけで二百万はかゝっているのです、そう云うことも考えてやらねばならないので、だき合せはむづかしいと云うわけです。

池内委員 社会にアツピールする場合、銅像を建立するのでお願いしますと銅像一本でいけば集めるのじやないかと考えるわけです。記念館を同時に建設するからと云って呼びかけた場合「二兎を追うものは一兎もえず」^ともの諺のような結果になって、両方とも実現出来ずに終るようなことになれば^{〔困〕}因るわけです。

三好議員 銅像を建立すると云う再審議の提案であります
が、一部会員に反対があるので、あのような記念館と二本立の案を出したわけですが、この反対の人達のことを考えず、満場一致承認願いたいと云われるが、この点はどう考えておられるのか――

加川委員長 出来るなれば満場一致で承認願いたいわけ
です。

田畑議員 銅像と記念館を併用してやるのはむづかしいと云われるが、それをもう少し具体的に話してもらいたい。

大村事務局長 出来るなれば両方やりたいわけですが、銅像建立するだけでも社会にアピールしなければ建立するところが出来ないのを、記念館と両方するとなれば大へんむかししいし、不可能なことです。先づ銅像を先きに建立したい。金山議員 三十万円程度でやれるものをなぜ三百万円を集めなければならぬのか――

加川委員長 山口県の銅像が十一月三日に除幕式が行なわれるので、その時になれば職員に行ってもらって調査してもらうので詳細なことがわかると思います。

桜井議員 なに故に銅像を建てるかを云ってもらいたい。

加川委員長 最初に説明した通りで、光田前園長先生の業績を顕彰する事業として建立したいと考えているわけです。

本田議員 本件に関して世論がどうのとかしばく使用しているが、世論には官製世論と下からもり上がってくる世論と二種あると思うが、本件についてはどちらの世論とを考えているか――

加川委員長 本件については一つは執行委員会から呼びかけ、一つは下から早くやれくともり上って来た。両方を採用したわけです。反対している人にはこちらからお願いすることになります。

一議長 本件の説明を打切るか、継続するかの採決する旨を告げる。

採決打切る 賛成――十四名

反対――四名

一議長 本件の質問を打切る旨を告げる

〔以下別件のため略す〕

会議録第六十四号

昭和三十二年十月八日午後一時より会議室に招集した。

出席議員二十二名（吉田・岸崎・生川議員欠席）

一議長 本日の議事日程を報告する。

①提案三十七・三十八号の説明並びに審議

執行委員会出席 加川委員長、大村事務局長、池内経理委員、

塩沢文教委員

〔中略〕

執行委員会退席

一議長 通告文の取扱いについて意見の開陳を求める。

三好議員 執行不能と云うことですが、銅像を建立すると云

う会員は一部の人達であつて、反対する人達のことを考え、あのような案を出したわけで、不能とは考えられないので、

私は先回の議決を再確認したい。

山田議員 執行委員会の云分もわかりますので、通告文をのみたい。

田畑議員 執行不能となる一番大きな原因は資金が問題になっていと思います。一応執行部の云分もわかりますので、通告をのみたいです。

一議長 本件の採決する旨を告げる。

反対― 五名

賛成― 十四名

キケン― 一名

○光田前園長銅像建立の件（再審議）

一議長 本件は重要案件であるので全議員に意見の開陳を求める。

川畑議員 再審議については反対。全入園者が心から作るのであれば良いが、現状では考えられないので原案反対。

延国議員 六十年間の功績、また色々苦労して下さったことでもありますので、銅像建立に賛成したい。

高田議員 原案賛成。記念館・銅像の二本立では資金がないこと、また執行委員会の云分、執行面で相当やりにくいのもわかりますので賛成したい。

永井議員 原案賛成。資金があれば記念館を建てる。

関議員 原案賛成

新里議員 執行委員会の立場もわかりますので、原案賛成。

金山議員 銅像を建てると云うのは本当はこっけいな話ですが、政治的困難と云ったこともわかりますので、原案賛成。

藤井議員 原案賛成。

田畑議員 対外的、また園内のことを考えて原案賛成。

有本議員 各議員は資金のことを考えておられますが、これはお互の想像であってどれだけ集まるか、やってみなければわからないことであるので、先日議決を再確認する。

大西議員 議員の節操をまげることになるので、先日の議決を再確認する。

三好議員 結論的に云って絶対反対。個人を崇拜すると云うことは民主主義に反することであり、熱意がこもっておればどんな小さなものでも良いわけです。大きな銅像を建てることは絶対反対です。

細木議員 銅像を建て、園内が統一されるとは考えられないし、またこれをやられると私は戦時中の軍旗を思い出し再現される恐れがあるので反対。

国吉議員 原案賛成。

田中政議員 原案賛成。

桜井議員 個人崇拜というのは民主々義の敵でありますので

原案反対。

黒田議員 原案賛成。

山田議員 原案賛成。

上田議員 原案賛成。

田中荒議員 一步前進する意味において原案賛成。

本田議員 先日の議決を再確認する。

森田議員 個人崇拜についての考え方、銅像と云うものに対する考え方もある程度ケイモウされたものとして原案に賛成する。出来れば記念館も建設する。

一議長 本件の採決する旨を告げる。

① 先日の議決を再確認——七名

② 原案賛成——十四名

採決の結果、絶対多数で原案可決。

一議長 閉会を宣告する。 午後三時二十分〔以下略〕

会議録 第七十三号

昭和三十二年十一月二十五日午後一時より会議室に招集した。

出席議員 二十三名（田畑・永井議員欠席）

一議長 本日の議事日程を報告する。

1. 銅像建立委員会経過報告

2. 第二分科会付託案件報告（臨時附添規定の件）

執行委員会出席 浅田厚生委員、塩沢文教委員、広原業務委員、藤島・熊沢建立副委員長

一議長 銅像建立委員会よりの報告（中間）を求める。

浅田委員 光田健輔先生銅像建立委員会が現在までにいたった中間報告をしたい。

建立委員長に執行委員長の加川一郎

1. 設計部委員長 藤島一山

2. 募金部委員長 熊沢正敏

3. 渉外部委員長 大村堯

この三部にわかれて委員会を進めて来ました。

設計部——としては我々しろうとでは色々のことがわからないので、銅像に関してよく知っておられる山口県の河内山先生をお招きしてお聞きしたわけです。

安くて立派な物を作るには山口県の建立した物を再製するのが一番よいと云う結論になり、銅像・台石等合せて予算目標六〇万円で建立することになりました。

場所―は職員側と話合った結果、木星近辺に建ることになり、

完成は来年六月二十五日貞明皇后の御命日で救ライの日に除幕式を行いたいと考えております。

募金方法としては―最初園内で募金し、たらないところは外部に呼びかける。

まだ園内募金は年内にやりたいと考えております。

（浅田委員趣意書朗読）

この趣意書を二五〇枚を我々に関係している人に発送して協力ねがう。

藤島副委員長 設計について―場所は四ヶ所候補地に上つ

た。医局近辺・会館前・分館横・光ヶ丘

結局学長や総長の銅像でも玄関に建てられているところを検討して、園内の玄関である木星の前に建立することになりました。

山口県の場合は、総額二〇〇万円―銅像一二〇万、台石三万、労賃九〇万かかったので、目標総額よりオーバーしたそうです。

山口県の場合、銅像高さ二尺七寸、台石は全部みかげ石で厚さ八寸の三枚のビョウブが立っています。

熊沢副委員長 建立委員会としては早く完成したいと考えておりましたが、防府の河内山先生とは十日頃にお目にかかったので、その時に内容がわかった次第です。

募金方法として第一段階は園内を対象として集める。第二段階は職員、外部の援助を依頼する。

園内の募金は原則一回として期間は三月迄とする。

方法は園内でどれだけ集るか早く知りたいので年内に封筒とその中に伝票を入れて配布し、年内に出せない人はその伝票に一月いくら二月にいくら三月にいくらと分割払制にして出しやすいように考えたわけで、集める日は慰安金を出した後日にやりたい。また園内において領収書は必要の方は出す。外部・団部には領収書を出します。

金山議員 募金方法の説明を聞いて考えるに少し強制的な募金の仕方と思うが此の点について―

熊沢委員 募金に対してどの程度の金額が集るか、それによって外部の働きかけを考えなければならぬので、その第一段階として園内にどれだけ集るか早く知りたいので伝票制度をとったわけです。決して強制的で^{（は）}ありません。

三好議員 封筒を各個人にはいふする方法についてより多く金を集めようと考えての方法が強く出ているように思える

が、この点について――

浅田委員 募金方法については色々な意見が出ましたが封筒より箱を廻した場合、多く出そうと思っている人が困るという意見もありますので、気持よく出して頂けるように封筒を会員に配布することにしました。

分割払については正月前でもあり、出したいが年内には出せないと云う事も聞きますので、三月末日迄に出してもらう分割払制度を取りました。

建立委員会退席〔以下略〕

二〇八 療養生活研究会長島支部の意見

（愛生自治会蔵「療養生活研究委員会長島支部委員会報告資料集」

昭和40年 原本横書）

事務部長研究会の結論の分析

療養生活研究会長島支部委員会

全国のライ療養所事務部長研究会は、数年の歳月と23回に亘る全国的な会合をもち、今後のライ対策と療養所の改編案をまとめた。これに対し、療養生活研究会長島支部委員会は、第二回中央委員会の第三議題「事務部長研究会資料について」の検討結果、「委員会としては部長研究会の結論に対し、そ

の可否を早急に結論することなく、充分に問題点を摘出し、また関係事項を研究する」にもとづき各項目に亘り、将来の我々の療養生活に大きく影響する諸問題を含んでいると考えられるので、これを検討・分析して、次のような問題点を摘出した。

各項目の問題点

一、らい対策の大綱について

1、結核予防法に準じたライ予防法の改正。

2、同じく入退所基準の施行。

3、社会保障の領域に属する者は社会保障に属せしめる。

しかも、可及的速やかにその基本方針に移行させる。

以上の三点が大綱の基本的精神である。が以下その問題点である。

1、原則的に、われわれ療研と事務部長研究会とは、研究の姿勢が次のような点で相違している。

イ、ライは最も結核に近似しているという見解のもとにすべてを結核なみに改正しようとしているが、ライが結核に近似しているのは細菌学的にみた場合だけであつて、社会的、臨床的治癒には大きな相違点があることは、医学者も認めるところである。

尚、医学会、及び医学者の意見をどのように反映されたか不明である。

口、現在の我が国の結核行政、及び社会保障の現実近代国家としての結核対策、社会保障制度としてはきわめて理想に遠く、むしろ後退しつゝある現実であるので、これに準じてライ対策を全面的に移行するには多くの問題がある。

二、ライ対策の原則

1、ライの根本的な医学的解明がなされていない現在在宅治療の具体的な医療行政の内容に問題があり、不安が残される。

2、直ちに受療の自由を認めるとすれば、現在の一般医師、あるいは関係医療従事者（保健所医、看護婦、保健婦等）の本病に関する教育と指導が不十分である。

従つて、これら関係医療従事者に対する本病に関する指導教育は、ライ予防法の改正を待たずとも、現時点において直ちに実施すべき事項である。

3、患者管理制度が、この原則にうたわれた方法で行なわれるとすれば、過去の絶対隔離制度下の患者の取扱いから消毒を除いたゞけで、いまだに社会一般のライに対す

る理解は不充分であり、結核とライは世人一般の認識に格段の相違がある現実からみて、この患者管理制度が実施される場合、再び予想外の家庭悲劇を繰返えす恐れがある。

4、再び保健所に患者管理制度を移行することゝ、その管理内容の全体が問題である。従つて、患者管理の必要があれば、現在の各県担当官が患者の把握と連絡にあたれば充分である。

三、ライ療養所

1、イ項の特殊治療と口項の隔離を必要とする者の区別が判然としない。

2、口項の隔離を必要とする者という表現に問題がある。これは、（入所を必要とする者と改めるべきである）

3、入所規準としても、イ・ロ・ハの三項目でよいかどうか、外来治療と入所治療の区分の仕方に研究の余地がある。

4、（イ）主として基本治療を目的とするもの一カ所。

（ロ）主として外来治療を目的とするもの二カ所。
以上は現在の療養所、及び入所者をどのように隔離し、または、結びつけて実現しようとするのか不明である。

四、治療費は原則として有料とすること

1、将来の理想としては（医療費は原則として無料である）が近代国家の方向でなければならない。従つて、そうした世界の大勢に逆行した考え方である。

2、事務部長研究会案では、社会保険等の対象にすべきであるとしている。従つて健保・国保等社会保険の研究をする必要がある。

3、基本的に我が国の医療制度を根本的に改めなければならないが、その意味からも、今後はライのみの問題とせず、一層関係諸団体との共斗の必要を痛感する。

4、医学的にも、貧困、衛生環境等によつても発病すると認められ、経済的にも恵まれない地域に発病率が高いのが実状である。

従つてそれらの患者が三年―五年の治療を要する長期間の入院費を支払えるかどうか疑問である。その結果、本病予防の目的に反する結果を招く恐れがある。

5、この案が実施された場合、社会復帰後、再燃あるいは再発の者が直ちに有料の適用を受けることになり、今後の社会復帰者に与える影響は非常に大きい。

五、原則に移行するまでの暫定措置

1、新患専門の療養所一カ所100床程度を新設又は既設の療養所の転換となつてゐるが、現実に医師充員の困難な事情と考えあわせて新患専門の療養所の新設が良いか、既設の療養所に理想的な基本治療施設を完備する方が良いか、研究すべき問題である。

六、療養所の改編について

1、この案の通りに法律が改正されたとき、改編案にもとづく既設の療養所が、法的に暫定措置がどのように取り扱かわれるか、具体的な内容が不明である。

2、改編を実現する具体的な方法が不明である。

3、画期的な改善を図り、とあるが、現実からみてその膨大な予算的措置に疑問をもつ。従つて、現実には不可能に近い。もし、これが実施されるとすれば療養所の縮小以外にはないと考えられる。

4、社会保障制度に順次移管の方向づけからみて、まづ最初に老人層の移管が考えられる。

年次、老令化の傾向にある現実と見合わせて、充分研究する必要がある。

5、その他の問題点

イ、2・3・4・5項の施設はライ療養所の区分の一つと

して考えられているのか不明である。

ロ、退所者の保障に関する問題が全く示されていない。

ハ、2・3・4・5項の施設は医療について何も考えられていない。

二、医療の対象になっている人数（2000人―2500人）に疑問がある。

ホ、所内で結婚している者の改編に伴う具体策が示されていない。

以上のような問題点・疑問点を摘出したので、長島支部療研委員会は昭和四十年一月二十九日、高館事務部長と二回目の質疑の時間をもち、次のような回答を得た。

質問及び回答の要点

問一、原則的にライ予防法が改正されたとき、改編案による既設療養所の入所者の法的な取扱いについて。

答イ、改正法の付則の中に当分の間は旧法を適用する条項をもうけられる。（そのような事例がある）

ロ、既得権は今迄どおり失なわないでいけるという考え方である。従つて、分離する施設でも現在の処遇は既得権として失なわないという考え方である。

ハ、退所後の再燃および再発患者は新患と同じに取扱う。

従つて、この事が社会復帰を阻害することになつてもやむを得ない。

二、強制退所は考えていない。

ホ、暫定措置を原則に移行するための行政指導をすることは正しい。

ヘ、同じ施設内に既得権の患者と、改正法適用の患者との同居は無理なので新患専門の療養所を考えた。

問二、どのような医学的見解にもとづいてこの案が作られたのか。

答イ、世界ライ学会の定説を基礎にした。但し、日本ライ学会の現状では違つた見解も出てくると思う。

ロ、討論には数名の医師が参加した。

問三、社会保障の領域に移行する時期について、社会保障制度の向上したときとは、どういうときか。

答イ、入所者の現在の処遇より良くなつたときである。現在のライ療養所の処遇より悪くては移行できない。

問、法の改正にともなつて、前記の事項を具体的に明文化されるか。

答、明文化はできない。行政指導で行なわれると思う。

問、現在の社会保障について研究されたか。

答、社会保障の分野は、その分野の人がやつてくれるので特に研究しなかった。

問四、入退所基準について

入所基準になつてゐる急性反応現象、特殊治療とはどういうことなのか。

答イ、し型の急性症状、再燃・熱コブを急性反応という。

ロ、本病特有の基本治療を特殊治療という。

問、伝染源と隔離という表現について。

答イ、伝染源及び隔離という用語は、菌によつてうつる病気に使われているものだ。

ロ、伝染源の解釈は、子供のある家族の陽性患者が伝染源であり、大人だけのときには国際的にも伝染源としない。

ハ、隔離という用語は入所と改めてよい。

問、入所基準はイ・ロ・ハ三項に限定されているが、それ以外は入所させないのか。

答イ、その通りである。これ以外の人は通院治療を考えている。

ロ、特に隔離を必要とする場合は、命令入所・従業禁止もあり得る。

問、退所基準について。

答、退所基準は改正案による新患者のみに適用するもので、現在の入所者には適用しない。

問五、療養所の改編について

改編にともなう予算的措置はどのように考えているのか。

答、改編にともなう予算的措置は一度にはとてもできないと思う。

問、改編をどのように具体的に進めるのか。

答、授産施設から入るのがよいと思う。

問、医療の対象者（2000人―2500人）は少ないと思うが。

答、38年10月15日調査によるA群2603人を基礎にした。要基本治療者（全体の25%が現状である）をさしている。

問、改編案2・3・4・5項の施設は、医療について何も示されていないが、これらの医療はどのように考えられているのか。

答、一般保護施設の医務室程度のものを考えている。

問、改編案の2・3・4・5項の施設の所管は医務局・社会局のいずれに属するのか。

答、厚生省設置法による療養所で、医務局の管理となる。

問、改編にともなう所内結婚者の問題は重要と思うが、その取扱いについて何も示されていないが、どのように考えられたか。

答、52・8%（5166人）が夫婦者であるから議論はした。たとえば、一方が老人、一方が基本治療が必要な者の場合は、基本治療の方へ入ってもらう。あくまでも基本治療が原則である。又、一方が肢体不自由者、一方が老人ホームの場合はどちらか希望の方へ夫婦の合意の上で入ってもらう。そういったような事が話に出た。

問、退所者の処遇については何も示されていないが、どのように考えたか。

答、退所者の処遇についても論議されたが、追い出すのを目的とするように解釈されては困るので、結論を出さなかつた。

以上が、療研長島支部委員会が高館事務部長から、事務部長研究会案の疑問点について疑問し、聴取した回答の概要である。

事務部長研究会結論の分析と問題点の総括

療養生活研究会長島支部委員会は、今日の課題ともいえるき事務部長研究会の結論である「らい対策の大綱・らい療養所の改編」を検討・分析して、多くの問題点・疑問点を摘出した。

委員会は、高館事務部長に面談を求め、前記の如く問題点・疑問点についての質疑応答を行い、その結果にもとづいて、事務部長研究会がまとめた結論の問題点を、次の通り総括した。

一、この案に盛られた医学的根拠はたんに世界のライ医学の動向にそつたというだけで、臨床学的に統一された医学的根拠が薄弱である。従つて、我々も臨床的な医学面の研究が特に痛感されると同時に、療研各支部委員会のこれに対する見解の統一を急ぐ必要がある。

二、改編にもとづく暫定措置は（暫定法によつて措置される）と説明されているが、その法の具体的な適用については多くの疑問がある。従つて、これに関連した法律の研究が必要である。

三、隔離政策からの開放という方向は全患協の主張しているところであるが、とくに改編案の内容は実現不可能に近い

ものであり、治療の有料化は時代の動向に逆行していて、我々の今後の要求・希望とは大きくかけはなれる恐れがある。このことはこの結論が導き出される研究の過程において医療行政の実態の批判と評価又は、社会保障の研究、及び現在の入所者の実態を十分に把握していない。と考えられる。

四、事務部長研究会の性格と背景は、ライ研究協議会の名において発表されるものであり、厚生省総務課の厚生科学研究費の支出を受けている。従つて、行政権力に結びついた臭が濃い。

五、その他の問題点としては、在宅及び新発症患者の患者管理の内容には多くの問題があり、改編案2・3・4・5項の施設には医療が考えられていない等々、いずれも重要な問題である。とくに、庇護授産を主とする療養所においては、退所（在所三カ年後）が明確に打出されている。しかも、この改編案が実施された場合、一万人の入所者のうち約七千人程度が、この庇護授産施設の対象者と考えられている。従つて改編案による2・3・4・5項の療養所とは一般保護施設としての性格^{〔へ〕}え移行することを主な目的としているところに問題がある。

今後の研究事項

- 一、結核予防法及び同法人退所基準^{〔入〕}の研究。
- 二、社会保障の研究。
- 三、社会保険の研究。
- 四、厚生省設置法にもとづく国立療養所設置基準の研究。
- 五、身体障害者福祉法の研究。

以上が、事務部長研究会案に関連して研究を必要と考えられる今後の研究課題である。

二〇九 邑久支部将来構想研究委員会の報告書

（光明園蔵「各種団体要望書綴」昭和55年 原本横書）

昭和55年11月10日

将来構想に関する報告書

はじめに

邑久支部将来構想研究委員会

第25回全患協支部長会議の決定事項にもとづき、本年6月に設置された委員会は、発足後から7月初旬にかけて数回の

会合を持ち（施設長、職組幹部等との会合を含む）中間報告をまとめ、7月9日～11日の間に栗生支部において開催された代表者会議に参加した。

栗生支部における代表者会議では、研究課題として、下記の5項目が確認された。

- 1、医療機関としての存続について
- 2、高齢者対策について
- 3、予防法の扱いについて
- 4、職員と入園者の関係について
- 5、退所者対策について

〈将来の時間設定―5年から10年。56年度支部長会議において成案を報告する。以上のことは、第25回支部長会議で決まらずみである。〉

委員会としては、会員の考え方を把握する方法として、アンケートによる意識調査を実施することとし、8月12日、中央委員会、寮長会の全面的な協力を得て、前記5項目を中心とした調査をおこない、その調査結果（資料No.1参照）を一つの手がかりとし、10月末日成案を目的に討議を重ねてきた。

なお、当初予定していた職員側の各部局との意見交換は、重油流出事故の発生と、その事後処理という事態のため、日

程が組めず、看護部関係のみにとどまらざるを得なかった。

長島架橋の問題は、将来構想の上で、大きなかわりを持つものと考えており、アンケート調査の項目としてもこれを取り上げてきたが、周知のように、10月の厚生大臣交渉の成果によつて具体的に動き出したものと判断し、委員会としての見解は表明しないこととした。

次に、他の医療施設の併設問題（統廃合問題）については、光明園の入園者の推移（資料No.2参照）が、10年後約500名、20年後約300名と推定されるところから、現在の時点で、一定の結論を出すことは適切でないと考え、委員会内での意見交換にとどめ結論を留保した。

以上、発足以来4カ月余の委員会の取り組みについて述べてきたが、この間の委員会活動を通じて強く感じたことは、高齢者であり、かつ身体障害を有する療養者の集団となつてゆく施設の中で、老後の医療と生活に大きな不安を、それぞれに抱いているということ、それに対する施設としての方策が手さぐりの状態にあるということである。

その意味合から、この報告が、さらに論議を呼びおこし、深めるための討議材料となることを希望するものである。

〈参考資料、各寮に配布済み〉

No. 1 アンケート集計表

No. 2 入園者数推移（厚生省・所長連盟合同作成）

No. 3 らい予防法

No. 4 らい予防法改正案（所長連盟作成）

1、医療機関としての存続とその周辺

〈討議メモ〉

ア、アンケート調査（資料No.1）によると、57%の者は、光明園の医局、病棟を充実し、パートの医師を招聘する等で、とにかく光明園という施設の中で総ての医療がうけられることを望んでいる。この傾向は、第1センター地区75%に見られるとおり、後遺症による障害度の高い者、高齢者層に多く、一般医療機関への委託治療制度は不安に思っていることを示している。

イ、これは精神的な安らぎを得られないだろうとする考え方もさることながら委託治療（入院）の場合の付添、送迎等の諸種の条件が整えられていないことにもよると思われる。

ウ、委員会の推計では、10年後の光明園入園者の平均年齢は、約69才、50才未満の入園者は20〜30名程度と予測される。

こうした高齢化した集団にあつては、成人病等による合併症の増加、身障度、生活不自由度の進行が考えられる。したがって入園者の減少とは反比例の形で、人手を要する医療、看護が要請される。

エ、医療機関としての存続のためには、医師、看護婦の充員、増員が最優先の課題であることは云うまでもない。医師の確保についての将来は医師養成機関の増設とは余り関連せず、明るいものではないとするのが当を得ていると考えられる。

基幹病院である岡山病院から1時間の圏内は、見方によっては、医療の僻地ではない。架橋の実現によつて、その見方は現実化されるのではないか。したがって、国立医療機関として、岡山病院との提携は、今後一段と緊密化されなければならない。

オ、資料（No.1―2）の数字は老後の不安として、看護の状態について回答した者が多いことを示している。

人手のかかる老人として、敬遠されないか、厄介者扱いにされないか、要するに、心のかよつた、やさしい看護を望んでいることが分かる。

この不安を除去するには、看護婦、看護助手の増員と、質

的向上をはかることが必要である。資料（No.1—5）の数字と意見は、将来に向けて改善すべき方向を強く訴えていると云える。

〔まとめ〕

1、国立の医療機関として存続することを基本とし、入園者の高齢化による合併症の増加、障害度（生活不自由度）の進行に対応できるように医療の充実をはかる。

2、医師確保は、国の責任において、なされなければならない。

常勤医師充員の困難な診療科は、他の国立医療機関との併任、又はパート医の招聘により充実をはかる。

3、症状に応じ、大学、地域医療機関への委託治療を推進する。

この場合、入退院、通院の介助、付添等について、施設の責任において処理する。

4、瀬戸内治療センターについては、より充実したものとして運営される必要があり、診療、看護、運営の各部門に関する具体策を三園の関係者によつて早急に作りあげるべきである。

なお、治療センターは名実ともに、三園の治療棟、病棟の

延長線上に存在し、機能することが望まれる。

5、病棟看護について

A、将来に向けて、看護婦、看護助手の手を要する状態は、年々増加することは、明らかであり、人員の増加をはからなければならない。

B、看護婦、看護助手の定員基準を明確にさせること。看護婦については3・8制実施を必要とする。

看護助手については、現在の業務を抜本的に見直し、増員しなければならない。

（現在は、病棟入室者の介助について、知人近親者の手によつてカバーされている部分が多いが、将来は、入園者の高齢化にともない、すべて、看護婦、看護助手の手にゆだねることとなる。）

6、環境整備について

A、自治会決定の整備五カ年計画を、完全実施することが必要である。

B、病棟、治療棟、第1センター地区、第2センター地区を含むいわゆる上部地区は、自動車等の通行を規制し、大通りを中心とした、いこいの広場を設ける構想を具体化すべきである。

自動車道路は、外周道路とするよう、今後の整備計画の中に組み入れることが必要である。

2、高齢者対策について

〈討議メモ〉

ア、10年後には、入園者の平均年齢69才という高齢者の集団となる施設の状態から、医療、施設整備、福祉、給食等、日常サービス業務にいたるまで、すべての施策、運営は、高齢者対策、身体障害者対策を中心に据えたものでなければならぬ。

イ、ハ氏病療養所の老人は、なんらかの合併症、身体障害を保持しており、かつその状態は、かなり個人差があることを、心にとめておくことが大切である。

ウ、その認識のもとに

① 病棟において、三交替制の体制のもとでの看護を必要とする高齢者対策。

② 不自由者棟、軽症者棟に居住する高齢者対策。
の二つに分けて考える必要がある。

エ、視点をかえるならば、医療面を中心とした対策と、日常的な生活介助面を中心とした対策、このタテ、ヨコのかみ

合った対策が肝要と云える。

オ、自己管理の困難な状態の老人に対する金銭管理をどうするか、制度的な方策を確立する必要がある。この場合、単なる金銭の保管のみでなく、使途について適切な指導、助言がなされなければならない。

〔まとめ〕

1、高齢者対策を進めるに当たっては、理学療法士、作業療法士、カウンセラー等、専門職員の増員と確保が必要である。
2、老人病棟を設置し、寝たきり老人等、自己管理の不可能な老人に対する看護体制の確立が急務である。

3、合併症、障害度、精神状態等、個々の状態を把握した治療と看護が必要であり、そのためには、医師、看護婦、理学療法士、カウンセラー等を含めた医療チームをつくり対処する。

4、各センター（不自由者棟）に看護婦を配置するとともに、入居者の高齢化にともなう介助業務の改善をはかる。

5、保健科を充実し、寮舎に居住する高齢者（軽症者棟を含む）に対する健康管理を十分にする。

6、老化を防ぐための対策

A、現在理学療法室等を中心として進められている（老人

問題を考える会）対策は、将来に向けての胎動とも云えるもので、こうした活動を人的に予算的に裏づけをして、大きく発展させる必要がある。

B、サークル活動は多種多様なものとし、参加できる場をより多く設定することが大切である。

C、自主的な活動、自主的な参加をうながすことが、対策の中心に据えられることが肝要である。

3、らい予防法について

〈討議メモ〉

A、委員会としては、現行予防法、所長連盟改正案の前文を各寮に参考資料として配布、改正に対するアンケート調査を実施した。その結果は、資料（No.1—3）に見るとおり

改正すべきとする者	22%
改正の必要なしとする者	28%
わからない	45%
無回答	5%

以上のとおりであった。

イ、改正論者22%（43名）のうち、改正条項、および意見を記入したもの19名で、全体の10%が積極的改正論者である

と云える。

その意見は、数項目に分けられるが、根底には、隔離政策を基調とした現行法は、現状にそぐわないとするものが読みとれる。

ウ、問題は「わからない」（無回答）の50%であり、改正の是非の判断のつきかねる群、無関心群、現行法で支障を感じない群、何れかであろう。

したがって、この1—2の考えているものを、もつと具体的に引きだす必要がある。

これは設問が大まかであったことにも原因がある。

エ、今一つの問題点は、改正論の意見にもでているが、現在入所中の長期療養者に対する、基本待遇が将来とも保償されるべきとする強い意見と、改正をすると、基本待遇が後退するおそれがあるのではないかとする危惧である。

したがって、設問の段階でこの点を具体的にすると、今回の調査の数字は変動するものと考えられる。

〔まとめ〕

1、明年度の早い時期に、らい予防法研究を目的とする委員会を発足させ、改正論議を深めてゆく。そして、委員会は、現行法の問題点を具体的に提起し、入園者を対象に、意識

調査を実施する。

2、調査方法については、アンケートによる調査、面接による調査の二つの方法を併用するのが適当と考えられる。

3、法律改正は云うまでもなく国会の審議を経て決定されるものであり、施行法は軽々に改正できるものではない。

したがって近い将来改正されたとすれば、その法律は、将来に向けて、長期間10年〜20年の単位で我々の療養生活を規制するものと考えなければならない。

その意味で全会員の意志を十分に汲みとつた上で改正の是非^{〔非〕}を結論すべきである。

4、全患協としては、明年5月の定期支部長会議で、改正についての結論を得る方針であるが、当支部としては、その時期までに結論を出すことが困難な場合には、明後年度に延期するよう提案することも、問題の重要性からみて、やむを得ないと考える。

4、職員と入園者の協力関係について

〈討議メモ〉

ア、資料（No.1―6）によると、調査対象の約50％がなんらかの意見を記入している。

この意見の中には、協力関係をいかに樹立すべきかという前向きな意見と協力関係を損なっている現状批判がある。

イ、現状批判は大別すると、職員の勤務態度、施設当局管理者の姿勢、職員組合の活動、等に対する批判、不満であると云える。

（不良職員の退職を求めるきびしい意見も相当数ある。）

ウ、アンケート調査の時期が、たまたま、重油流出事故と合致したこと、1昨年の看宿失火事件以来、不祥事件が相次いだことも、批判、不満がふき出た一つの要素となつているが、そうした一過性のものと断定することは皮相的であり、根深い不信感が存在していると考えられる。

エ、不信感は何ぞ生ずるか、信頼関係を損なうものは何か、組織的な面と、個人的に分けて考える必要があるのではないか。

オ、組織的なものとしては、施設当局、組合、自治会の三者の相互関係、対応から生ずるものが考えられる。

カ、個人的なレベルのものとしては、1人の職員の勤務上の行動、言動に関する対応によつて生ずるものと考えられる。キ、勤務をはなれた場での交流が少なくなっていること。趣味、娯楽等の場で職員と入園者が、共通したうごきをする

度合が減少していることも一つの原因ではないか。

〔まとめ〕

- 1、職員と入園者の信頼関係を回復し、維持するために話し合いの場を広げ、相互の立場、意見を冷静に判断し、理解するよう努力すべきである。
- 2、職員は、医療従事者であり、入園者の生命を守つてゆく使命があることを自覚し、勤務すべきである。
- 3、不信を生む仕組みの一つは、責任の所在が明らかでなく、かつ、事態を判断する材料が情報として正確に知らされないところにある。

したがつて、施設当局（管理者）は、重要な施策の決定から、個人に対する窓口業務（たとえば寮舎入居、移動等）にいたるまで、意志、決定機関とその責任の所在を明確にすることが必要である。

- 4、ハンセン氏病に対する偏見、入園者に対する差別感情を抱く者は、職員としての資質に欠けるものであり、人事管理の面で十分^分な研修、教育が必要である。

- 5、組合活動においては、組織としての権利主張、組合員の利益、擁護等の要求が、患者の生命を守り、医療を守るという医療労働者の基本的立場と、どうかみ合うかを絶えず

念頭におき、理解を得るように努力することが必要である。

- 6、入園者の立場からの取り組みとしては

A、組織として、要求団体としての原則を保持し、問題処理について、経過、結果を組織内に適確に説明、伝達する。

B、個人として、それぞれの意見を出し合つて、積極的に組織に参加する姿勢をもつこと。感情論でなく、冷静に問題点を引き出し、事の是非を論議する場をもつことが大切である。

- 5、退所者対策について

〈討議とまとめ〉

委員会としては、退所者の実態が不明なため、討議の参考資料が得られなかった。したがつて、提起された問題点である、退所者の老後の生活保障、再入園希望の問題等につき、対症療法的に対処するという、一般論として、議論がなされた。

なお再入園について、再発の場合問題はないとしても、年齢等の事情による場合、施設、自治会との合意の上で考慮されるべきである。

また、原則的には、出身園に再入園するということが大方の考え方であつた。

二一〇 予防法問題長島支部検討委員会の答申

(愛生自治会蔵「らい予防法関係書」昭和61年 原本横書)

昭和61年11月 日

自治会会長

光沢和幸殿

らい予防法問題

支部検討委員会

委員長 山田義信

らい予防法問題についての当委員会のまとめを下記の通り答申します。

記

1、現行のらい予防法についてその認識と問題点

現行のらい予防法は昭和28年8月15日に公布、同日から施行され、途中で一部改正が加えられて今日に至っている。

日本のハンセン病対策は、国際保健機構(WHO)や国際らい学会の勧告の線に沿って改善がすすんでおり、当時全患協が要求した諸事項の中、その少くない部分が現在の行政に

採り入れられている。今日の療養所の実態を、予防法闘争時に比較すると格段に改善されている。これは、予防法が厳然と存在するにもかかわらず、道理と事実に基づく要求をかかげ、その実現のためにたたかってきた全患協の団結と奮闘の成果である。

このように、行政面では一定の改善がなされたものの、患者とその家族に塗炭の苦痛と損害を与えた予防法はなお温存している。例えば強制入所、病名、従業禁止、外出の制限、汚染場所の消毒、秩序の維持と罰則等の条項がそれであり、現行政とも矛盾している。行政的に一定の改善がされたとしても、人権を無視し偏見を助長するような条項を放置してよいということにはならない。

国際連盟らい保健機関委員会が「らい治療の進歩した結果、従来の主として行政、警察上の管理に基づいて行なわれていた方法を、新しい知識及び社会事情に応じたものとするよう、諸規則を改める必要がある」と勧告したのは1931年(昭和6年)のことである。その後1952年、WHOらい専門委員会は第一次報告で「最近の治療法が効果的となり回復のチャンスが高まったため、従来の強制的隔離を考慮し直す必要が生じている」と指摘している。これらの勧告の線に沿つ

て予防法を是正し、名実共に解放政策を実行しなければならぬ。日本政府はその責任を負っている。

現行の予防法はその一面で、患者に有利な内容を備えている。例えば、同法の第二条において「国及び地方公共団体は、つねに―らい患者の医療につとめ、患者の福祉を図る」としており、また、同第十二条では、入所者の「教養を高め、その福利を増進するようにつとめる」としている。療養所内における医療、生活介護等の充実はいうまでもなく「患者の教養を高める」行政をも、国の責任で行うとしているのであって、ここには「合併症の医療に関しては、現行予防法が障害になっている」などの理由が成り立つ余地は存在しない。医療と生活の充実をめざす全患協運動にあっては、先ず、これらの条項の積極的適用を求めることが重要である。

2、現行予防法の改正問題について

予防法の改正問題を論ずる場合は、①予防法についての要求と、②実際に法改正を要求する行動とは区別しなければならない。

①現行予防法に対する基本的な見解と態度については前段の1項で述べた通りであり、具体的には昭和38年厚生大臣に

提出した要請書が基本である。

②項の、実際に法改正を要求する行動については、いまは見合わせるべきであると考える。その理由は次の通りである。

主な理由

い、日本の政治情勢は、第二臨調の発足以来政治の右傾化が強まり、患者や障害者、高齢者等の対策は年々縮少されてきている。この状況のなかで、確実な展望をもたないまま行動に踏み出すことは軽卒のそしりをまぬがれない。

ろ、会員の生活の中に、予防法の即時改正を必要とする具体的で切実な要求がみられず、それよりも、当面の諸課題にこそ全力を集中すべきだとの声が強い。

は、予防法の改正問題をすすめると、窮極のところ廃止論に落着くことになろうが、いまの見通しに確信がもてない状況下で、あえて改正に踏み出すのは無責任な行為というべきだろう。

3、福祉縮少の臨調路線から医療と生活を守る運動

政府は現在、臨調答申の具体化を急いでいるが、中でも健康保険法、老人保健法の改悪と、国立病院・国立療養所の統

廃合などの動向は、全国入所者にとって決して他人ごとではすまされない。若し政府が、この路線に沿って予防法を更に改悪しようとするときは、全国入所者は団結して医療と生活を守り、予防法についての要求実現のために奮闘するものとする。

以上

らい予防法問題支部検討委員会 委員名簿

委員長 山田義信 副委員長 神谷文義

委員 加賀田 一 島田 等 金子利幸 大西 勇

細木武友

二二一 第三十八回支部長会議での長島支部意見

(愛生自治会蔵「医療H二、三、一医療委員会」平成2年 原本横書)

全患協第38回定期支部長会議 (第1号議案中)

「らい予防法改正運動について」に対する長島支部の態度について

標記の運動方針に関しては、長島支部は、「らい予防法改正要請書案」および運動の進め方について、共に賛成できません。

《理由》

今次の全患協のらい予防法改正に対する長島支部の態度は、終始一貫しています。それは、全患協が40年にわたって闘い取ってきた現在の処遇（強制隔離政策によって受けた損失の補償）を後退させないことを優先する考え方であり、その点で疑念や不安が解消されないうちは、軽々しく法改正に手をふれるべきではないという立場です。

私達は、現行予防法の改正その事に反対したことは一度もありません。にもかかわらず運動に入ることには反対しているのは、法改正に手をつけることによって、私達の闘いの成果が将来にわたって確保できる展望が、開けていないからであります。今回提案されている新しい「要請書案」は、その内容、提案理由ともに説得力を欠くものであり、会員の中に混乱を持ち込むものです。

長島支部は、らい予防法検討委員会答申（昭和61年11月）第114回書面会議への支部意見（昭和63年6月）その他においてすでに述べているように、私達をめぐる日本の医療、福祉の状況は決して好ましいものではないことは、その後においても老人保健法の数次にわたる改正、診療報酬改正などにみられるように老人医療へのしわ寄せ、差別化は一層進んでいます。また、国立医療機関の統・廃合にみられるように

政府は、医療法の趣旨を無視して国立医療の縮小をはかる反面、民間資本の参入を促進して、医療事業の営利化をすすめ、慢性患者や高齢者を医療から遠ざけようとしています。こうした時期であればこそ、私達の行動は慎重を要するものと考えます。

私達は、全患協として当面とるべき方針は、30年後には全国の入所者数が500名というような予測がなされているとき、将来のいかなる段階においても、私達が勝ち取ってきた処遇全般を一層確実に保持、充実できるように、その保証と対策を求めることにあると思います。それが実現されるならば、予防法の抜本的な変革も混迷をもたらすことなく、スムーズに全会員に受け容れられるものと信じます。

以上